

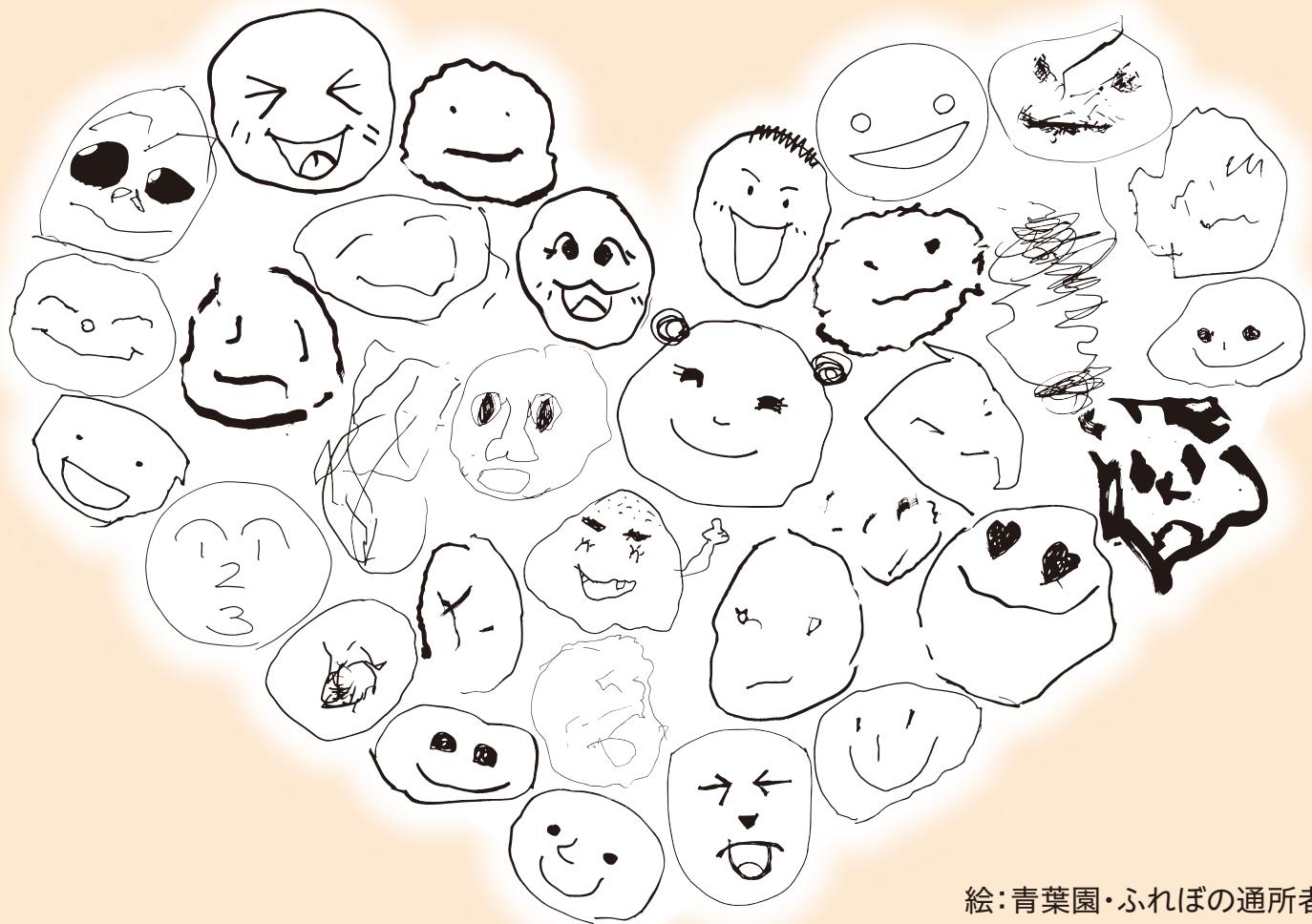
西宮市社協第9次地域福祉推進計画

“つながる”“認め合う”“話し合う”

あなたと共に創り出す「共生のまち」

～共創による 共生社会の実現へ～

(2021年10月～2028年3月)



絵：青葉園・ふれぼの通所者

社会福祉法人

西宮市社会福祉協議会

ごあいさつ

西宮市社会福祉協議会は昭和 26 年（1951 年）10 月に設立され、昭和 28 年（1953 年）7 月に社会福祉法人の認可を受け、地域の幅広い関係者の参画を得て市民福祉の増進に努めてまいりました。昭和 60 年（1985 年）6 月には、市社協初めての「第 1 次発展計画」を策定し、第 6 次計画からは「地域福祉推進計画」と改称して、第 8 次地域福祉推進計画に至るまで、「共生のまち」を創り出す取り組みを先駆的にすすめてまいりました。



多様化する時代背景の中で、誰もが自分の「役割」と「居場所」をもちながらお互いに認め合うことができる“共生社会”的実現にむけて、地域住民やさまざまな団体の参画を得ながら地域福祉活動を推進するとともに、市社協内の相談支援体制の構築にも重点におき、それらの充実を図ってまいりました。また、2016 年（平成 28 年）3 月には「地域共生館 ふれぼの」を開館し、地域の中で年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、みんなが自然につながりあえる場づくりの全市普及に努めてまいりました。

しかし、2019 年度（令和元年度）末より全国で新型コロナウイルス感染症が拡大、地域社会や経済状況等に大きな影響を与えるとともに、地域のつながりづくりが制約され、一人ひとりの暮らしのあり方や価値観についての見直しを余儀なくされました。第 9 次地域福祉計画策定についても、地域活動者や団体等からの聞き取りや策定委員による協議ができない状況が続きましたが、このたび半年間の策定期間延長を経て、これまでの“共生のまちづくり”的継承、発展と新しい価値観を加えながらさらに活動展開していくための指標となる「第 9 次地域福祉推進計画」策定に至りました。

地域福祉目標を『“つながる” “認め合う” “話し合う” あなたと共に創り出す「共生のまち」～共創による共生社会の実現へ～』と掲げ、コロナ禍においても決して忘れてはならない地域や人のつながりをあらためて見直し、さらに多様な人や団体等を巻き込みながら話し合いや工夫を重ねることで、“共創”しながら“共生社会の実現”をこれからもめざしてまいります。

特に、子どもに関する取り組みについては重点活動として位置付けるとともに、新しい共生拠点の展開実施、制度狭間や生活困窮に関する総合的な支援体制の構築についても市社協総体として積極的にすすめてまいります。また、市社協における活動推進にむけては、地区社会福祉協議会の「地区福祉計画」および西宮市の「地域福祉計画」と連動するとともに、さまざまな機関・団体等ともしっかりと連携しながら推進してまいりますので、今後もより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画原案策定委員会の委員長としてご指導と取りまとめをいただきました関西学院大学の藤井博志先生をはじめ、コロナ禍におきましても熱心にご議論いただきました策定委員会委員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和 3 年（2021 年）9 月
社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
理事長 水田 宗人

西宮市社会福祉協議会 第9次地域福祉推進計画の推進について

第9次地域福祉推進計画が策定されました。策定委員、市社協役員、そして地域福祉活動を実践されている住民、当事者、関係者の皆様、そして職員の方々にお礼申し上げます。

これまでの9次にわたる計画において、阪神淡路大震災などの時期々に地域福祉として克服すべき課題が多々ありました。しかし、今期の策定ほど対応が予測不能な計画はありませんでした。それは、この計画期間中に団塊の世代が75歳を迎える2025年をはさんで、少子高齢、人口減少の急激な変化がすむ時期だからです。そして、すでに地域福祉のあいさつの枕詞にさえなっている家族の縮小化・単身化と貧困化からの社会的排除と孤立の問題の深刻化、そこから表出する「制度の狭間」の対応が問われているからです。

また、この社会構造の変化は地域福祉行政としての行政改革を強く要請しています。国の段階においては社会福祉法の改正を行い、自治体における包括的支援体制づくりの努力義務化や重層的支援体制整備事業の創設がなされています。また、目標とする社会像を地域共生社会として「地域共生社会政策」をすすめようとしています。

このように地域福祉行政への変革が自治体に問われていることに対し、本計画は民間地域福祉として行政に提言、協働する一方で、より自発的（ボランタリー）な地域福祉活動を先導的に広げることを強く意識した計画策定としました。なぜなら、共生社会をつくる主体は当事者や住民という生活者に他ならないからです。生活者を中心におきながら、その暮らしづくりに専門職や行政、中間組織などの多様な主体が地域という暮らしの場で協働して地域共生社会をつくることが本計画の目標といえます。したがって、行政による地域福祉計画との協働とともに、地域住民・地区社協が立案する地区福祉計画を本計画の基盤として最重視しています。

そのことを通じて、「共創による共生社会の実現」という地域福祉目標として定めました。多世代共生、多文化共生、誰もが役割がもてる地域社会の実現です。西宮市社会福祉協議会におかれましては、昨今の「個人責任」「競争」による社会の分断に対して、これまでの関係者による地域福祉の蓄積の上に、「共創」の取り組みを本計画で進めていただき、希望のある未来を創り出していただくことを祈念いたします。

令和3年（2021年）9月

第9次地域福祉推進計画原案策定委員会
委員長 藤井 博志



～ 目 次 ～

第1章 第9次地域福祉推進計画策定にあたって	… 1
1. 策定の背景	…… 1
2. 計画の位置づけ	…… 2
3. 計画期間	…… 2
4. 計画をすすめるための取り組み	…… 3
第2章 第9次地域福祉推進計画の体系	… 4
1. 地域福祉目標	…… 4
2. 推進目標	…… 5
3. 第9次計画体系表	…… 6
4. 第9次計画と持続可能な開発目標 SDGsとの関係	…… 7
第3章 第9次地域福祉推進計画	
推進目標 I・II・III・先導的取り組み・重点取り組み	… 9
1. 推進目標 I さまざまな個人・団体などとすすめる地域福祉活動の推進	…… 9
2. 推進目標 II 権利擁護・総合相談支援体制の推進 ～住民として暮らし続けるためのしくみづくり～	…… 32
3. 推進目標 III 地域や人への思いを育む土壤を広げる	…… 50
4. 第9次計画期間先導的取り組み 共創による共生のまちづくりの拠点づくり	…… 59
5. 第9次計画重点取り組み 子どもたちと共に創り出す共生のまち	…… 61
【用語解説】	…… 66
第4章 資料編	… 68
1. 第8次地域福祉推進計画の振り返り	…… 68
2. 第8次地域福祉推進計画の現状・評価から第9次地域福祉推進計画へつなぎたい要点・視点	…… 69
3. 権利擁護・総合相談支援体制検討委員会報告から	…… 70
4. 地域福祉推進地区組織代表者会議から出された地域福祉課題及び提言	…… 72
5. 団体ヒアリング結果	…… 74
6. 地区社会福祉協議会等の人口・世帯・主な活動一覧	…… 76
7. その他	…… 77

第1章 第9次地域福祉推進計画策定にあたって

1. 策定の背景

私たちの国の社会状況は、社会構造の急速な変化により、人口減少と少子高齢化や世帯の縮小がすすみ、高齢者だけでなく若年・中年世代にも単身世帯が増加しています。このような中で、ご近所の関係が希薄化するとともに、「引きこもり」「8050問題」「貧困」「虐待」や不登校等で子どもが生きづらさを抱える「子どもの孤立」等が社会的な課題として注目されるようになりました。

経済状況は、2013年（平成25年）以降、数々の経済指標では景気回復となりましたが、大企業と中小企業の景況感格差や正規・非正規雇用労働者の賃金格差などにより「実感なき景気回復」と言われています。そして2020年（令和2年）新型コロナウイルス感染拡大により、多くの産業で経済活動が滞り、休業や失業等により、生活に困窮する人が急増しました。

新型コロナウイルスへの感染対策では、人と人との接触を避け、物理的な距離の確保が謳われ、「新しい生活様式」が求められています。それにより地域内でのさまざまな活動が制限され、世代に関係なく社会的孤立の深刻化に拍車をかけることになりました。

社会的孤立に伴う複合・複雑化した福祉課題や「制度の狭間」の問題等は、既存の制度では対応が難しくなっています。そのため国では、2018年（平成30年）の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現という理念を初めて打ち出し、市町村ごとの「包括的な支援体制づくりの整備」を規定しました。さらに、2021年（令和3年）には、地域共生社会の実現にむけた具体的な方策として「重層的支援体制整備事業」を創設しています。この「重層的支援体制整備事業」では「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を市町村の創意工夫により一体的に実施することが求められています。

また、2015年（平成27年）に国連総会において、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現をめざす世界共通の目標を掲げられました。

西宮市においては、大規模集合住宅の開発等により1997年（平成9年）から2007年（平成19年）までは、概ね1~2.5%の人口増が続いていましたが、第8次地域福祉推進計画（以下、第8次計画）期間では人口の減少に転じました。また、高齢化率は、2020年（令和2年）に24.1%となっており、全国平均28.7%（総務省推計）より低いものの、年々増加傾向にあります。一方、若い世代の転入が多く高齢化率が下がっている地区や、さまざまな国籍の在留外国人が増えている地区もあり、地区ごとの特徴が顕著になってきました。しかし、自治会加入率が2020年（令和2年）には69.7%となるなど、人と人とのつながりやお互いに助け合い支えあう機会の減少については、共通課題として全市域でみられます。

さらに、社会的孤立状況にある住民からの相談も増えており、生活困窮の相談窓口のくらし相談センター「つむぎ」への新規相談件数については、年々増加してきています。また、新型コロナウイルスに伴う生活福祉資金特例貸付では、阪神・淡路大震災における特例貸付よりも多い貸付件数と金額となっており、在留外国人からの相談も多くなっています。

西宮市社会福祉協議会（以下、市社協）は、このような状況を踏まえ、さまざまな個人や団体のつながりづくりを積極的にすすめていきます。さらにそのつながりを通して、新しい価値・価値観を共に創り出すとともに、複合・複雑化した福祉課題の解決にむけた取り組みを推進する必要があります。

2. 計画の位置づけ

「第9次地域福祉推進計画」（以下、第9次計画）は、地域福祉推進の中核的な役割を果たす市社協が、子どもから高齢者まで、誰もが社会に参加・参画できる西宮市をつくっていくために住民、当事者、関係機関、団体、企業等の参画を得て、民間の立場で地域福祉を推進するための取り組みや事業を示したものであります。

また、各地区社会福祉協議会（以下、地区社協）が主となり策定する「地区福祉計画」は、自分の住む地域（概ね小学校区のエリア）にある身近な生活課題や福祉課題について、住民や当事者、関係機関、企業等が一緒に話し合い、小地域福祉活動を協働ですすめていくための方向性を定めたものです。この計画は未来の福祉のまちづくりにむけて、それぞれの地区の課題に対する活動の展開を表すものであり、地区ごとの独自性が発揮されています。

なお、第9次計画は、市が策定をすすめている第4期西宮市地域福祉計画（以下、第4期地域福祉計画）にむけた提言を行うとともに、連携・協働した地域福祉推進をめざします。

3. 計画期間

計画期間 2021年（令和3年）10月～2028年（令和10年）3月

前期の第8次計画は、「第3期西宮市地域福祉計画」より1年先行して策定し「地域福祉計画」への提言機能を果しました。

「第9次計画」も同様に提言機能を果たすため、2020年度（令和2年度）当初から策定をすすめる予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「第8次計画」の計画期間を半年延長し、本計画は2021年（令和3年）10月開始となりました。

また、市では「第4期地域福祉計画」から「地域福祉計画」を各分野計画（高齢分野・障害分野等）の上位計画の位置づけとするために各分野別計画の策定年度を考慮して、計画期間を7年間（2022年度～2028年度）とする予定です。

このような経緯から、今後も「地域福祉推進計画」と「地域福祉計画」の計画の関係性を継続させるために「第9次計画」の計画期間を6カ年半とし、2021年（令和3年）10月～2028年（令和10年）3月までとします。また、「第9次地区福祉計画」については、2022年（令和4年）4月～2028年（令和10年）3月までとします。

<各計画の計画期間>

計画	年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
地区 社協	第9次地区 福祉計画		第9次						第10次	
市 社協	第9次地域 福祉推進計画	第9次							第10次	
市	第4期地域福祉 計画		第4期							第5期

4. 計画をすすめるための取り組み

計画策定後は、年次ごとに計画進捗の点検や評価を行うとともに、中間年となる2024年度（令和6年度）には、中間点検及び社会の状況や福祉施策に応じた見直しを行います。

計画をすすめるための点検・評価の場として市社協内各課を横断する「市社協計画推進会議（仮）」を設け年次評価を行います。また、総合相談支援体制の構築をすすめるために年度ごとに報告書を作成するとともに「総合相談支援体制推進会議」を開催し進捗管理や評価を行います。さらに、計画全体をすすめるための協議の場として「すすめる会議」を設置して、事業の課題解決にむけた審議を行います。

なお、計画の進捗管理については理事会で行うとともに、評議員会や地区社協会長会議においても進捗状況について検討し、あわせて各委員会でも計画に沿った議論を行います。

地区福祉計画については、定期的に地区社協内で計画の進捗や取り組みによる効果、今後のすすめ方等を協議していきます。中間年となる2024年度（令和6年度）は、活動の振り返りと今後のすすめ方について地区ネットワーク会議等で協議を行います。

また、第8次計画に引き続き市と市社協での「西宮市地域福祉推進検討会議」を設け、連携しながら計画内容を推進していきます。

＜計画をすすめていくための会議の種類＞

会議 \ 年度	会議内容	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
市社協計画推進会議（仮）	市社協内各課を横断し、年次評価を行う会議							→ 第10次策定に向けて
総合相談支援体制推進会議	総合相談支援体制をすすめるための会議（推進目標Ⅱ参照）							→
すすめる会議	計画全体をすすめるための協議の場（原案策定委員会委員で構成予定）			→	中間年協議		→	策定委員会設置

※上記会議以外に、地区社協会長会議、各種委員会等で計画の進捗状況の検討、計画に沿った事業について議論を行います。

第2章 第9次地域福祉推進計画の体系

1. 地域福祉目標

“つながる”“認め合う”“話し合う”あなたと共に創り出す「共生のまち」

～ 共創による 共生社会の実現へ ～

『共生社会』

お互いの人権と個人の尊厳を尊重し合い、地域で誰もが排除されず
一人ひとりの権利が守られ、誰もが主体的に参加できる社会

第8次計画では「共生のまちづくり」をテーマに、地区社協をはじめとする関係団体や関係機関等と一緒にすすめきました。その中で、地区ネットワーク会議を通して地域内の多様な団体とのつながりや、地域とNPO法人・事業所が協働した活動等が広がってきました。

一方で、地域活動の担い手不足、住民同士の関わりの希薄化等により、複雑化した地域課題に対し、住民活動だけでは解決が難しくなっています。

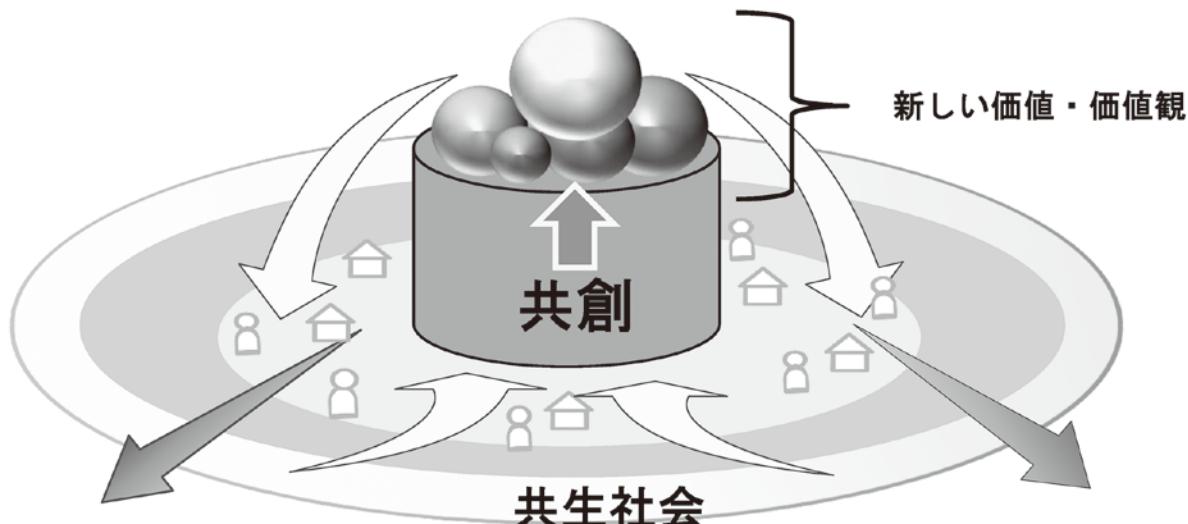
また、私たちの社会では、年齢、性別、L G B T Q、障害の有無、国籍、人種等、多様性をお互いに認め合い尊重することが求められております。地域では、さまざまな活動や取り組みの中で認め合うことを実践していますが、多様性に対しての偏見などは、社会の中で散見されています。

そして、新型コロナウイルス感染拡大により、当たり前だと思っていた日常が失われてしまうという体験を通して、人々の価値観や意識、考え方大きな変化をもたらしました。それと同時に、人と人のつながりの大切さについて、あらためて重要であることを認識することになりました。

このような状況から、第9次計画では、市社協が地域福祉推進の中核的な組織としての役割を果たすため以下の取り組みをすすめます。

既存のつながりの枠をさらに広げ、異なる視点や価値観をもつ多様な人や団体が、より多く“つながり”“認め合い”“話し合う”『共創』のプロセスを大切にします。そして、住民がさまざまな地域の課題・当事者の存在に気づくための多様な学び合いの機会を幅広い分野と連携し、生きがいをもって活躍できる土壤づくりをすすめます。このプロセスを通して、新しい価値や価値観を生み出す『共生社会の実現』をめざします。

【新しい価値・価値観を生み出し、共生社会へ広がるイメージ】



2. 推進目標

地域福祉目標の実現にむけて、次の3つの推進目標と先導的取り組み・重点取り組みを掲げ、具体的な活動・事業の展開を図ります。

I さまざまな個人・団体等とすすめる地域福祉活動の推進

- 推進項目1 住民主体の活動の推進
- 推進項目2 当事者主体の活動の推進
- 推進項目3 多様な個人や団体との連携強化
- 推進項目4 第9次地区福祉計画づくり

II 権利擁護・総合相談支援体制の推進～住民として暮らし続けるためのしくみづくり～

- 推進項目1 社協内総合相談支援体制の推進
- 推進項目2 包括的相談支援体制づくりにむけて

III 地域や人への思いを育む土壤を広げる

- 推進項目1 学び合う機会を広げる
- 推進項目2 土壌づくりをすすめる人を広げる
- 推進項目3 伝える力・受け取る力の強化

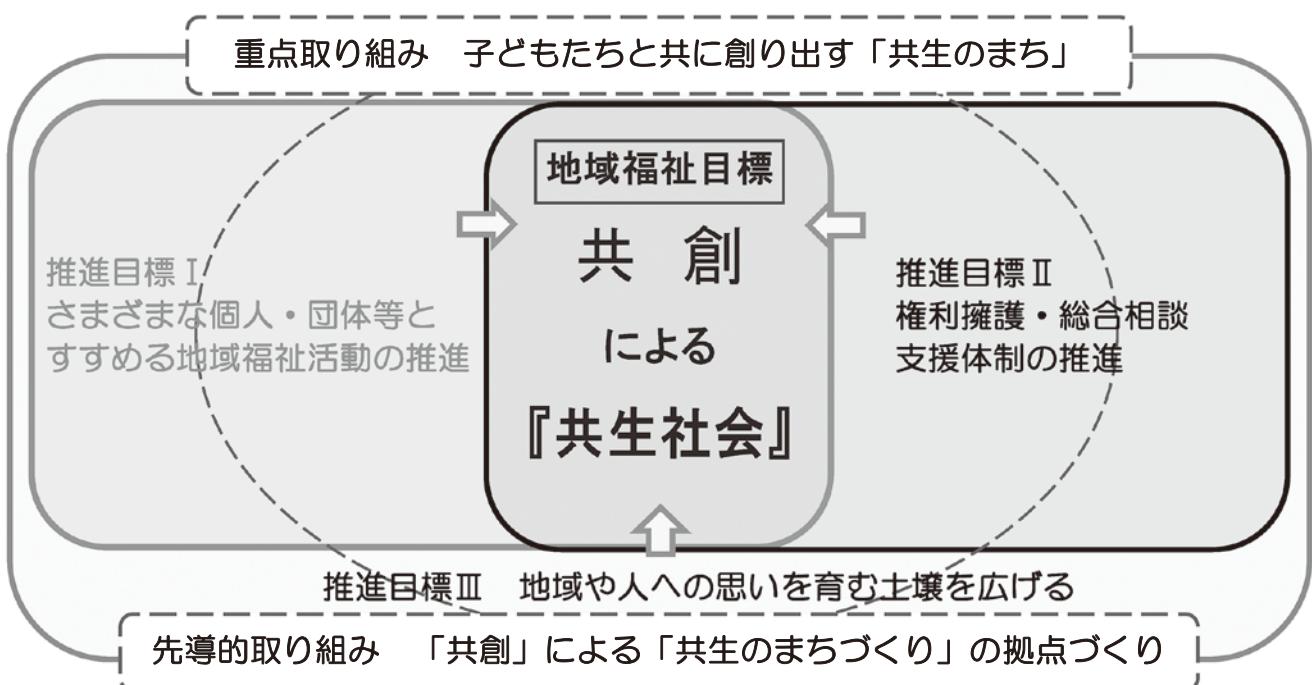
先導的取り組み(推進目標I～IIIの横断的取り組み)

「共創」による「共生のまちづくり」の拠点づくり

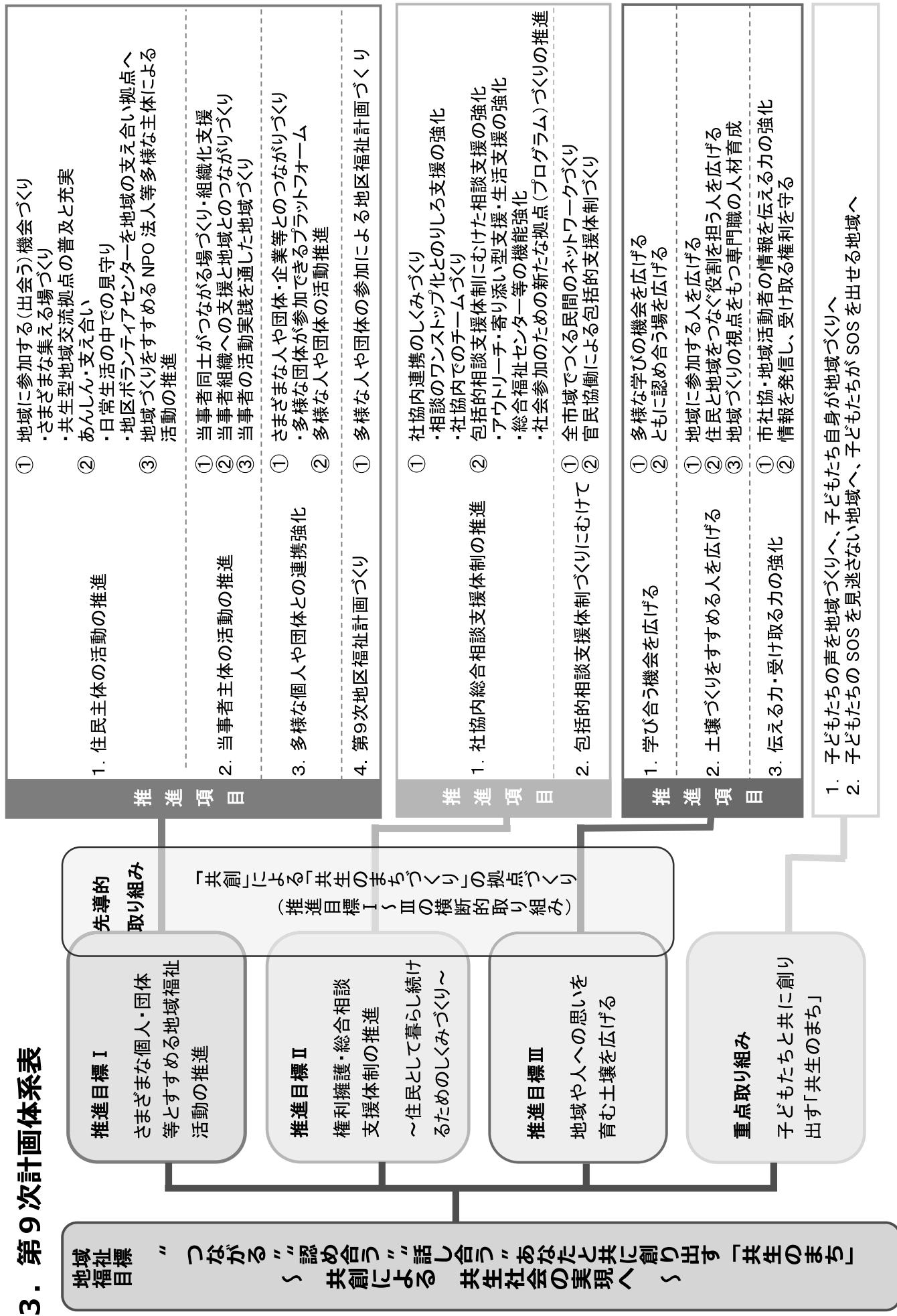
重点取り組み 子どもたちと共に創り出す「共生のまち」

1. 子どもたちの声を地域づくりへ、子どもたち自身が地域づくりへ
2. 子どもたちのSOSを見逃さない地域へ、子どもたちがSOSを出せる地域へ

[第9次計画 体系図]



3. 第9次計画体系表



4. 第9次計画と持続可能な開発目標 S D G sとの関係

第9次計画は、国連の持続可能な開発目標 S D G s ※の理念「誰一人取り残さない」と重なり合うことから、S D G sを地域福祉の側面から推進します。

<主に取り組む目標>

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>生活困窮世帯やひとり親世帯等が地域で安心して生活できるよう、多様な取り組みをすすめます。</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる世代において健康的な生活が送れるよう、住民同士による支えあい活動等をすすめます。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>多様な学びを通して、より多くの地域住民や団体、事業所等が主体的に学ぶための方策を企画します。</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>性別やL G B T Q等、さまざまな特性を認め合い、誰もが地域社会で活躍できる土壤づくりをすすめます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>一人ひとりの人権が守られ、誰もが排除されない地域にするため権利擁護を基盤とした取り組みをすすめます。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>地域内での支え合いのしくみづくりや、多様な関係機関・団体や行政と連携、協働を図り、包括的な支援体制を構築します。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>一人ひとりの人権が守られ、誰もが排除されない地域にするため権利擁護を基盤とした取り組みをすすめます。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>地域住民、事業所や団体、行政等が協働して活動等に取り組むことにより、地域福祉の推進を図ります。</p>

※持続可能な開発目標 S D G s（エス・ディー・ジーズ）とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

S D G sは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

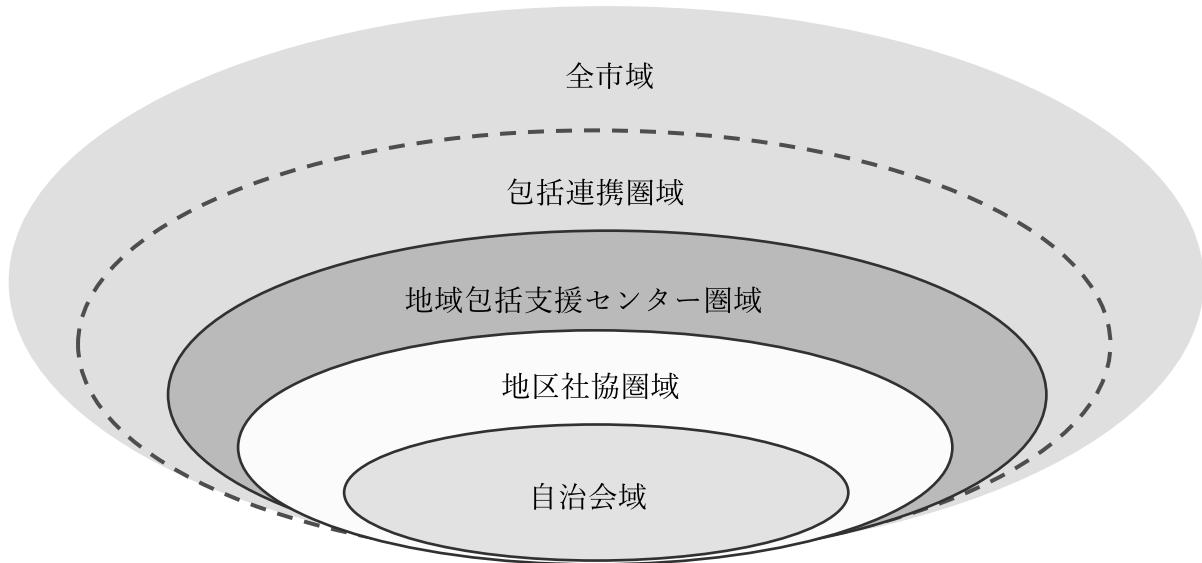
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



♪地域福祉推進計画における圏域の考え方♪

市社協では下記の圏域を踏まえた上で、各圏域での取り組みや役割を明確にしながら地域福祉を推進します。

<西宮市社協の圏域の整理>



圏域(圏域数)	地域活動・当事者活動	総合相談支援体制における連携
自治会域	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所や自治会による見守り、 気のかけ合い ・身近な地域でのつどい場 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り会議
地区社協圏域(36)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協による各種サロン等の 交流活動 ・地区ボランティアセンターによる 支え合い活動 ・地区ネットワーク会議の実施 ・共生型地域交流拠点の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と専門職との連携 ・地区ネットワーク会議
地域包括支援センター圏域 (15)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ等テーマ型活動に よるつながりづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協圏域チーム ・専門職と各関係団体等との連携
包括連携圏域(5) ※行政の設定圏域		<ul style="list-style-type: none"> ・各種福祉・医療関係ネットワーク ・企業や社会福祉法人の連携
全市域	<ul style="list-style-type: none"> ・各種当事者会や当事者活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策化・制度化(セーフティネット)

第3章 第9次地域福祉推進計画 推進目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

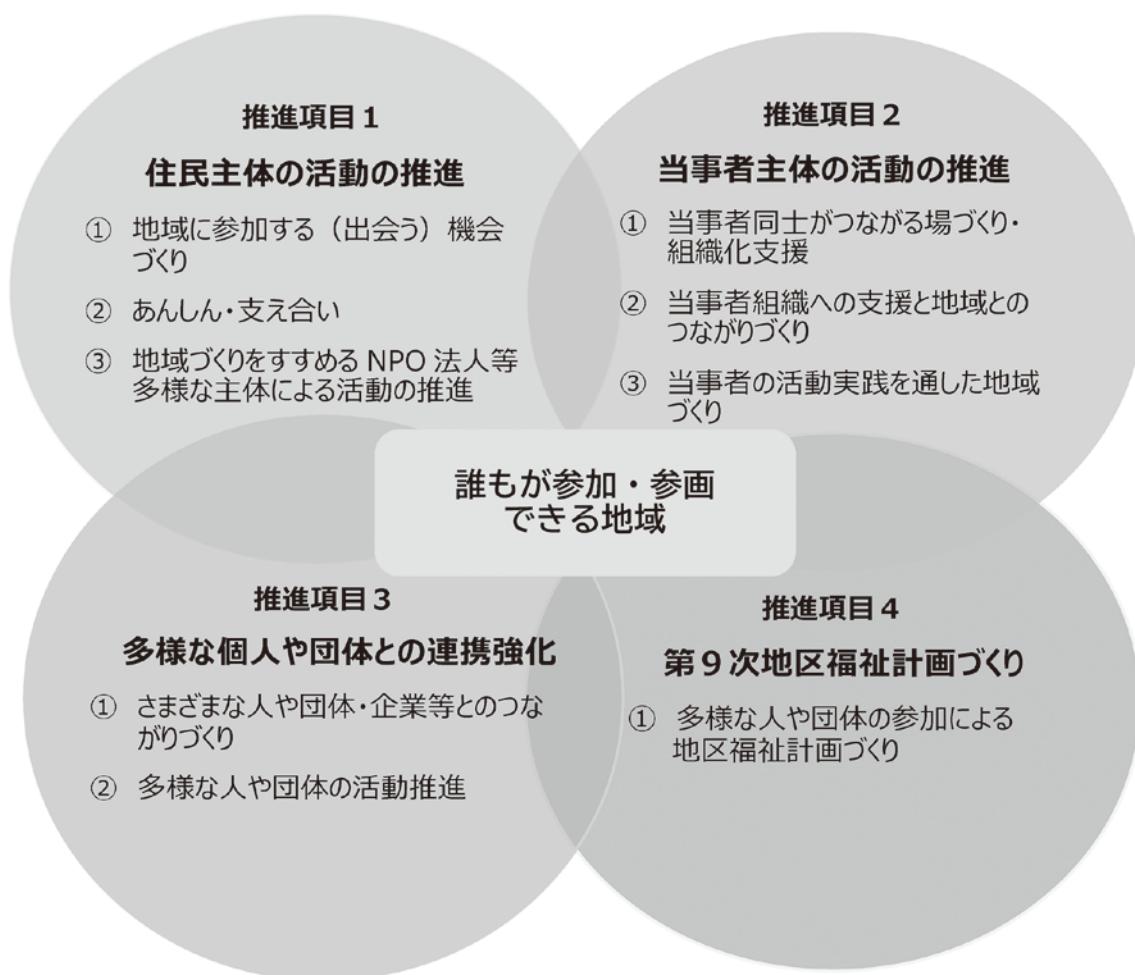
先導的取り組み・重点取り組み

推進目標Ⅰ さまざまな個人・団体等とすすめる地域福祉活動の推進

ライフスタイルの多様化により、地域とのつながりが薄れ、住民が地域活動に参加しにくくなっています。また、生活福祉課題の多様化や複雑化、住民同士の関係の希薄化により、住民活動だけでは生活課題や福祉課題を解決することが難しい状況も多く見られます。

そのため、住民同士や住民と地域活動が出会う機会となる多様な場をつくり、住民同士の支え合い活動を推進します（推進項目1）。また、生きづらさなどを抱えている当事者が地域の一員として主体的に地域づくりに参加・参画することを後押ししていくとともに、企業・社会福祉法人やNPO法人などそれぞれの機能が地域づくりに発揮されるよう地域とのつながりづくりを行っていきます（推進項目2・3）。推進項目1～3及び各地区社協圏域ごとに策定する地区福祉計画づくり（推進項目4）を通して身近な地域で誰もが参加・参画できる地域づくりをすすめます。

＜推進目標Ⅰ 推進項目＞



推進項目1 住民主体の活動の推進

① 地域に参加する（出会い）機会づくり

地域活動への参加を通して同じ地域に住む人や同じことに関心をもつ人と出会い、つながり、地域づくりに関わるきっかけとなるよう、多様な人が地域に参加できる機会づくりをすすめます。

● さまざまな集える場づくり

身近な生活圏域で住民同士が出会い、気軽に集える場づくりをすすめます。また、同じ課題やテーマ性をもつ当事者同士の出会いやつながる場も必要であるため、当事者、住民、専門職等が連携し集える場をつくります。

さらに、市社協がもつ機能や資源等の活用を通して、住民や当事者が出会い・つながり、協働した活動が展開できる新たな地域拠点づくりを積極的にすすめます。

＜集える場の整理表＞

圏域	主な活動	社会参加 ↑ ↓ 見守り	専門性 ↑ ↓ 住民主体	今後必要な働きかけ
全市域	・若年性認知症交流会「わかみや会」 ・ゆるラボ ・ヤングケアラーのつどい（新）			・表面化された課題に基づく場づくり ・当事者や専門職による場づくり
地域包括支援センター 圈域	・認知症カフェ ・不登校の子や親のつどい ・難病カフェ			・専門職の地域支援の視点強化 ・住民と専門職の連携強化 ・ネットワークを生かした啓発
地区社協 圏域 (概ね 小学校区)	・共生型地域交流拠点 ・地区社協での各種サロン ・子ども食堂、子どもの学習の場 ・青葉のつどい			・さまざまな住民が混ざり合う場づくり ・参加者の役割づくり ・小規模、複数箇所での実施 ・当事者活動と地域とのつながりづくり
自治会域	・西宮いきいき体操 ・身近な地域のつどい場 (住み開き・集会所活用等) ・ラジオ体操、ウォーキング			・地域参加の機会づくり ・見守り、支え合いの促進支援 ・個人の活動への応援 ・つどい場同士のネットワークづくり

※生きづらさ抱えている人の参加・参画には、地域住民の当事者理解、また当事者を支援する専門職の地域理解が必要となってくるため、相互理解をすすめる取り組みが必要です。（推進目標Ⅲ参照）

【具体的な取り組み】

○自治会域や地区社協圏域で住民が気軽に参加できるつどい場の立ち上げ支援

- ・地域版居場所トーク※やつどい場交流会の開催

○地縁組織への活動理解・地縁組織による活動応援促進（財源支援や広報支援）

○専門職等と連携したテーマ性に応じた場づくりの推進（推進項目2参照）

○市社協がもつ機能・資源の活用等事業を活用した新たな地域拠点づくりの推進

※「地域版居場所トーク」：地域の居場所等をテーマに居場所づくりや地域づくり等に関心のある人たちが集まり意見交換を行い、その地域に必要な居場所づくりや活動づくりにつなげる企画

<コロナ禍から見えてきた集える場（サロンやつどい場等）の重要性>

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引く中、地域のサロンやつどい場では活動を自粛せざるを得なくなりました。そのため、これまで積極的に参加してきた高齢者は、外出を控えて家で過ごすことが増え、それにより心身の機能や認知機能の低下につながっています。子育てサロン等に参加する世代においても、同じ子育てをするママ友（パパ友）と出会えず孤立した状態となっている人たちもいます。活動自粛や物理的な人ととの距離を保つことにより、参加者同士や参加者とボランティア等これまでの気をかけあうつながりが切れることが懸念されます。

また、サロンやつどい場の活動者にとっては、活動を通して自分の生きがいや地域での役割を感じる機会となっており、活動自粛は、活動者自身の地域とのつながりや活動への意欲の低下につながっています。

このような状況の中、あらためてサロンやつどい場等の集える場がもつ「出会い」「住民のつながり」「見守り」という機能の重要性が再認識されました。

●市内でのコロナ禍でもつながりを切らさないサロンやつどい場等取り組み

- ・集まれない中での参加者へのお手紙や訪問活動の実施
- ・屋外での青空サロンの実施
- ・密を避けて小規模や複数回での開催
- ・オンラインを活用したつどい場やボランティアミーティングの開催

実践事例

活動をすすめる気軽な仲間づくりの場～こうろえん居場所トーク～（香櫞園）

香櫞園地域では、各団体の代表が集まる会議で「活動者の固定化がすすんでいる」「若い世代（勤労世代）も参加しやすい地域活動を考えたい」といった声が聞かれた。これを受け、地域での居場所（活動）づくりについて、住民なら誰でも参加して自由に発言できる「居場所トーク」を実施。「地域のために何かしたい」「関われる方法を考えたい」といった前向きな声が若い世代からあがった。

住民同士が出会い、思いを共有し合う場を通して、仲間づくりや具体的な話し合いがすすみ、小学生の放課後の学びの場の立ち上げへとつながった。また同時に地域の中で、多様な居場所づくりを応援するしくみを検討し始めている。

●共生型地域交流拠点の普及と充実

第8次計画期間では、5か所の共生型地域交流拠点が誕生し、拠点活動の中でさまざまな世代が交流し、お互いを認め合う共生のまちづくり実践が生まれてきました。

また、共生型地域交流拠点は、拠点に集い交流するだけではなく、運営から見えてきた生活課題に対する取り組み（例：まち café なごみの“よろず屋”）や障害のある人等の社会参加の取り組み（例：ふれぼのカフェのアイビー“はたらこか”体験受け入れ）へと広がりを見せてています。これまでの実践を踏まえて、市内各地区の地域特性や実情に応じた柔軟な取り組みとなるよう、市と協議し、地域の状況に応じてさまざまな機能を発揮する地域の拠点づくりをすすめます。

＜共生型地域交流拠点として考えられる機能整理＞

	機能	機能を果たすための取り組み	各拠点での活動事例
①	つながり	地域の誰もが参加できる居場所	カフェ、野菜販売、マルシェ等イベント
		世代や地域課題に合わせた集まり	ToiToi(子どもの不登校に悩む親と子の居場所)、カフェ座談会(若い世代)
		多様な個人や団体との連携・新たな取り組み	まちの見守り隊(近隣店舗の見守り体制)、飲食店と連携した夕食会・配食
②	生きがい	新しい活動者の参画、参加者・スタッフ一人ひとりの個性や得意なことの発揮	手作り・絵画等の展示、ちくちくクラブ(参加者による手芸の活動)、大学生によるスマート教室、大学生ボランティアの受け入れ
		生きづらさを抱える当事者等の役割づくり	障害者就労体験「はたらこか」の受け入れボランティアの受け入れ
③	あんしん	生活の困りごと相談(会話の中でのつぶやき拾い)/専門職との連携	拠点運営者(スタッフ)の会話・対応、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センター等と連携したケース対応
		暮らしの中での気にかけ合い/声かけ	(コロナ禍での)お便り、お誘い隊
④	支え合い	拠点から把握した生活課題への対応	よろず屋
⑤	地域づくり	拠点をきっかけとした地域のつながりづくり、多様な個人や団体のネットワーク	お散歩スタンプラリー、開設にむけたプロジェクト、運営委員会の開催

【具体的な取り組み】

(全体を通して)

○共生型地域交流拠点の普及にむけた補助制度の見直し

(検討内容) 交流から生活支援等多様な活動の広がり、開設日数変更、サテライトの開設等

○共生型地域交流拠点づくりや運営における多様な個人や団体の参加・参画への働きかけ

○さまざまな個人・団体・事業者と協働した取り組みの推進

- ・地区ネットワーク会議等の機会を活用した出会い・つながる機会づくり

○共生型地域交流拠点から生まれる取り組みの全市域への発信

- ・生活支援コーディネーターだより「Wi' th」での定期的な発信

- ・新しい広報媒体（SNS等）を活用した幅広い広報

(新規開設にむけて)

○共生型地域交流拠点活動に理解のある不動産業者との連携（開設の条件に合う物件探し）

○生活支援コーディネーターによる開設団体（NPO 法人等）立ち上げ支援

(活動の充実にむけて)

○市内共生型地域交流拠点の定期的な情報交換及び一体的な取り組み実施

実践事例

まちの活気を取り戻したい！

～住民みんなの思いで地域に交流拠点を～ (西宮浜)

まちびらきから 20 年が経過し、急速な少子化の進行や飲食店の閉店が目立つ中、「まちで暮らすみんなが、いくつになってもいきいきと笑って過ごせるように」という住民の思いから、交流拠点の立ち上げにむけた協議が始まった。

その中で、以前から地域活動をしている方との意見交換や、住民を対象に交流拠点と一緒に考える講座を実施した。すると、まちの中で少しずつ交流拠点を立ち上げる機運が高まり、拠点のオープンを楽しみにする住民同士がつながり、2020 年(令和 2 年)7 月、共生型地域交流拠点『はま Café マリナふらっと』が誕生した。住民の笑顔が溢れるまちの拠点として活動を行っている。

共生型地域交流拠点と地域団体の 協働した取り組み

～コロナ禍から生まれた活動～（今津）

「ほっとできるリビングのような場」をめざし、共生型地域交流拠点「ふくふくサロン」がボランティアにより運営されている。高齢者を中心とした地域の憩いの場となっていたが、新型コロナウイルス感染拡大により一時活動を休止した。そのような中で住民同士のつながりを切らさないようスタッフ同士が話し合い「サロン便り」を発行する等、集まらなくても心がつながる取り組みを続けている。

また、日頃からつながりのあった中学校と、園芸が得意な参加者の力を借りて、学校内の菜園スペースを使った「今津ふれあい農園」を始めた。今後、菜園活動を通して地域の子どもたちと高齢者との交流を予定している。

～共生型地域交流拠点の様子～



はま Café マリナふらっと



ふくふくサロン

② あんしん・支え合い

地域住民の誰もが安心して暮らせるように、住民の気づきを通して、つなぐ力や支え合う機能が高まるよう支援を強化します。また、地域団体や専門職と連携した安心・支え合いの取り組みをすすめます。

＜各圏域における見守り・支え合いの機能整理＞

地域での見守り・支え合い活動では、本人を中心としながら圏域によって見守り・支え合いの機能が異なります。身近な生活圏域と少し広い地区社協圏域の役割について下記のとおり考えています。

圏域	圏域の機能	主体
身近な生活圏域 (自治会域等)	<ul style="list-style-type: none">・ご近所同士の見守り合い・見守りからの気づきをつなぐ・ご近所での身近な支え合い	<ul style="list-style-type: none">・住民・当事者・民生委員・児童委員・民間事業所等
地区社協圏域	<ul style="list-style-type: none">・見守り活動と支え合い活動の連携・気づきを受け止め、住民での支え合いの活動展開・多様な主体との連携による活動づくり	<ul style="list-style-type: none">・住民・当事者・専門職・民間事業所等

●日常生活の中での見守り

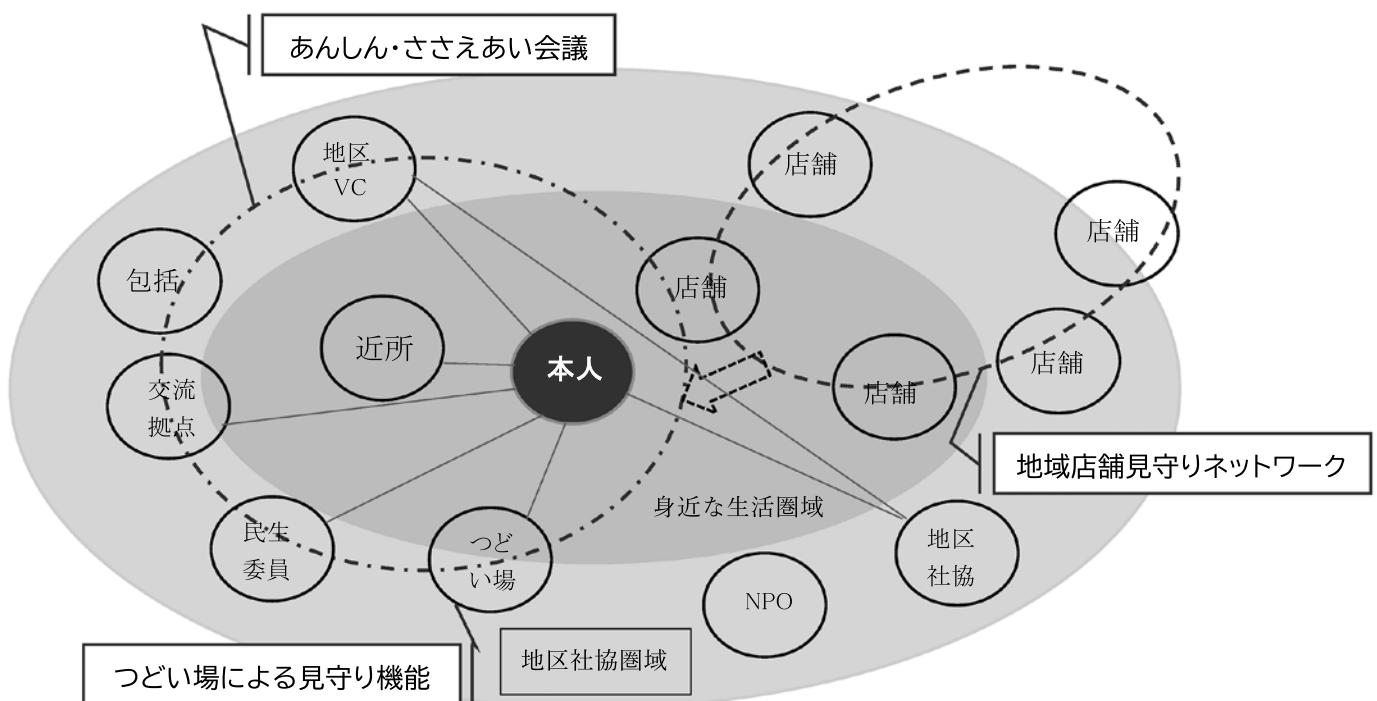
日常生活において、ご近所付き合いや買い物先の店舗等は一人ひとりの変化に気づく大切な機会です。また、地域の中にあるさまざまなかつどい場も、単に集まる場ではなく参加者の変化に気づくことができる重要な見守り機能を有しています。そのため、日常生活の中でのさまざまな機会や場による気づく力とつなぐ力の強化をすすめます。

また、入居者の高齢化等により自治（会）機能の低下や民生委員・児童委員の欠員等が顕著な公営住宅においては、これまでの復興住宅での取り組みを踏まえて専門職による積極的な支援を行います。

【具体的な取り組み】

- ご近所付き合いや集える場等での気づく力とつなぐ力の強化
- 民生委員・児童委員の見守り活動との連携強化
- 公営住宅における住民、民生委員・児童委員、専門職等との“見守り会議”的設置
- 活動での見守り・支え合い機能へ働きかける“あんしん・ささえあい会議”的設置
- 圏域での店舗等民間事業者の見守り機能強化
 - ・高齢者見守り事業協力事業所の拡大
 - ・地域店舗見守りネットワークづくり
- 見守りツールとしてあんしんキットの配布方法の見直し

<見守り・支え合いの取り組みイメージ図>



<あんしん・支え合いの取り組みをすすめる会議>

会議の種類	目的・内容
見守り会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会域や民生委員・児童委員担当域、集合住宅単位等で、見守り活動や気になる人の情報を共有し、日々の見守り活動につなげるための会議 ・第9次計画では、特に公営住宅での会議の設置をすすめる
あんしん・ささえあい会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ボランティアセンター、共生型地域交流拠点、つどい場、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等地域の中で見守り機能をもつ人や活動がキャッチした困りごとの共有を行い、それぞれの活動での見守り・支え合い機能の強化につなげるための会議 ・会議の運営主体については、地区ボランティアセンターを中心として設置をすすめる
地区ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協圏域にて地区社協や地域の諸団体、企業や社会福祉法人、NPO法人等の多様な個人や団体が、「地域づくり」というキーワードで出会い、顔の見える関係をつくり、それぞれの機能や知恵を生かしながら住民主体で地域づくりや地域課題を解決していく話し合いの場

○地域店舗見守りネットワーク

西宮市と市社協、地域包括支援センターの三者が連携して実施している全市での高齢者見守り事業では、協力事業者が戸配や店舗等の日常業務の中で高齢者等の気になる様子を地域包括支援センターに連絡することで、支援を必要とする人の早期発見・支援につなげています。

店舗は、地域住民が日常的に足を運ぶ場であり、変化に気づきやすくニーズキャッチにつながる場です。そのため、身近な圏域での高齢者見守り事業協力事業者(特に店舗型)を中心としながら、店舗の機能を生かした見守り機能の強化や店舗としての地域づくりへの参加・参画につなげていくためのネットワークづくりをめざすものです。

○あんしんキット

あんしんキットは、緊急時の備えとして、かかりつけの医療機関、服薬内容、緊急連絡先等の情報をキットの中に入れて、常時冷蔵庫に保管し、緊急時にかけつけた救急隊等が、それらの情報を入手することで適切な対応につなげるものです。

配布については、自治会域での見守り活動の充実を目的に、各地区の地区ネットワーク会議で配布対象や配布方法を協議し、自治会や民生委員・児童委員の協力を得ながら行ってきましたが、全地区での取り組みとなっていました。

そのため、あんしんキットを希望する人への配布方法について見直しをすすめます。

(例：市社協から呼びかけ、希望する自治会や校区民生委員・児童委員協議会を通しての配布)

実践事例

地域のさまざまな人や団体との見守りの取り組み ～東山台 あったか見守り声かけ訓練～ (東山台)

東山台地域では、認知症による徘徊を想定し、徘徊役の人に声をかける訓練を2017年（平成29年）から実施。

コンビニエンスストアや薬局、郵便局等は、高齢者の利用が多く地域での見守り機能をもっているために、あつたか見守り声かけ訓練への参加を働きかけ、現在では、住民と協働で訓練を行っている。訓練を通して、店舗等の認知症の理解だけでなく、気になる人を発見した時のつなぎ先等も確認し、住民と地域の多様な事業所が連携した見守りをすすめている。

住民と専門職で行う甲子園口6丁目住宅見守り会議（上甲子園）

甲子園口6丁目市営住宅の住民を対象に、日々の見守り活動の中から気になる方の情報交換・共有をする場として、担当民生委員・地域包括支援センター職員・市社協職員の三者で2016年（平成28年）から「甲6見守り会議」を実施している。その場ではそれぞれが「気になること」を出し合いながら「住民同士だからこそできること」「専門職だからこそできる支援」「住民と専門職が協働できること」について話し合い、日々の活動や支援につなげている。近年は、個別の見守りについての話題だけではなく、住民同士が見守り合えるしくみづくりについても協議している。

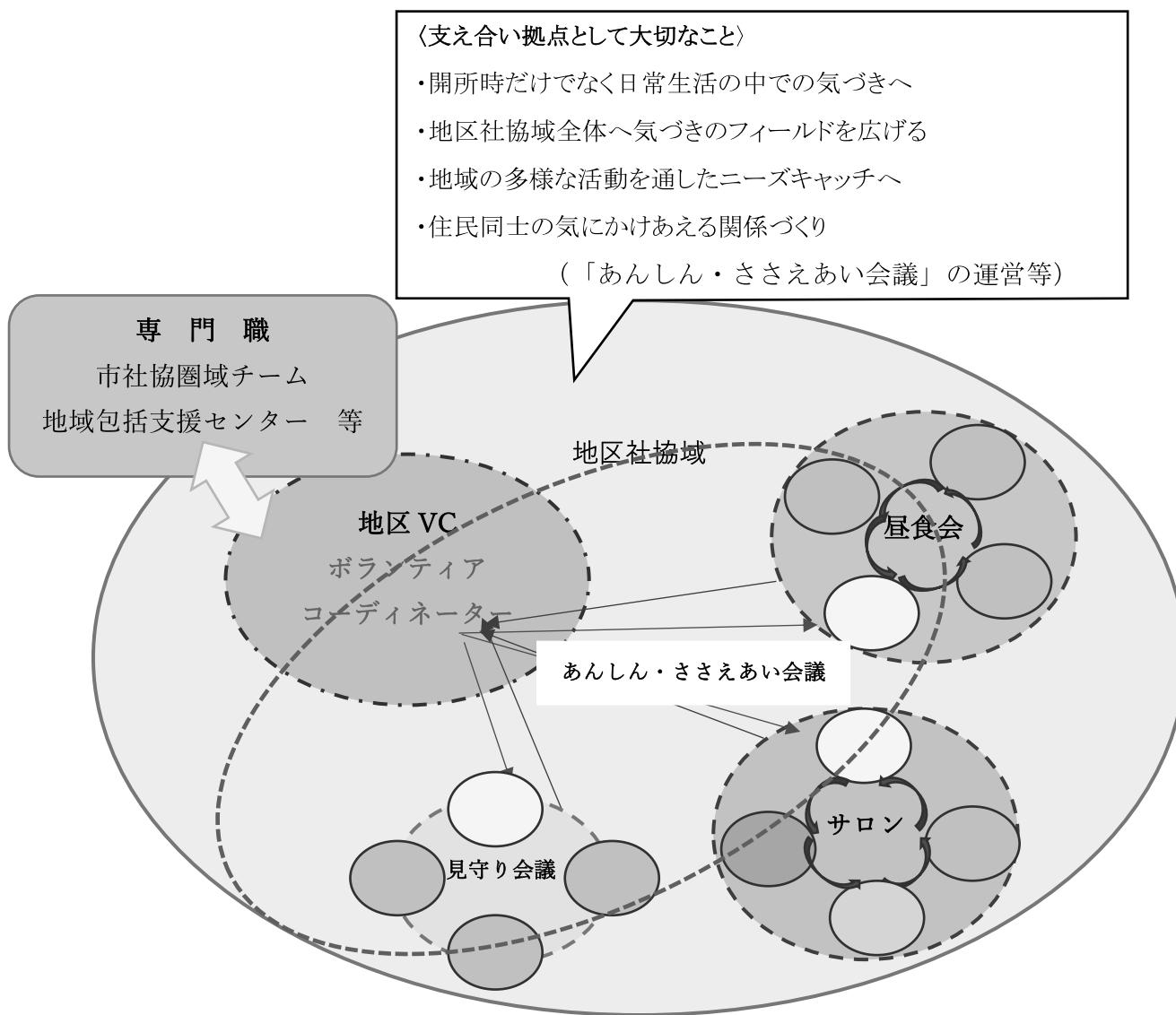
●地区ボランティアセンターを地域の支え合い拠点へ

地区ボランティアセンターは、全市に設置され25年が経過しました。その間、介護保険制度等公的な生活支援サービス等が確立されてきましたが、地区ボランティアセンターは“人は人とのつながりの中で暮らす”という視点を大切にしながら活動を行ってきました。

地区ボランティアセンターの活動状況の分析から、生活での困りごとや住民の変化をキャッチし、支援等につなげている地区ボランティアセンターでは、開所時の電話や来所による相談だけでなく、地域内の活動や日常生活の中での気づきを通した困りごとの把握等、従来の相談窓口の枠を超えた柔軟な展開がなされています。

については、地区ボランティアセンターを含めた地域の活動からの気づき（見守り）と地域の支え合い活動や専門職等へつなぐ機能を拡充し、支え合い拠点としての機能へ転換を図っていく必要があると考えられます。そのため、地区社協や地区ボランティアセンターの活動者と今後の地区ボランティアセンターについて協議を行う検討会議を設置し、支え合い拠点への転換をすすめます。

<地区ボランティアセンターの見守りのイメージ>



地区 VC : 地区ボランティアセンター

＜支え合い拠点として考えられる地区ボランティアセンターの機能整理＞

困りごとのキャッチ	気づく	・日常生活、地域活動での住民の変化のキャッチ ・電話訪問や配食等の活動からの変化やニーズキャッチ
	話し合う	・地域の多様な活動を通した気づきからのニーズキャッチ (あんしん・ささえあい会議)
地域とつなぐ・結ぶ		・困りごとから住民としてできることを考える ・地域や地域の活動とのつながりづくり ・専門職につなぐ、専門職と一緒に考える
出会い・学ぶ		・支える・支えられることから地域と出会う ・地域や地域活動について知る
寄れる場		・住民がふらっと立ち寄れる場 ・活動者やボランティアが立ち寄れる場 ・新たな活動を生み出し、展開できる場

【具体的な取り組み】

＜地区社協・地区ボランティアセンターと市社協と協働した取り組み＞

- 支え合い拠点への転換にむけた検討会議の設置

＜地区社協・地区ボランティアセンターでの取り組み＞

- 開所時間以外での住民の変化のキャッチ
 - ・日常生活や地域活動等での住民の変化のキャッチ
- 住民と地域をつなぐ視点での活動の展開
- 「あんしん・ささえあい会議」によるつどい場や専門職とのつながりづくり
- 多様な人や世代にとっての身近な場所、足を運びやすい多様な機会づくり
- 地域にむけた地区ボランティアセンターの役割についての発信

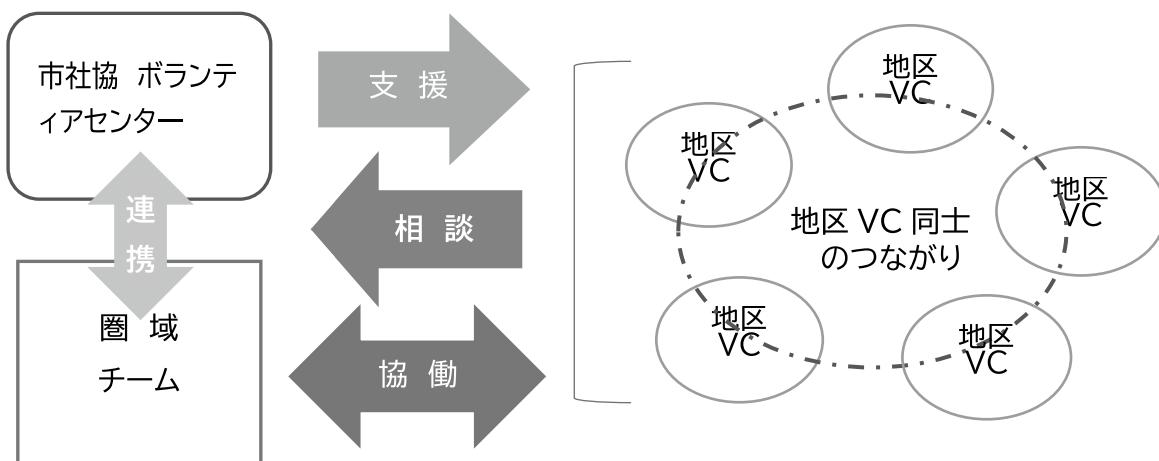
＜市社協の具体的な取り組み＞

- 支え合い拠点としてのコーディネーターの役割や養成方法の見直し
 - ・養成講座、研修会や地区ボランティアセンター連絡会議の内容や開催方法の見直し
- 各地区ボランティアセンターの現状や特性に応じた支援の強化
 - ・新たな機能での評価や分析方法の検討と実施
- 市社協圏域チームや市社協ボランティアセンターによる支援の強化
- 地区ボランティアセンターと地域内の活動や事業所などとの連携への支援
 - ・「あんしん・ささえあい会議」の設置や運営への支援
 - ・地区ネットワーク会議等を通しての地域内事業所との連携への支援
- 地区ボランティアセンターの広報や発信の取り組みへの支援

<地区ボランティアセンターへの支援体制>

地区ボランティアセンターからの相談（ニーズ）を市社協ボランティアセンターと市社協圏域チームがワンストップで受け止め地区ボランティアセンターをバックアップします。

市社協ボランティアセンター		<ul style="list-style-type: none"> ・地区ボランティアセンターの運営全体への支援 ・コーディネーター養成・フォローアップ
圏域チーム	地区担当者 生活支援コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ボランティアセンター全体の機能充実のための支援（課題整理、支援計画による具体的な支援、他団体とのつながりづくり）
	総合相談支援センターにしおみや	<ul style="list-style-type: none"> ・相談（ニーズ）への対応が難しいケースへの支援



○市社協圏域チーム

市社協内総合相談支援体制を構築するために、地域包括支援センター圏域で相談支援部署と地域支援部署でチームをつくり、個別ケースや地域づくりにおいてチームで支援を行う。

（推進目標Ⅱ 参照）

地区ボランティアセンターの取り組み事例

よりどころとしてのボランティアセンター～鳴尾東ミニサロン～（鳴尾東）

鳴尾東地区ボランティアセンターでは、相談ごとがなくてもふらっと気軽に立ち寄れるしくみとして、ボランティアセンター開設時にミニサロンを実施している。ミニサロン開催時にサロン専用の旗を出し、住民が立ち寄りやすい工夫を行っている。

ミニサロンでは、特に何か決まったことをしている訳ではない。編み物や折り紙、おしゃべり等を楽しんでおり、その時の会話は地域のニーズをつかむヒントとなっている。ミニサロンの開催により人の出入りがしやすい雰囲気を意識的につくることで、ボランティアセンターの場自体が、ゆるやかな見守りの場にもなっている。

住民による支え合い～春風地区ボランティアセンター～

Aさんは地域で行われている恒食会に長年参加している。Aさんにとって恒食会は、友達との会話が楽しめ元気になれる場となっていた。

先日、外出先で突然、自宅への帰り道が分からなくなってしまった。「また道に迷うかも…」と不安が募り、恒食会をしばらくの間休むことにした。すると、Aさんの言葉数が徐々に少なくなり元気がなくなってきた。同居する娘は、そんな母を見てもう一度元気な母になってほしいと思い地区ボランティアセンターに相談した。

地区ボランティアセンターのコーディネーターは、Aさんから「顔なじみの人がいる場所は安心するし、みんなに会いたい」という言葉を聞き、コーディネーター自身が「自分も認知症になっても地域の友達と楽しい話をして暮らしたい」とAさんの思いに共感し、送迎の付き添いをボランティアで支援することにした。

Aさんは希望を叶えてくれたことに感謝され、娘さんは「かゆいところに手が届くような支援が地域にあることが心強い」と話された。

Aさんのことを通して、住民自身がこの地域でどう暮らしていきたいかを考え、自分たちの地域がどうあつたらいいのかを考える機会となった。

③ 地域づくりをすすめる NPO 法人等多様な主体による活動の推進

地域づくりをすすめるNPO法人等多様な主体が、地域課題や福祉課題に対応した活動を展開しやすい体制づくりを推進します。また、地域の中でコミュニティビジネスや農福連携の取り組みがすすむよう環境づくりを行います。

【具体的な取り組み】

○多様な主体による活動同士の連携推進

- ・定期的に情報交換や意見交換ができる場づくり

○地域住民（活動）とNPO法人等の活動とのつながりづくり・活動の理解を広げる取り組み

- ・地区ネットワーク会議への積極的参加への働きかけ

- ・既存の地域活動団体や住民の理解をすすめるため市社協広報紙等での取り組み紹介

○共同募金財源を活用した活動助成の検討・実施

実践事例

ワンコインの生活支援活動～鳴尾東 まちのよろず屋～

2018年(平成30年)、同地域内の地区社協や地区ボランティアセンター、自治会、NPO法人なごみ、市社協等の関係者がメンバーとなり、「鳴尾東地域の生活支援を考える会議」を発足。地域の生活支援について協議する中で、地区ボランティアセンターと連携した有償による新たな生活支援のしくみ「まちのよろず屋」を、NPO法人なごみが中心となり立ち上げた。

まちのよろず屋は、住民の日常の困りごと（ごみ捨てや買い物等）を住民（活動サポーター）がお手伝いする支えあい活動である。ワンコイン（100円・500円）で依頼でき、活動サポーターには活動費が支払われる。

相談件数が増加する中で学生や子育て世代等の若い世代による活躍や、専門職と連携するケースもあり、依頼を通して住民同士のつながりが生まれている。

第9次計画 気づきから支え合いへ～あんしん・支え合い物語～

みどりさんには、小学生のあかねちゃんと3歳のあお君の2人の子どもがいます。

みどりさんは、あお君とお散歩に近くの公園へ行くと、公園の集会所で開催している“誰でもサロン”に参加しています。以前、公園で遊んでいる時にご近所さんが声をかけてくれて参加するようになりました。お茶会では、あお君はご近所のおじいちゃんたちにとても可愛がられていて大喜び、みどりさんもホッとできる一時となっています。

そんなある日、みどりさんの元気の無い様子に気づいたお世話役の方は、みどりさんに声をかけました。すると、みどりさんからは、あかねちゃんが足の骨を折ってしまい登校時に車いすを押しながら、あお君と一緒に学校まで行っているとのことでした。通学路が狭く、車の通りも多いことからあお君のことも気にしながら車いすを押して歩くのが不安だということでした。また、お家と一緒に暮らすみどりさんのお母さんのお世話が大変だというお話もありました。



この出来事に、お世話役のももこさんは地域で開かれる「あんしん・ささえあい会議」でこのことを相談しました。「あんしん・ささえあい会議」では、メンバーの地区ボランティアセンターから「登校の送迎のお手伝いができるかも」、地域包括支援センターからは「お母さんのことは一度私が訪問してみます」と提案がありました。また、共生型地域交流拠点からは「少しの時間でも子どもを預かる取り組み等も今後必要かもね」という意見が出て、ももこさんの話題から地域で取り組めることへと話が広がりました。

この会議後、あかねちゃんの登校時に、みどりさんが車いすを押して、地区ボランティアセンターから派遣されたボランティアさんとあお君が手をつないで一緒に歩いている姿が見られました。



また、共生型地域交流拠点では、少しの時間でも子どもの預かりができないか検討を始めました。

★物語から見える“地域の動きと第9次計画”★

	ご近所 民生委員・児童委員	地区社協サロン つどい場	地区ボランティ アセンター	交流拠点・店舗	専門職
① 地域に参加する(出 会う) 機会づくり	・心配な人の発見 ・イベントへ誘う ・気にかける	・心配な人の 発見			
② あんしん・支え合い	・見守り ・発見したことを 相談	・見守り ・発見したことを 相談	・相談を受け止め る ・生活支援		・相談を受け止める ・訪問 ・生活支援 ・緊急対応
③ 地域づくりをすすめ るNPO法人等多様 な主体による活動 推進				・新たな支え合い 活動	

推進項目2 当事者主体の活動の推進

① 当事者同士がつながる場づくり・組織化支援

当事者組織には、当事者が自信をもち、力をつけ、当事者が地域の一員としてその地域でその人らしく生きることを実現していく機能があります。

そのため、当事者組織等がまだ結成されていない課題をもつ当事者同士が、つながる場や活動する場づくり、そして組織化への支援をすすめます。

【具体的な取り組み】

- 近年顕在化された社会課題に対して、解決につながるための機会づくりとして当事者がつながる場づくり（例：ヤングケアラーのつどい・ひきこもりの人の社会参加の場）
- 当事者のつながりづくり、セルフヘルプグループなど組織化や活動支援
- 当事者の状況に応じて全市域だけでなく、地域包括支援センター圏域等で集える場づくり（例：認知症カフェ・不登校のつどい・難病カフェ等）
- ひょうごセルフヘルプ支援センターとの連携

② 当事者組織への支援と地域とのつながりづくり

当事者が主体となって活動できるよう当事者と一緒に当事者活動への地域理解を広げ、住民とのつながりづくりをすすめます。加えて、当事者自身が地域について知る機会をつくり、住民との相互理解を通して地域活動への参加を促進します。

【具体的な取り組み】

- 当事者組織やセルフヘルプグループ同士のつながりづくり
- 当事者組織と地域とのつながりづくり
 - ・地区懇談会や地区ネットワーク会議への参加への働きかけ
 - ・地域のイベントや学習会などの事業を通しての相互理解の場づくり
- 活動の運営や展開、場所、財源に関する相談支援

③ 当事者の活動実践を通した地域づくり

当事者一人ひとりが、自分の住む地域の一員として役割を発揮し、地域づくりに参加・参画できるよう支援します。また、市社協の関わる当事者活動では、住民や多様な団体と協働し当事者だからこそできる新たな活動を生み出せる地域づくりをすすめます。

＜市社協が関わっている主な当事者活動の展開＞

青葉園・ふれぼの	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉園・ふれぼのの活動や公民館活動（青葉のつどい）に地域住民を巻き込んだ活動展開 ・青葉園・ふれぼのの通所者が住民の一員として青葉のつどいや地区懇談会等に参加し、地域課題を明らかにしていく ・住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられるように、居住スペースの確保にむけた関係団体との協議
若年性認知症交流会 「わかみや会」	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の当事者の社会参加活動の推進 →【新規】認知症当事者が主体のカフェの実施 ・若年性認知症交流会「わかみや会」から西宮市の認知症の取り組みへの発信
アイビーみんなのつどい	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者同士の交流の場、余暇支援の場として、就労者、福祉施設の利用者、在宅、障害の有無等を問わない、誰でも参加できる「アイビーみんなの集い」を実施
難病カフェ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業や当事者団体、ボランティアセンターとも連携しながら、市域だけでなく当事者が暮らすより身近な場所（地域包括支援センター圏域など）で共に展開していく

実践事例

会えなくても心はつながってみたい～アマビエプロジェクト～

青葉園・ふれぼのでは、地域との交流や地域行事への参加が、コロナ禍でできなくなってしまった。そこで、直接会えなくても、一緒に何かできないかと考え『アマビエプロジェクト』を企画。具体的には、これまでつながりのあった方や地域の方に、アマビエのうろこを描いたはがきを届け、そこにメッセージを返信してもらい、そのうろこを使って巨大アマビエを制作し「疫病退散」をみんなで願う取り組みである。青葉園・ふれぼのの通所者が描いたうろこには、日常のつぶやき、コロナ禍の不自由さ、将来の希望、イラスト等さまざまなことが書かれていた。最終的に300枚強のはがきが集まり、巨大アマビエの完成となった。

青葉園・ふれぼの、地域の方々の「会えなくても心はつながってみたい」という思いは、この後、地域でのアマビエづくりにもつながり、多様な人々とのつながりが展開された。

地域とつながる活動展開～わかみや会の活動～

「わかみや会」は、若年性認知症の本人・家族が集える場、本人の社会参加につながる場として月2回開催している。

活動当初から、本人が自分らしく過ごせる場となるよう、お菓子づくりや手作業等本人の声を大切に活動をしている。さらに、本人の役割や地域とのつながりづくりの機会として、高齢者福祉施設で使用する使い捨てふきとり布づくりを行っている。また、小学生の夏休みには、「夏の子どもイベント」として、小学生を対象にしたイベントを開催し、カフェコーナーでの接客や子どもたちと一緒に工作をして社会参加の幅を広げている。

難病の人たちが地域で集えるカフェの実施

難病の人またはご家族から「同じように悩んでいる人と話しがしたい」という相談を幾度か受けて、カフェスタイルで西宮市難病団体連絡協議会とボランティアセンターと協働で交流会を開催した。参加者は10人程であったが、パーキンソン病、ALS、腎臓疾患、膠原病等さまざまな方の参加があり、家族の参加も2人あった。参加した当事者や家族からは、「病名はそれだけ難病の方のお話しが聞けてウチだけじゃないんだと思いました。継続してほしいです」との声があり、より身近な地域として地域包括支援センター圏域での開催を視野に入れながら、継続して実施していく。

アマビエプロジェクト ～青葉園・ふれぼのから地域へ～



青葉園・ふれぼのでつくられたアマビエ



地域でつくられたアマビエ（左から 浜脇地区、大社地区、甲東・段上・段上西地区合同）

若年性認知症交流会わかみや会 ～地域とつながる活動展開～



六湛寺公園夏祭りへの出店



夏休みこどもイベント

推進項目3 多様な個人や団体との連携強化

① さまざまな人や団体・企業等とのつながりづくり

企業や商店、社会福祉法人やNPO法人等の多様な個人や団体が、住民と協働し主体的に地域づくりに参加・参画できるよう、地区ネットワーク会議を通して住民とのつながりづくりをすすめます。

●多様な団体が参加できるプラットフォーム（地区ネットワーク会議）

地区社協が中心となり住民と専門職との連携・協働の場として「地区ネットワーク会議」を設置しています。この会議について地域づくりに関心のある多様な個人や団体が主体的に参加できる“地域のプラットフォーム”として転換していきます。

そのため、広く地域づくりの視点に立ち、住民や多様な個人や団体の参加・参画、協働での地域づくりをすすめていくために形式にとらわれない方法を取り入れながら会議の充実と普及を図ります。

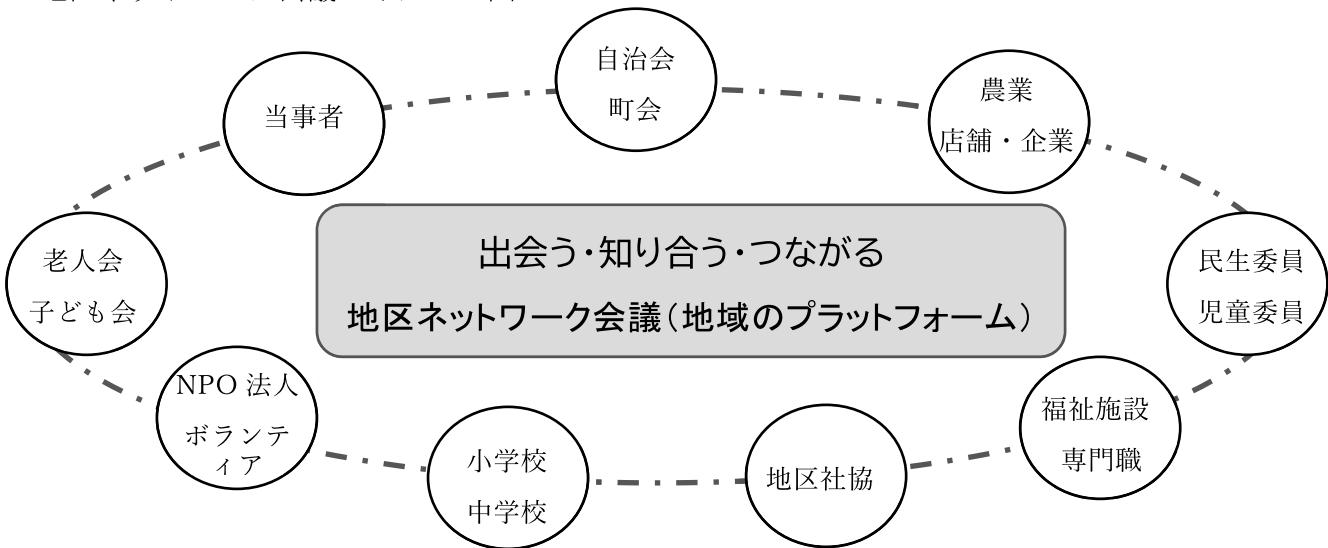
○地区ネットワーク会議～地域のプラットフォーム～

地区社協圏域で、地域の諸団体、企業や社会福祉法人、NPO法人等の多様な個人や団体が「地域づくり」というキーワードで出会い、顔の見える関係をつくり、それぞれの機能や知恵を生かしながら住民主体で地域づくりや地域課題の解決のための話し合いの場

会議の運営：地区社会福祉協議会

会議の運営支援：市社協圏域チーム、地域包括支援センター

<地区ネットワーク会議のイメージ図>



【具体的な取り組み】

- 地区福祉計画づくりでのさまざまな団体とのつながりづくり
- 多様な個人や団体の参加・参画するきっかけとしてテーマの設定や会議以外の手法の取り入れ
- 市社協圏域チームの機能を生かし、地区ネットワーク会議運営の支援
- 地区ネットワーク会議における新たな出会いの促進
(高齢者見守り事業協力事業者、西宮市社会福祉法人連絡協議会（以下、社会福祉法人連絡協議会）加盟法人、西宮市地域自立支援協議会（以下、地域自立支援協議会）、市地域包括連携協定企業等への積極的な参加の働きかけ)
- 総合相談支援体制の専門職ネットワーク（地域包括支援センター圏域）と連携

実践事例

地域みんなで地域のことを考える～地区ネットワーク会議～（北夙川・苦楽園）

北夙川・苦楽園地区ネットワーク会議は、地区社協や自治会、民生委員・児童委員、PTA等の地域団体に加え、コープこうべや商店会、福祉事業所等も参画し、同じ地域で活動するさまざまな人たちが、みんなで地域について考える場となっている。“地域の活動を住民に伝えよう”と、各団体が実施している活動をまとめたリーフレットを作成する中で、地域にむけて活動している商店会に新たに参加してもらう等、多様な人に関わってもらえるよう柔軟に運営している。実際に顔を合わせて話し合う中で、お互いの活動を知ることができ、会議以外でも日頃から連携しやすい関係づくりにつながっている。

② 多様な人や団体の活動推進

地域にあるさまざまな団体が、それぞれの機能を発揮しながら地域住民と連携した活動ができるよう支援をしていきます。また、このコロナ禍で生まれた学生応援プロジェクト等、学生が地域づくりに参加・参画できる機会をつくり、学生も地域で暮らす住民として一緒に活動をすすめていきます。

特に、子ども食堂等同じテーマで活動している団体同士のネットワークづくりをすすめ、団体同士の連携により新たな課題解決につながるよう支援をします。

【具体的な取り組み】

- 子ども食堂等の新たな活動のネットワークづくりや既存の活動のネットワークとの連携強化
 - ・啓発講座の企画・開催（一緒に取り組める活動を通じたネットワークづくり・連携強化）
- 地区社協等地縁組織とテーマ型活動とのつながり強化
 - ・地区ネットワーク会議への参加の働きかけ
 - ・福祉講座等の機会を活用し、活動の啓発・当事者理解の機会づくり
- 地区社協圏域等での社会福祉法人同士の連携強化
- 市内大学・専門学校等と地域とのつながりづくりと地域活動への参加・参画にむけた働きかけ
- NPO法人コミュニティ事業支援ネット等と連携したNPO法人や市民活動団体への支援

実践事例

施設連携により地域課題の解決 ～浜甲トライあんぐる～（甲子園浜）

「浜甲トライあんぐる」は、甲子園浜小学校区にある3つの社会福祉法人の法人連絡会として、2019年（令和元年）に発足した。地域の現状を共有する中で、浜甲子園団地の高齢化や子どもへの見守り活動の担い手の高齢化・減少等、地域内の見守り活動の充実が求められていた。

そこで、地域貢献の取り組みの一つとして、3法人の所有する車に、見守り活動を展開していることを示すステッカーを貼り、送迎等の通常業務の中で、不審者発生や緊急事態発生時に迅速に対応できる見守り活動をスタートさせた。施設がより地域と協働できるよう、今後も活動を展開していく。

施設も手を取り合って地域の一員に ～段上施設連絡会～（段上）

段上地域には福祉施設が複数あり、これまで施設ごとに地域とのつながりや地域貢献の活動を模索し、実践を重ねてきた。しかし、施設単独での取り組みに限界がみられ、まずは「各施設が、どのような取り組みを行っているか」について情報共有をする連絡会をスタートさせた。

連絡会を通して、施設同士の連携をすすめることで、施設同士が協力しあえるだけではなく、施設の利用者同士の交流にもつながった。今後は施設の利用者も地域の一員として、住民と一緒にできる取り組みを計画している。

学生・地域・企業が手を取り合って～学生応援プロジェクト“繋がり隊”の立ち上げ～

コロナ禍での学生生活について、コープこうべと市社協が、関西学院大学職員や寮で生活する学生にヒアリングを行い、それぞれから切実な状況を伺った。

コープこうべと市社協で話し合う中で「取り組みを通して学生に力をつけてもらう」ことを目標にプロジェクトを立ち上げ、学生企画メンバーを募り、30人の学生による「学生応援プロジェクト“繋がり隊”」が発足した。学生×コープこうべ×市社協で企画を出し合い、食材提供会やオンラインクッキング等の活動を行った。「今度は私たちが地域で何か役に立ちたい」という学生の声もあり、地域と学生の新たなつながりも見えている。

～浜甲トライあんぐるの取り組み～



見守り活動を示す
ステッカーと
ステッカーを貼った送迎車

～学生応援プロジェクト「繋がり隊」～



コロナ禍での学生への
食品提供会

推進項目4 第9次地区福祉計画づくり

① 多様な人や団体の参加による地区福祉計画づくり

地区福祉計画とは、地区社協圏域での地域福祉活動をすすめるための指針となるものです。

今日、地域の人と人のつながりの希薄化や地域活動者の固定化や高齢化等が、地域活動をすすめる中で大きな課題となっています。一方、個人発の新たな地域活動が生まれ、事業所や商店等さまざまな団体においては地域活動に関心をもち地域づくりに参加・参画し始めています。

そのため第9次地区福祉計画では、地区社協だけでなく、これまで地域活動に関わる機会が少なかった事業所、企業、商店、NPO法人や子育て世代等が策定に参加・参画した計画づくりをすすめます。この計画づくりを通して、地域と出会い、地域を知り、話し合い「誰もが参加・参画できる地域づくり」をすすめます。

<第9次地区福祉計画策定で大切にしたいポイント>

多様な人(団体)や世代の意見を聞く・話し合う・出会う場づくり

<特に大事な3つのこと>

① 若い人（子育て世代）等の地区福祉計画への参加・参画

- ・計画づくりの参加から「地域に関心をもつ」きっかけに

② さまざまな活動や団体、事業所等の計画策定への参加・参画

- ・住民は住む人だけでなく、さまざまな団体や事業所と一緒に地域づくりを

③ 地域の支え合いは、全世代を対象にした、広い視野での検討

- ・子育て世代のしんどさ、ひきこもっている人や家族のしんどさ等に共感し、誰も孤立させない地域へ

○計画の進捗管理 年度ごとに振り返りを行い、中間年となる2024年(令和6年)に見直しを行う

【具体的な取り組み】

<地区社協の取り組み>

○地区ネットワーク会議などを活用し多様な人や団体の参加・参画

○地区社協の活動計画から福祉のまちづくりについて考える

○策定後の多様な団体と連携した取り組み

○多様な団体との定期的な振り返りの実施

<市社協による策定支援>

○地区担当者及び生活支援コーディネーターによる各地区の状況に合わせた支援

- ・計画策定にむけた会議の運営の支援
- ・さまざまな人や団体が話し合える場づくりと声を聞く手法への支援
- ・新しい団体とのつながりづくりと連携支援
- ・計画策定にむけた研修会の実施
- ・策定協議から計画をまとめていく際の作業への支援
- ・策定後、計画に沿った取り組みへの支援
- ・策定後の進捗管理への支援（振り返りが行えるように会議や研修会等）

<年次計画> 推進目標 I さまざまな個人・団体等とすすめる地域活動の推進

【推進項目1 住民主体の活動推進】

①地域に参加する(出会う)機会づくり

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
住民が気軽に参加できるつどい場の立ち上げ支援	地域版居場所トーク・つどい場交流会の開催()…居場所トーク箇所数	実施(1)	実施(3)	実施(3)	実施(3)
	つどい場同士の情報交換や相談のためのLINE開設	アカウント開設	登録拡大		
地縁組織への活動理解・地縁組織による活動応援の促進	地区社協圏域で地区社協やつどい場活動者等のネットワークづくり	準備	企画・実施(全市版)	企画・実施(圏域)	
	地域活動でのオンラインの活用と普及	準備 地区での活用試行	活動者研修等の実施	地域での積極的活用	
共生型地域交流拠点の普及と充実	共生型交流拠点補助制度見直し	行政と協議・検討	見直し実施		行政と協議・検討
	共生型交流拠点開設にむけたNPO立ち上げ支援		準備	実施	

②あんしん支え合い

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
日常生活の中での見守り活動の推進	公営住宅での見守り会議の普及()…開催地区数	情報収集	モデル地区(3)	評価	普及
	あんしんキットの配布の見直しと希望者への配布の拡大		評価見直し	新たな配布方法の実施	
高齢者見守り事業の拡大と圏域での連携強化	高齢者見守り事業協力事業者の拡大と連携強化		準備	実施	普及
	圏域での店舗の見守りネットワークの実施と普及()…開催地区数		準備(情報収集)	実施(2)	普及
地区ボランティアセンターを支え合い拠点へ	地区ボランティアセンター検討会の設置と協議	準備	会議設置協議	地区への普及	
	コーディネーターへの講座や研修プログラムの見直し		検討	実施	
	コーディネーター同士が活動上の課題共有のためのつどいの実施	情報収集準備	実施		評価見直し
地区ボランティアセンターと地域内の活動との連携	あんしん・ささえあい会議の設置	検討	準備モデル実施	普及	

③地域づくりをすすめる NPO 法人等多様な主体による活動の推進

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
多様な主体による活動 同士の連携支援	支え合い活動団体の情報交換の場づくり		情報収集準備	実施	
	地区ネットワーク会議への参加促進	地域への働きかけ(地区計画)	随時		取り組みの周知
共同募金財源を活用した活動助成の検討・実施	共同募金財源を活用した新たな活動助成制度の実施		検討	新制度の創設・実施	

【推進項目2 当事者主体の活動の推進】

①当事者同士のつながる場づくり・組織化支援

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
当事者のつながりづくり 組織化支援	セルフヘルプグループの組織化支援		準備	支援	
認知症カフェの全市普及と当事者の活躍できる場への展開	地域包括支援センター圏域ごとに1か所設置()…設置数	現在(10)	新規(1)	新規(2)	計15か所
	当事者が活躍できるカフェへの転換	活動評価	働きかけ(研修等)	モデル実施	普及
ヤングケアラーへの取り組み	行政、相談機関、事業所等との連携と市民対象の啓発講演会等の実施	情報収集準備	準備協議	実施	評価

②当事者組織への支援と地域とのつながりづくり

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
当事者組織と地域とのつながりづくり	地区社協圏域での地区懇談会の普及と多様な方法での実施	事業所と市社協で開催		地区社協主催と連携を検討	
	地区ネットワーク会議への参加促進	地区社協主催での開催 再掲(目標 I - 1 - ③)			

③当事者の活動実践を通した地域づくり

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
青葉園・ふれぼの活動の推進	公民館活動(青葉のつどい) 地区懇談会等への参加(再掲) 居住スペースの確保にむけた協議	構想検討委員会の立ち上げ検討	重点実施		
若年性認知症交流会「わかみや会」の拡充	社会参加活動の充実と全市的認知症の取り組みへの参加・参画	継続	評価情報収集	実施	
若年性認知症交流会「わかみや会」の拡充	認知症当事者が主体のカフェの実施		検討準備	実施	
難病カフェの全市域から地域包括支援センター圏域での実施へ	当事者が参加しやすい身近な地域で住民と共に取り組んでいく	検討	準備モデル実施	実施	

【推進項目3 多様な個人や団体との連携強化】

①さまざまな人や団体・企業等とのつながりづくり

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
地区ネットワーク会議の機能の転換と普及	第9次地区福祉計画づくり	(目標I-4-①に記載)			
	地区ネットワーク会議のプラットフォームへの転換		転換	拡充	

②多様な人や団体の参加による地区社協

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
多様な活動・社会福祉法人・学校等との連携・協働	地区とNPO法人等テーマ型活動の地区ネットワーク会議への参加への働きかけ		関係構築	支援協働	
	地区社協圏域での地域と社会福祉法人との連携強化	各地区実施	実践共有	拡大	
	市内大学・専門学校と地域とのつながりづくり	(目標III-2-①に記載)			

【推進項目4 第9次地区福祉推進計画づくり】

①多様な人や団体の参加による地区福祉計画づくり

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
第9次地区福祉計画の策定を通じた地域づくり	第9次地区福祉計画の策定支援	策定支援(研修会等)	策定共有		
	策定後の進捗への支援		年次振り返り	年次振り返り	中間見直し・協議

推進目標Ⅱ 権利擁護・総合相談支援体制の推進

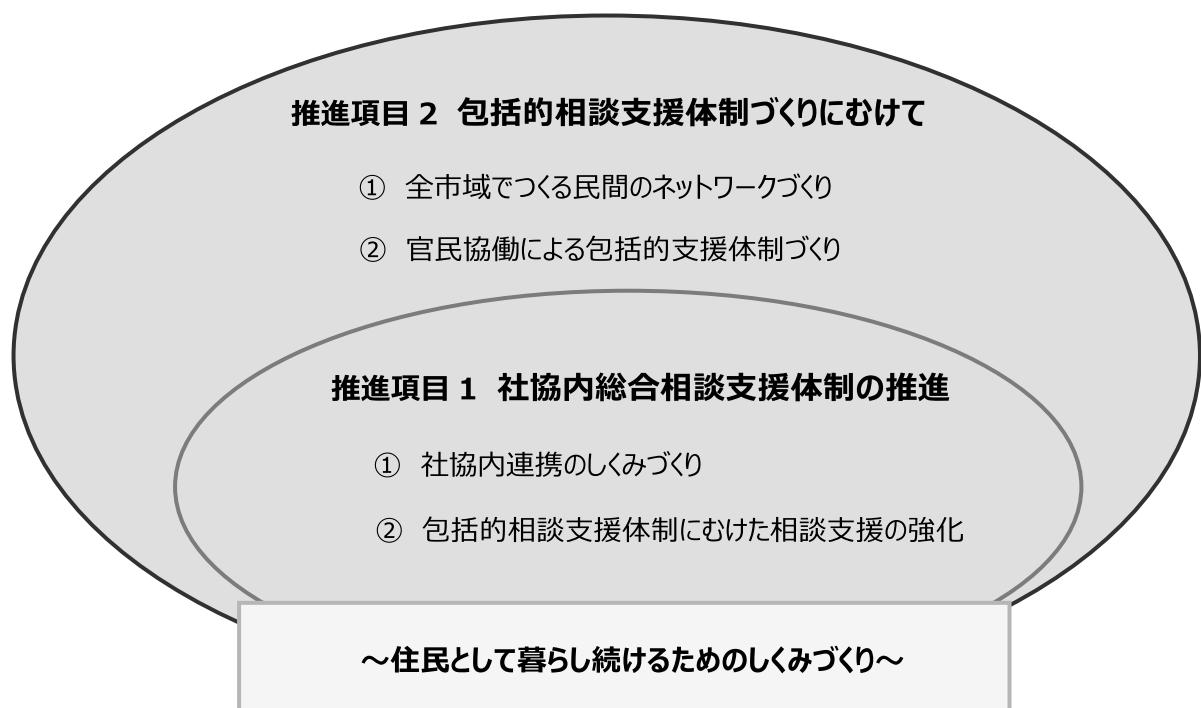
～住民として暮らし続けるためのしくみづくり～

社会的問題とされている「8050 問題」「不登校・ひきこもり」「地域住民とのトラブル（ごみ屋敷等）」「触法」「虐待」「ヤングケアラー」などの相談は、困窮、障害、家族力の低下などさまざまな要因が複合的に絡みあい複雑化しています。そして地域社会から孤立し、また制度の狭間になることで支援が届かない状況となり、表面化されることなく問題が深刻化しています。

市社協としても地域に埋もれている小さなSOSの発信に気づき、ワンストップで相談を受け止め、本人とその家族が「住民として暮らし続ける」ために、各部署が連携しながら支援を展開していきます。さらに住民や各分野の専門職、多様な活動団体と「つながり、認め合い、話し合い」ながら、その人らしい社会参加・参画をすすめていきます。

推進目標Ⅱでは権利擁護・総合相談支援体制の推進を掲げ、社協内連携に基づく社協内総合相談支援体制（推進項目1）を構築していきます。そして社協内総合相談支援から課題の発信や提案もしながら、全市域での包括的相談支援体制づくり（推進項目2）を行っていきます。

＜推進目標Ⅱ 推進項目＞



♪総合相談支援体制における権利擁護支援とは♪

私たちの国では社会の価値観に合わない人や、障害のある人に対して偏見や差別があり、それにより社会からの孤立や不当な扱いを受ける等の権利侵害がまだ多くあります。そして制度や施策の多くは「縦割り」であり「分野」「支援の種類」等の理由で制度の狭間におかれ、必要な人に必要な支援が届かない現状もあります。

私たちがめざす社会は、地域で暮らす誰もがどのような理由があっても「人」としての権利が侵害されることなく、一人の住民として“その人らしく”生活できる社会です。

住民の一人ひとりが「個人として尊重されながら、役割をもって生きる」ために、価値観の違いも尊重しながら、お互いを認め合うことが大切であり、そのためには本人と住民、専門職が本音で話し合っていくことが必要です。

本来、権利擁護支援とは自分の意思や考えを伝えることができない、伝える力が弱いために社会的に日常的に不利な立場にある人が、本来持っている権利を生かし、地域の中で普通に生活できるようにする活動です。また権利擁護は誰かの力を借りて守ってもらうだけでなく、本人が主体的に地域の中で普通に生活するために、自身の力や支援を活用する力を高めることです。

よって権利擁護のあり方や支援方法は、権利擁護を必要とする人それぞれで異なり、例えば成年後見人制度の利用は、その人の権利擁護が達成されるまでの一つの手法に過ぎないです。

本計画における「権利擁護支援」は成年後見人制度や金銭管理といった狭義の意味を超え、広義の権利擁護支援機能の確立をめざしており、地域共生社会の実現にむけて「一人ひとりの権利が守られ、誰も排除されることのない地域づくり」をすすめていくことです。

【スナフキンの名言集より☆彌】

人の好みは千差万別だと思います。もし、全部の人間が同じものを食べ、同じものに感動し、同じ本だけしか読まなくなったら、ぼくはそんな世界は味気ない、つまらないものだと思います。

推進項目1 社協内総合相談支援体制の推進

① 社協内連携のしくみづくり

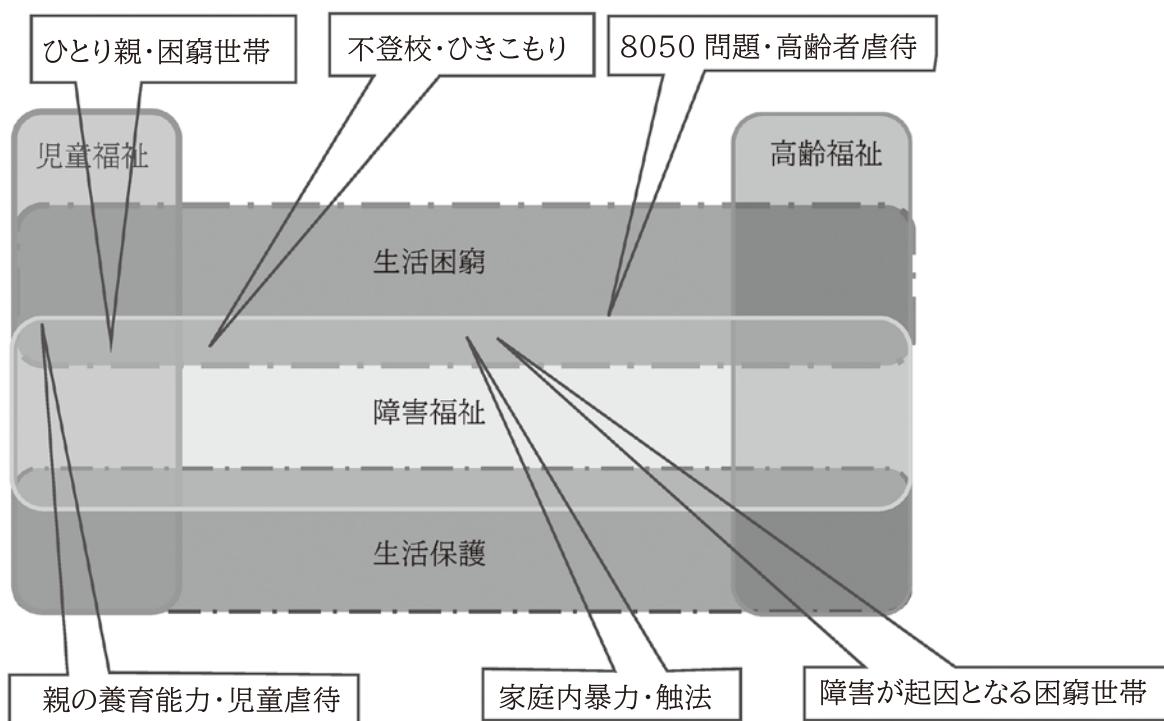
断らない、埋もれさせない相談の実践、アウトリーチ機能や本人のエンパワメント支援の強化にむけて、相談支援部署と地域支援部署が相互連携し、それぞれの強みや専門性を生かしながら、分野を超えて重なり合った支援をすすめます。

●相談のワンストップ化とのりしろ支援（分野を超えて重なり合う支援）の強化

社会的孤立、制度や支援の狭間となる相談は、本人や家族に支援拒否がある、発信ができない、ニーズが顕在化・複雑化している等の特徴があります。その上で相談がつながらない、また分野外であることから相談が断られる傾向にあります。

このような相談を「受け止め、断らない、必要な支援につなぐ」ために、社協内連携を中心として相談のワンストップ機能を強化していきます。

<制度や支援の狭間となっている相談傾向>



【具体的な取り組み】

- 相談をワンストップで受け止めるため、各部署の職員の意識向上
- のりしろ支援の充実を図るため、支援方針を共有できるしくみづくり
- 相談支援部署（個別支援）と地域支援部署（地域づくり支援）との連携強化
- 本人ニーズから出た課題を普遍化し、支援や解決の新たなしくみづくり（地域福祉開発）

○ 「相談のワンストップ機能」の向上にむけた地域との連携

- ・住民や各分野の専門職・各関係機関からの相談を受け止め、ともに支援について検討できるしくみづくり（支援会議の開催など）
- ・住民や各分野の専門職・各関係機関からの相談が入りやすくするため、社協内窓口の周知や取り組みの情報発信の強化
- ・各分野の専門職や関係機関へ「のりしろ支援」の理解を求め、家庭全体への支援強化

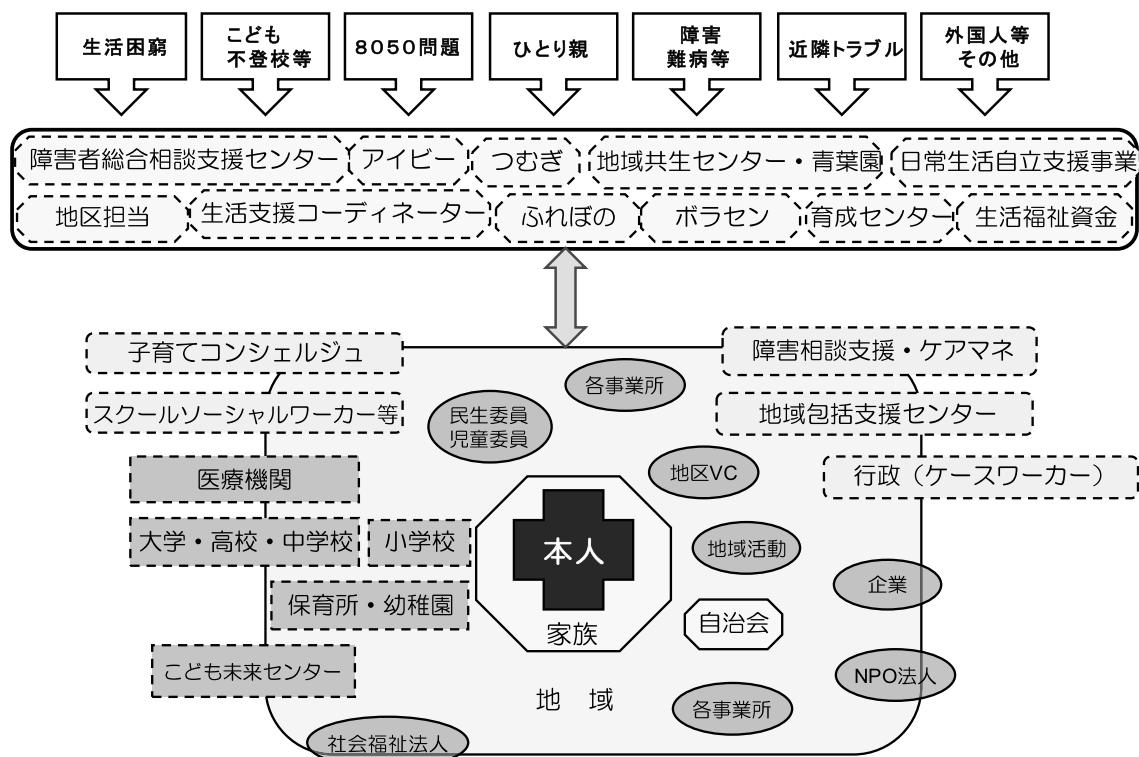
<社協内部署の連携した相談支援のイメージ図>

部署	特徴	事業・部署・役割等
相談支援部署	主に障害福祉分野の相談支援事業 ↑ ↓ 制度や支援の狭間が集積する事業	基幹相談支援センター 障害者就労生活支援センター 地域共生センター（青葉園） 生活困窮者自立相談支援事業 日常生活自立支援事業 生活福祉資金貸付事業
地域支援部署	地域福祉を推進する事業	地区担当者 生活支援コーディネーター ボランティアセンター

分野を超えた重なり合った支援展開
のりしろ支援

相互連携
それぞれの強みや専門性の強化

<社協外機関と連携した相談支援のイメージ図>



♪権利擁護・総合相談支援体制でめざす本人中心の相談支援♪

本人を中心に、本人の意思決定支援をしながら、本人ニーズに基づいた支援を住民と各関係機関等が連携しながらすすめていきます。さらに本人が希望する暮らしを実現していくために、本人を社会資源に合わせるのでなく、本人に必要な社会資源をみんなで創造していきます。

そこには、本人や地域住民、各関係機関それぞれにさまざまな価値観があり、お互いに違いを理解し合いながら、新たな価値観を共に創りあげていく必要があります。それが本人や地域、支援者の相互のエンパワメントにつながり、本人が主体となって地域で暮らし続けていくことになります。

そして本人不在ですすめる相談支援、専門職による課題解決型のみの支援にならないよう、市社協が歴史的に実践している「本人中心」の理念を普及していくことが、総合相談支援体制には必要であると考えています。

【スナフキンの名言集より☆彌】

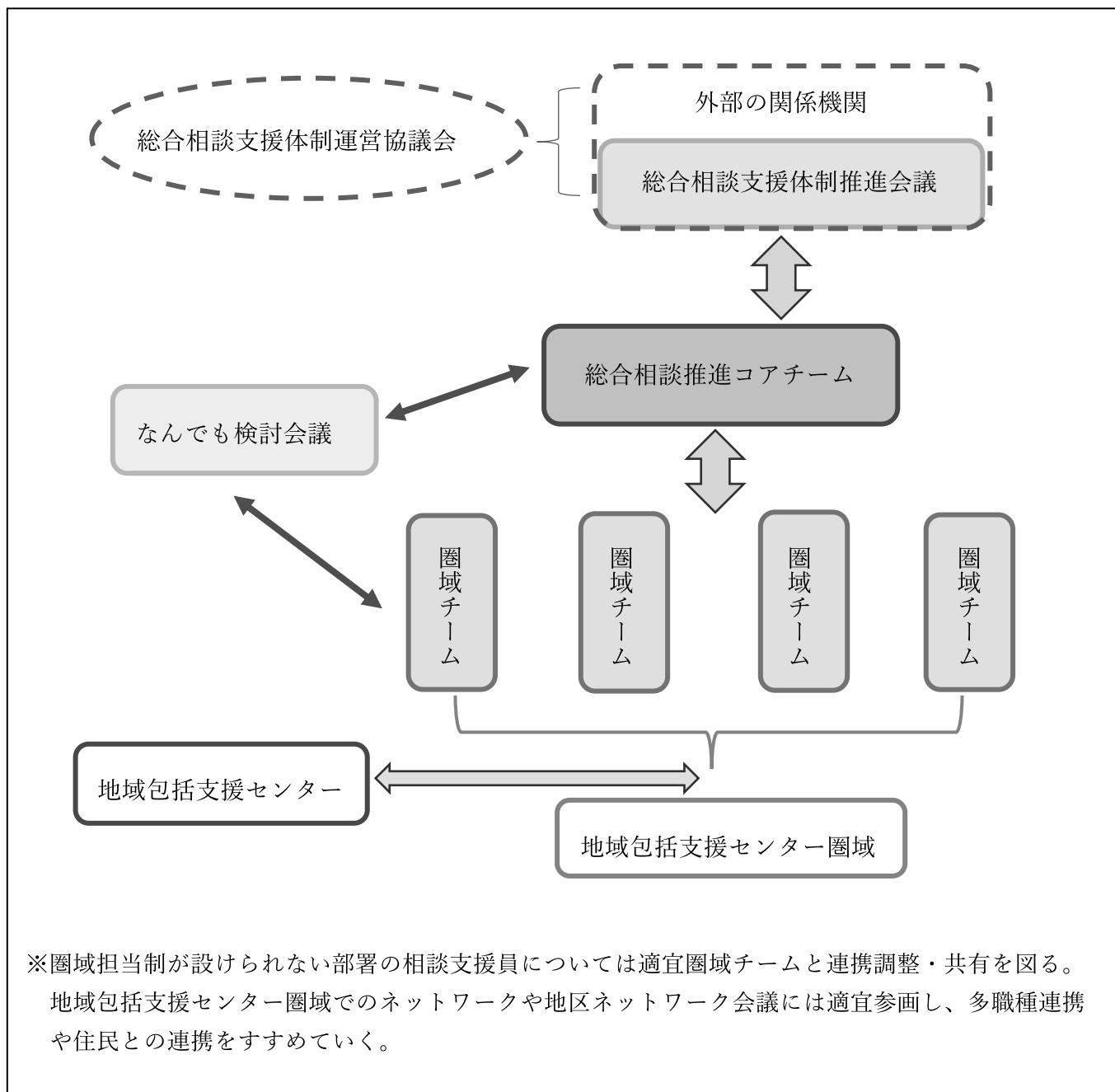
自分の入りたくないところへ無理やり入れられたら、君はどうする？
自分のやりたいことを押さえつけられたら、君はどうする？

●社協内でのチームづくりから外部機関との協働にむけて

市社協では地域の中で多様な人がつながり、顔が見える関係の中で、共に本人支援や地域づくりをすすめていく基盤づくりとして、各部署横断的な組織体制を新たに構築していきます。

具体的には地域包括支援センター圏域をエリアとした市社協内の圏域チームを発足させるとともに、全市域での総合相談支援体制につながるよう、総合相談支援体制推進会議を設置し、体制づくりへの進捗管理や評価、課題整理を行います。今後は行政や外部機関も交えた総合相談支援体制運営協議会を併せて設置し、さまざまな課題について協議する「セーフティネット機能」をもった協議の場（プラットフォーム）をめざします。

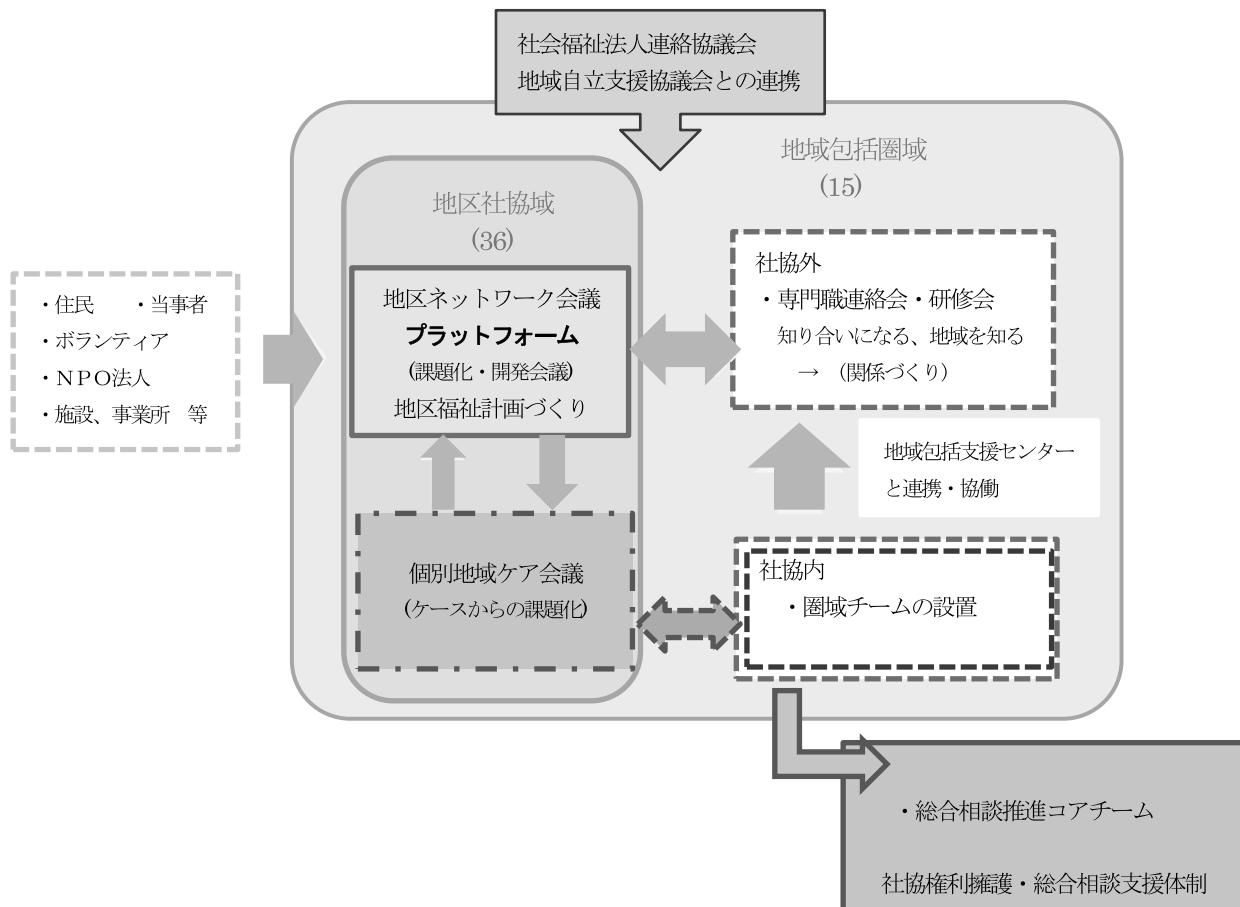
＜社協内組織体制図＞



【具体的な取り組み】

社協内チーム・会議名称	主な構成者	取り組み内容
圏域チーム (地域包括支援センター圏域)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当者 ・生活支援コーディネーター ・障害者総合相談支援センター 相談支援員 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの地域連携支援や課題の共有化 ・地域課題の共有と地区ネットワーク会議との連動 ・総合相談推進コアチームとの連携（課題提起） ・地域包括支援センター等の専門職との協働や多職種連携の推進 ・新たな活動や社会資源の創出の検討 ・事例検討や研修の協働実施 ・行政との連携・協議
総合相談推進コアチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉課（地区担当者）係長 ・共生のまちづくり課 (生活支援コーディネーター) 係長 ・総合相談支援課 係長 ・地域リーダー適宜 ・育成センター事業課適宜 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域チームにおける事例の蓄積や活動分析 ・圏域チームで出された内容の課題化 ・支援構造の課題分析と施策・制度化にむけた提言検討 ・さまざまな機関（地域自立支援協議会等）とのネットワークづくり ・教育機関や子どもにも関する団体との新たなネットワークづくり検討 ・専門職の人才培养の取り組み (行政・共生のまちづくり研究・研修所との連携) ・行政との連携・協議
なんでも検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・全部署横断の職員参加 ・総合相談支援課等の主任 (企画・運営者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域チームにおける事例に關連した協議 ・地域福祉開発につながるような事業企画 ・部署を越えた職員のつながりづくり ・部署連携を通した職員研修機能
総合相談支援体制推進会議 (全市域)	<ul style="list-style-type: none"> ・各課代表者 (各課長、計画策定チーム員等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援体制づくりの進捗管理や評価 ・事業推進における課題整理や組織見直し ・体制構築にむけた行政との協議 ・内部会議の位置づけから外部機関や行政を交えた運営協議会の位置づけの検討 ・重点取り組み「子どもにも関する取り組み」の推進体制の協議

<地区社協圏域と地域包括支援センター圏域との関係>



※専門職が地区ネットワーク会議等に参画し、地域住民と顔の見える関係性をつくりながら、ケース課題・地域課題と一緒に考えていく。そのために地域包括支援センター圏域で各分野の連携強化を図る。

支援事例

学校が困りごとに気がつき、発信！～地域支援部署と相談支援部署の連携～

ある小学校から、障害があると思われる子どもの不登校とその母親による児童虐待の疑い、生活全般を支えている同居する祖母の高齢化等、複合的な課題がある家庭の相談が「障害者総合相談支援センター」に入った。学校と行政、市社協の相談支援員と地区担当者、生活支援コーディネーターと連携し、住民と学校による子どもの見守りや通学支援、家庭の困りごとへの支援を開始した。

さらに、専門的な課題解決が必要とされた母親に対しては、行政と相談支援員が協働で、医療や法律職につなぐ等、地域支援部署と相談支援部署の強みを生かしながら支援を行った。

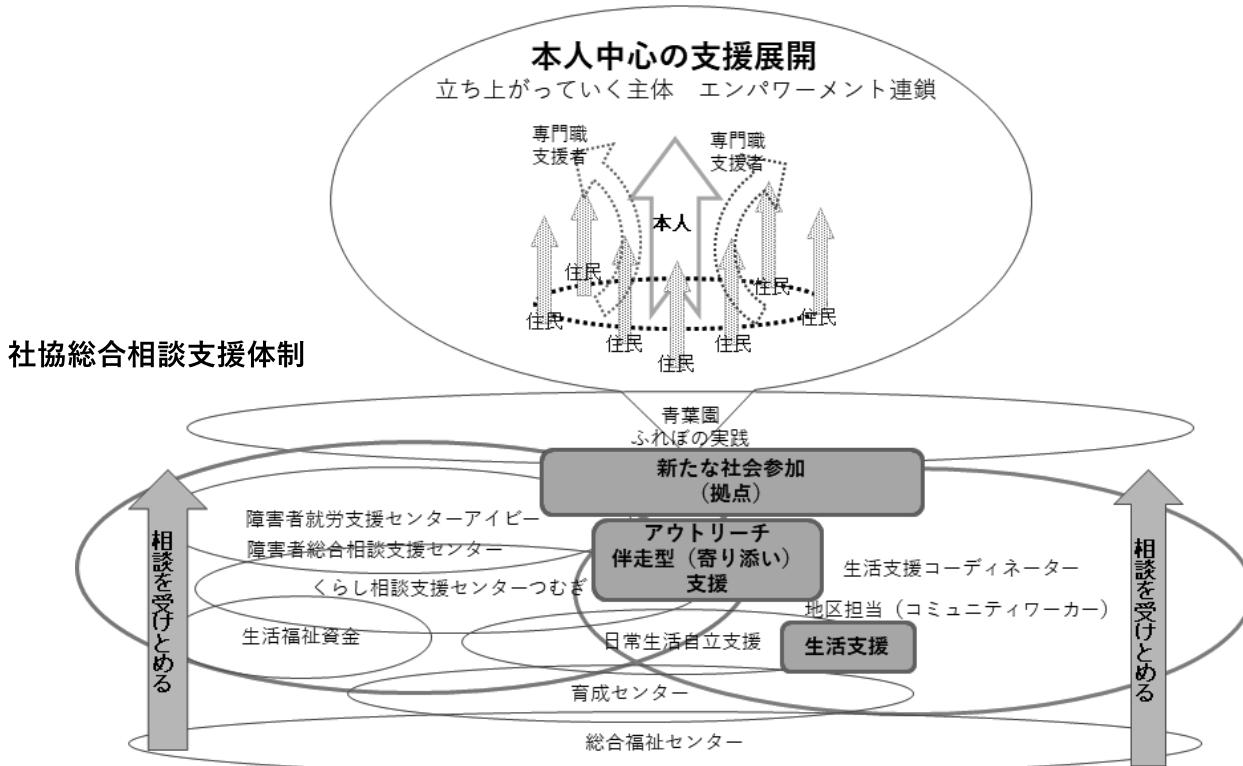
今後は、子どもや母親が家庭や小学校以外で活動できる場を探していく等、地域の中で育ち、家族らしい暮らしができるよう、住民をはじめさまざまな関係機関が継続的に見守りながら、適宜必要な支援を展開していく。

② 包括的相談支援体制にむけた相談支援の強化

小さなSOSを受け止め、切れ目のない支援につなぎ、本人が地域の中で主体的に生きていくことを推進するために、各事業の体制強化を図ります。

特に、くらし相談センター「つむぎ」と日常生活自立支援事業、生活福祉資金事業については、アウトリーチ機能、伴走型（寄り添い）支援、生活支援※を幅広く展開していくための重要な事業であることから、事業自体の拡充を図るとともに、地域支援部署との連携を強化しながら地域のニーズに応えられる体制強化をめざします。加えて、伴走型（寄り添い）支援や相談支援の出口の一つとして、当事者や社会的孤立状態にある人が、社会とのつながる場や社会に参加していくためのプログラムを展開する新たな拠点づくりを社協内連携のもと積極的にすすめていきます。

＜社協内事業全体で行う相談支援の展開図＞



※アウトリーチ機能・伴走型（寄り添い）支援・生活支援とは

①アウトリーチ（機能）

長期間にわたる社会的孤立等、さまざまな要因により主体性をなくし、意思決定が困難な状態である人や普通に暮らしていくことを何らかの要因で阻害されている人に気づき、積極的なアプローチを行い具体的な支援につないでいくこと

②伴走型（寄り添い）支援

本人やその家族に寄り添い、共に喜び、楽しみ、怒り、悩みながら本人の意思決定支援を続け、本人が主体的に地域で生きていくことを支援すること

③生活支援

実際の生活場面で、暮らしに基づいた本人の意思決定支援と、生活経験の積み重ねを支援することで本人の生きる力や自信につながり、社会参加・参画につながること

●アウトリーチ・伴走型（寄り添い）支援・生活支援の強化

生活困窮者自立支援事業や日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業は、制度や支援の狭間となる相談が集積している事業です。

顕在化しているニーズに対応していくために、この3事業の体制拡充をすすめます。

◇西宮市くらし相談センターつむぎ（生活困窮者自立相談支援事業）の体制拡充

生活困窮者自立相談支援事業は、相談することの敷居が他の支援機関より比較的低く、支援形態の自由度が高いことが特徴です。相談に対応していくながら、地域の中で孤立することなく自分らしく暮らしていくための、本人主体の生活困窮者支援の実践と、実践を通して社会的な孤立をさせない地域づくりに寄与できるしくみをつくります。

【具体的な取り組み】

- アウトリーチを軸にした相談支援の実施
- 障害者就労生活支援センターと連携した中間的就労支援や社会参加プログラムの実施
- 地域支援部署との連携（地域活動体験の実施、社会的孤立を生まない地域づくり等）
- 新たな社会資源の構築や再編、幅広いネットワークづくり
- 伴走型（寄り添い）支援、アウトリーチや地域連携の推進のための体制整備（相談支援員の増員等）
- 生活困窮に関する一体的な事業実施と展開方法について、行政や関係機関と検討できる場の設置

○「ゆるラボ」の取り組み

同じ悩みをもつ人たちと一緒に話し合う機会や社会に踏み出す一歩になるような当事者が動き出す場を「ゆるラボ」と名付け、グループ活動を行っている。

～ある日の「ゆるラボ」～

生活困窮者に対し、歳末たすけあい募金を活用し食糧セットを提供。食糧セットづくりは、職員と困窮者支援で関わっている数名が一緒にすすめた。結果として、“相談する・される”を超える「ありがとう」を交わす場になった。参加者からは「役に立ててうれしい」、職員からは「相談では分からない表情と力を発見できた」場になった。

◇日常生活自立支援事業の体制拡充

高齢化や判断能力に不安がある人が増えており、その中でも、生活保護世帯や低所得収入の年金受給者が多いことから、家計管理相談をはじめ生活上のあらゆる相談を必要としています。

さらに、社会的孤立といった問題も有しております、日常生活自立支援事業では地域や各関係機関とのネットワークをつくりながら、本人に寄り添いながら生活支援の強化を図ります。

【具体的な取り組み】

- 本人に寄り添った生活支援と他機関との連携や支援のあり方や役割整理
- 事業利用者の増加による待機者解消への取り組み
- 権利擁護支援センターとの具体的連携と役割の整理
- 金銭搾取やライフライン等の緊急対応にむけた早期対応の体制整備と行政等との連携促進
- アウトリーチや生活支援強化にむけた体制整備（相談支援員の増員等）

◇生活福祉資金貸付事業の体制充実

他制度の利用が困難な低所得者世帯や障害者・高齢者世帯への経済的支援事業を通して、関係機関等と連携しながら、くらしの支援につないでいきます。

また新型コロナウィルス感染拡大に伴う生活福祉資金特例貸付により、これまであまり相談がなかった外国人等のアプローチから、埋もれているニーズへの対応を図っていきます。

【具体的な取り組み】

- 貸付相談からのニーズ把握を推進するための体制の充実
- 他の相談支援窓口と連携した支援のアプローチ

支援事例

「どうしたらよいものか・・」～地域から寄せられた相談～

住民から民生委員に「近隣の敷地内にまでゴミがあふれている家があり、火事が心配」と相談が入る。民生委員は関わりのあった地区担当者へ相談。地区担当者は、個別支援の必要性を判断しくらし相談センター「つむぎ」へ相談した。地区担当者が住民とくらし相談センター「つむぎ」の接点、支援の糸口を模索するための場を調整し、その結果、住民の協力のもと、本人に会うことができた。また、住民が本人の体調等を長年気にかけていたが、どうしたらよいものか悩んでいたことも分かった。

本人と話す中、就労の意欲があることがわかり、ハローワークの利用につながった。また、体調不良の時に医療受診ができない状態で長年過ごしていたため、市役所での各種申請手続きに同行し、医療が受けられるようになった。その後、本人に変化がある時は、住民より地区担当者やくらし相談センター「つむぎ」に連絡が入るようになった。

つながりを模索しながら各機関による連携支援

50代男性。脳出血で倒れたが、リハビリを行い復職した。身体的な麻痺はないものの、失認等の症状があり、以前のように動くことができず、職場の障害に対する理解も乏しく、居づらくなり退職した。その後、退職金を切り崩しながら生活していたが、食べるものにも事欠くようになり、入院時に関わりがあった地域包括支援センターの職員がこの状態を知ったことがきっかけで「障害者総合相談支援センター」を経て、くらし相談センター「つむぎ」に相談が入る。

その後、経済的基盤の安定や福祉サービス調整に関する支援が各機関連携のもと始まった。これまで日中仕事をしていたこともあり、近隣で相談できる知り合いはいなかったため、近所の共生型地域交流拠点とのつながりを模索。また、自身の状態に合う仕事を探したいという希望もあり、障害者就労生活支援センター「アイビー」への相談につながった。

地域の中で活躍中！～地域活動で「いきいきする」きっかけに～

単身生活の中で、パチンコが唯一の楽しみだった高齢者。生活に必要な支払いができず生活困窮が常態化していた。日常生活自立支援事業を利用したことがきっかけで、福祉サービス利用や各種支払いができるようになり、少しずつ生活の改善が見られていった。

当初は、家の中で過ごすことが多く、近隣との関わりも薄かった。地区担当者やボランティアコーディネーターと連携しながら、地区ボランティアセンターで電話訪問を実施。その後、地域内で将棋の相手をしてくれる方ができたことで、本人の外出する機会につながった。

今では地域の方のお誘いもあり、通学路の見守り活動に参加して、子どもたちに声をかけたり、気軽にできるボランティア活動に参加する等、地域活動の積極的な参加を通して、本人の表情はいきいきとしている。

●総合福祉センター等の機能強化

市社協内において相談支援部署や地域支援部署だけにとどまらず、総合福祉センターや留守家庭児童育成センターの運営事業等、全ての部署において総合相談支援体制にむけて連携を意識した取り組みをすすめていきます。そして、総合福祉センターは、多岐にわたる相談支援機能を生かしながら住民からの困りごとを受け止められる場となるとともに、リハビリや障害者スポーツを通して「生きがいづくり」「社会参加」をすすめる拠点としての機能を高めます。

【具体的な取り組み】

○総合福祉センターの機能充実

- ・総合相談支援の拠点的機能の発揮（各相談窓口の連携）
- ・総合案内窓口機能の強化
- ・多様な人が集まる場、さまざまな活動発信の中核的機能の推進

○障害者総合相談支援センターにしのみや（基幹相談支援センター）の機能充実

- ・地域包括支援センター圏域を中心とした圏域担当制の導入
- ・地域支援部署との連携推進（地区懇談会や地区ネットワーク会議への主体的参画）
- ・地域とつながるための地域自立支援協議会の事務局機能の強化
- ・あいサポート事業等と連携した啓発活動の実施

○障害者就労生活支援センター「アイビー」の機能充実

- ・障害者手帳の有無にかかわらない相談対応と支援
- ・地域での社会参加や中間就労を視野に入れた支援
- ・くらし相談センター「つむぎ」との連携強化（中間的就労支援等）

○青葉園 地域共生センターの機能充実

- ・本人中心支援計画に基づいた障害のある人の社会参加にむけた支援
- ・当事者と地域住民の協働した活動との連携
- ・地域のさまざまな人が参画できる地域活動の創造

○留守家庭児童育成センター事業の機能充実

- ・障害者総合相談支援センターやくらし相談センター「つむぎ」等と連携した何らかの福祉課題を抱える子どもや世帯の早期発見機能の強化
- ・気になる児童や世帯へ相談支援部署と連携しながらの関わり

●社会参加のための新たな拠点（プログラム）づくりの推進

相談を埋もれさせない体制や社会参加・参画にむけて、地域支援部署と相談支援部署の連携をし本人と住民のつながりを支援しながら、自らの存在価値を見出していく新たな拠点やプログラムを検討していきます。

【具体的な取り組み】

- 相談支援部署の相談支援員が「拠点」に出向く機会を増やし、活動場面でのSOSの気づきを促すための取り組みをすすめる
- 多様な人が集う場所でさまざまな活動の情報発信を行う
- なんでも検討会議や圏域チーム等で発案されるプログラムの実施
- 多様な人が集う場所に各分野の専門職の参画を促し、当事者や住民が相談しやすい環境をつくる

●権利擁護・総合相談支援体制の構築にあたっての必要な機能と

それに基づく社協内実践の評価

市社協では第8次計画で権利擁護・総合相談支援体制をすすめてきました。その中で市社協内に入ってきた相談や相談対応（事例）を分析することで、権利擁護・総合相談支援体制を構築するにあたり下記の課題が見えてきました。

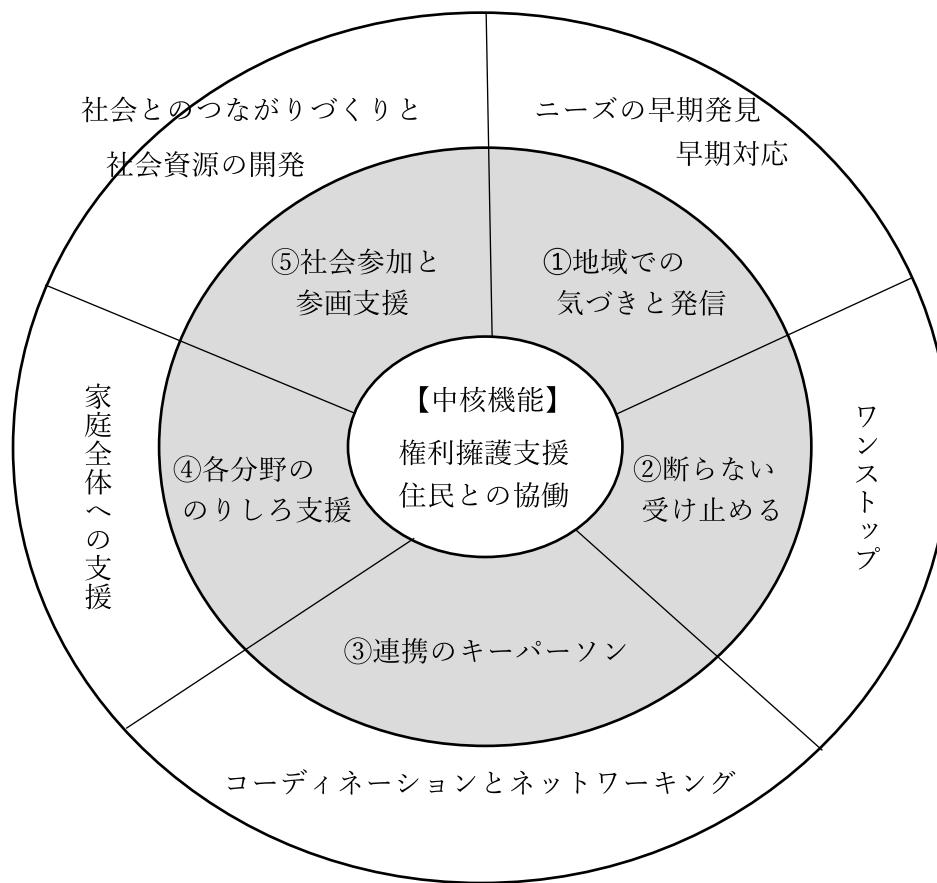
そして課題を解決していくために必要な機能として、2つの中核機能と5つの支援機能を示し、今後は7つの機能を評価軸としながら実践評価を行っていきます。さらにこの7つの機能についても妥当性を検証していきます。

<課題と考えられる項目>

- ・さまざまな要因によって社会から孤立し、問題が潜在化・複雑化している
- ・行政や専門機関の相談窓口が縦割りである
- ・家族支援を伴う複合多問題ケースだが、支援のキーパーソンがない
- ・対応する制度・サービスがない、支援システムが機能しない
- ・地域の問題として認識されていない

<権利擁護・総合相談支援体制の機能>

～2つの中核機能と5つの支援機能～



※ネットワーキングとは連携協働をすすめる機能のこと

※のりしろ支援とは分野を超えて重なり合って支援すること

<市社協の評価指標>

5つの支援機能	内容
①地域での気づきと発信 (ニーズの早期発見・早期対応機能)	地域活動の中で、顕在化しているニーズへの「気づく力」の促進
②相談を断らない、受け止める (ワンストップ機能)	地域にある身近な相談窓口や専門職による「相談を受け止める力」の向上
③連携のキーパーソン (コーディネーションとネットワーキング機能)	制度の狭間や複合多問題ケースの「コーディネート力とネットワーク構築力」の向上
④各分野ののりしろ支援 (家族全体への支援機能)	各分野の「のりしろ支援」を促進し、制度や支援の狭間にならないしくみづくり
⑤社会参加・参画支援 (社会とのつながりづくりと社会資源の開発機能)	誰もが役割を感じ、社会とのつながりを感じることができる地域づくり
基盤となる2つの中核機能：「権利擁護支援機能」「住民との協働構築機能」	

【具体的な取り組み】

- 総合相談支援体制推進会議における指標に基づく社協内実践の評価、7つの機能の検証
- 行政や外部機関も交えた「総合相談支援体制運営協議会」による外部評価の推進

推進項目2 包括的相談支援体制づくりにむけて

① 全市域でつくる民間のネットワークづくり

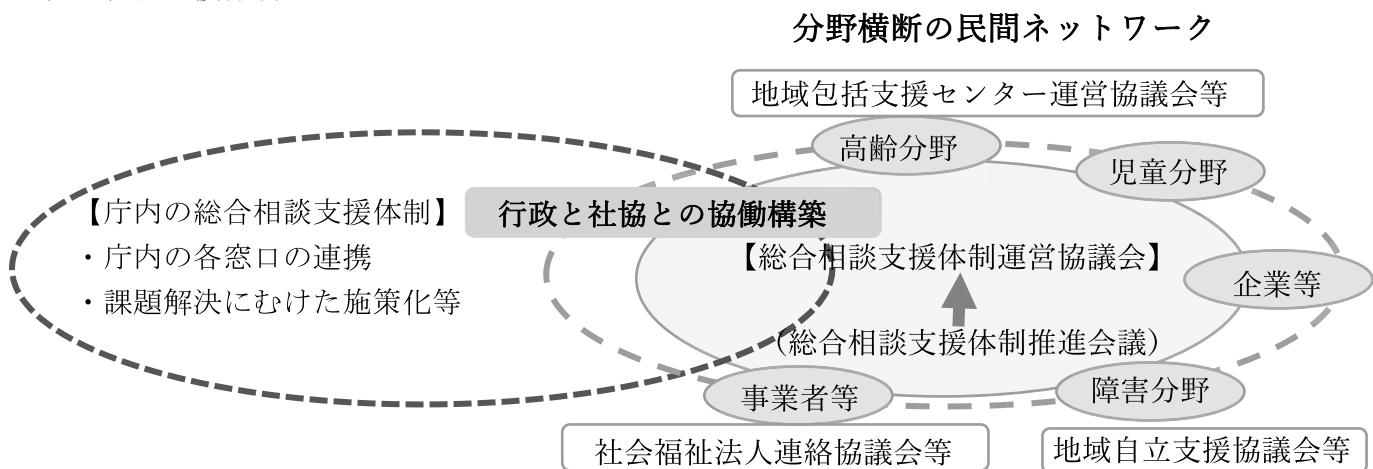
市社協として前項で述べたように、地区社協圏域や地域包括支援センター圏域において、地区ネットワーク会議（プラットホーム）の推進や、具体的な事業・活動、個別ケース支援を通して多様な機関とのつながりをつくっていきます。

さらに、全市域総合相談支援体制構築にむけて企業や社会福祉法人、専門機関、事業所が分野横断的につながり、専門職の人材育成や総合相談支援体制の課題、社会資源の創出に取り組むことが必要になってくるため、民間のネットワークを行政と連携しながら広げていきます。

【具体的な取り組み】

- 各分野の専門機関や専門職、NPO 法人やボランティア団体、事業所・施設等の外部機関が参画した総合相談支援体制運営協議会の設置
 - ・社会福祉法人連絡協議会や地域自立支援協議会、そして地域包括支援センター運営協議会等各ネットワークとも連携した専門職の人材育成
 - ・権利擁護・総合相談支援体制の構築にむけた課題整理と解決策を検討

<包括的相談支援体制にむけて>



② 官民協働による包括的支援体制づくり

市社協実践を通して明らかになった地域課題や連携課題、しくみ上の課題等を整理し改善に努めるとともに、その結果を本市における包括的支援体制の整備に反映されるよう取り組みます。

本市の包括的支援体制にむけて、圏域を踏まえ全市的セーフティネットのしくみを明らかにします。

【具体的な取り組み】

- 社協内の総合相談支援実践見える化(年次報告書の作成)
- 本市の包括的支援体制構築にむけての取り組みへの協力・参画
 - ・重層的支援体制整備事業の制度理解のための合同学習会の実施
 - ・構想の具体化のための協議の場の設置にむけた働きかけ
 - ・実際の運営における市と市社協の共同事務局設置の働きかけ

<年次計画>推進目標Ⅱ 権利擁護・総合相談支援体制 ~住民として暮らし続けるためのしくみづくり~

【推進項目1 社協内権利擁護・総合相談支援体制の推進】

①社協内連携のしくみづくり

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
相談のワンストップ化 とのりしろ支援	圏域チームの設置・運営	情報共有 設置	随時 定期実施		評価 見直し
	総合相談推進コアチームの設置 運営	設置 運営検討	随時 定期実施	評価 見直し	
	なんでも検討会議の推進	実施 評価 見直し	定期実施		評価 見直し
	総合相談支援体制推進会議の拡充	見直し 事務局 体制整備	定期実施		評価 見直し
	社協のしくみとしての点検・検証		年度報告 書の作成		
外部機関との協働にむけて	権利擁護・総合相談支援体制運営協議会の設置		検討 外部への 働きかけ	外部の 参加準備	設置

②包括的相談支援体制にむけた相談支援の強化

具体的活動・事業	内容		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
アウトリーチ・伴走型 (寄り添い) 支援・生活支援の強化	西宮市くらし相談センターつむぎ	中間的就労支援や社会参加プログラムの開発・実施		アイビー と協議		モデル 実施 評価
		支援機能強化にむけた体制整備	随時実施			
		生活困窮者支援に関する行政や関係機関との連携強化と協議の場の設置	行政への 働きかけ			
	日常生活自立支援事業	支援ケースを通した他機関との連携強化	他機関との ケース 共有	連携分析		
		待機者解消への取り組みと体制整備	課題分析	活動の 見える化	行政等と の協議	
	生活福祉資金貸付事業	各相談支援窓口との連携強化	随時実施		支援 連携分析	
		体制の拡充	独自整備	県社協と の協議		

具体的活動・事業	内容		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
総合福祉センター等の機能強化	総合案内窓口機能と各相談窓口連携による総合相談支援の拠点的機能強化にむけた検討会の設置		準備	検討会の設置		
	障害者総合相談支援センターにしのみや	地域担当制の導入	導入実施	地域チーム充実	評価見直し	
		あいサポート事業等と連携した啓発推進	実施	評価見直し		
	障害者就労生活支援センターアイビー	中間的就労支援や社会参加プログラムの開発・実施	再掲（II—1—①）			
	留守家庭児童育成センター	社協内部署が連携した支援体制のしくみ構築及び具体的支援	(重点取り組み2に記載)			
		各相談窓口と連携した育成センター指導員研修の実施				
社会参加・参画のための新たな拠点（プログラム）つくり	青葉園地域共生センター	相談支援の強化	支援の分析	各部署連携強化		
		当事者の参画支援	実施			
	拠点での相談支援の展開		モデル実施	評価実施		評価見直し
7つの機能に基づく社協内実践の評価と妥当性の検証	新たなプログラムの企画・実施		職員研修	検討	協働プログラム	実施
	新たな拠点づくり		(先導的取り組みに記載)			
	総合相談支援体制推進会議の事務局再編		再編設置			
	総合相談支援体制推進会議での実践評価と妥当性の検証			実践評価年次報告書作成		機能の検証
	権利擁護・総合相談支援体制運営協議会での外部評価と妥当性の検証					実施

【推進項目2 包括的相談支援体制づくりにむけて】

①全市域でつくる民間のネットワークづくり

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
民間のネットワークの構築	圏域チーム・総合相談推進コアチームによる他機関（専門職）との関係づくりの推進	外部への働きかけ	準備情報交換	実施	
	民間のネットワークづくりにむけた権利擁護・総合相談支援体制運営協議会の設置と拡充	再掲（II-1-①）			
各分野の専門職の人材育成	社会福祉法人連絡協議会や地域自立支援協議会、地域包括支援センター運営協議会と連携した人材育成研修等の実施	再掲（III-2-③）			

②官民協働による包括的支援体制づくり

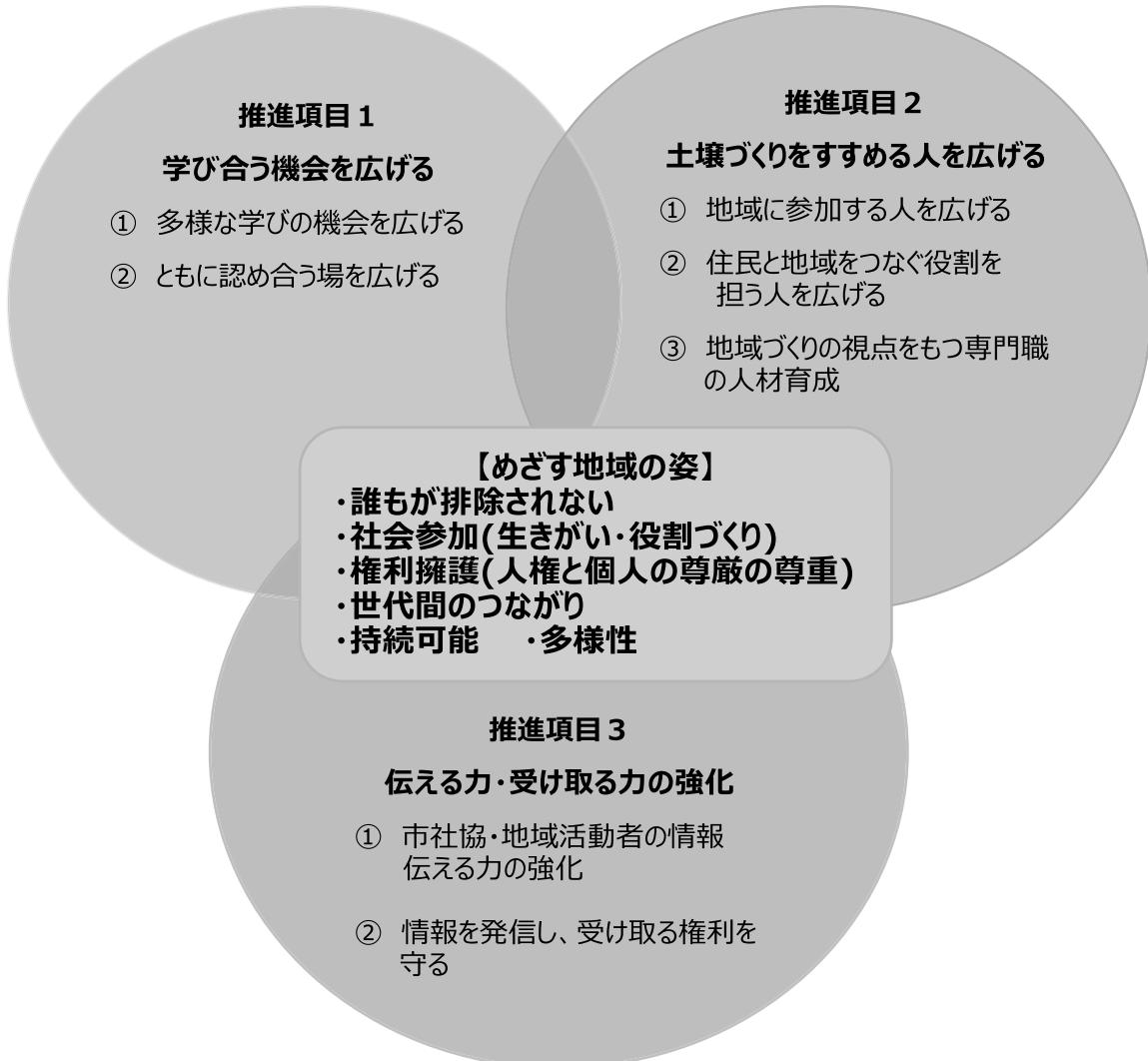
具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
包括的支援体制推進にむけての協議	包括的支援体制及び重層的支援体制整備事業等の合同研修会の実施	準備	準備	実施	
	行政機関との「協議の場」の設置	行政への働きかけ	設置		
	次期地域福祉計画への提言	提言		協働推進	評価見直し

推進目標Ⅲ 地域や人への思いを育む土壤を広げる

地域から孤立し、必要な社会資源につながっていない人が多くなっている社会状況の中で、地域における“人と人とのつながりなおし”が求められています。地域において、お互いを気にかけ合い、生きがいをもって活躍できる土壤づくりをすすめるため、多様な学び合う機会や住民同士がともに認め合う場を広げ(推進項目1)、主体的に地域づくりに参加する人が広がることをめざします(推進項目2)。

また、地域活動やボランティア募集等の情報を世代や対象に合わせ幅広く伝えることにより(推進項目3)、人々の助け合いが生まれる地域の土壤を広げます。

<推進目標Ⅲ 推進項目>



推進項目1 学び合う機会を広げる

① 多様な学びの機会を広げる

地区社協、教育委員会、社会福祉法人連絡協議会、当事者団体等と連携し、地域・企業・法人等での研修、学校の授業を通した多様な学びの機会を広げます。取り組みの中で、一人ひとりが自分たちのまちに関心をもつ福祉学習、暮らしの中で学び続ける生涯学習の視点を大切にし、公民館・図書館等と連携を行います。あわせて子どもにむけては、教育委員会と連携した取り組みを推進します。

また、誰もが排除されない“めざす地域の姿”を基盤として、このような取り組みをすすめるために、共生のまちづくり研究・研修所において議論・研究をすすめます。

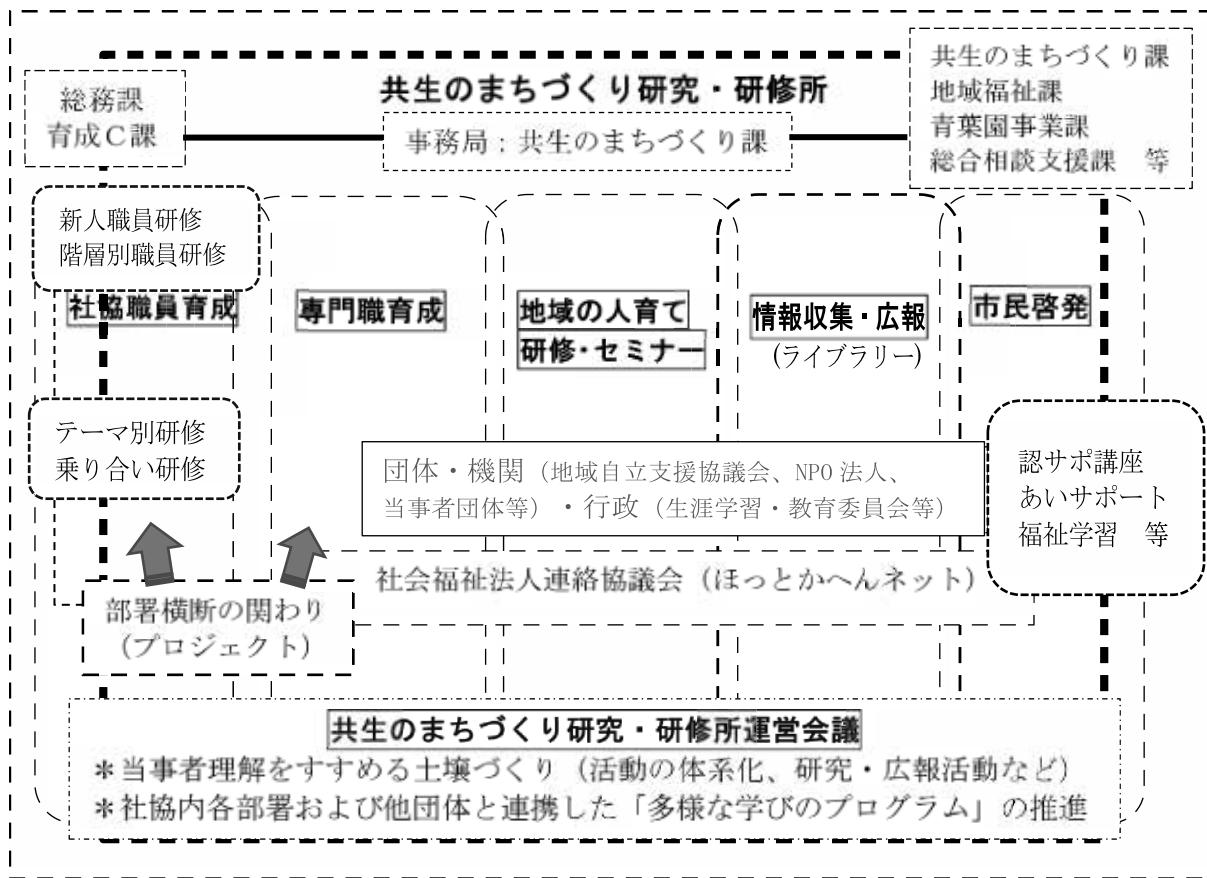
【具体的な取り組み】

- 共生のまちづくり研究・研修所での議論・研究の推進

○共生のまちづくり研究・研修所

第8次計画の中で“地域共生館ふれぼの”の一つの機能として位置付けられ、2020年（令和2年）4月、共生のまちづくり課に福祉啓発係を配置した。同年7月に研究・研修所運営委員会を設置し、活動を本格的に開始した。2019年度（令和元年度）は、あいサポート運動の推進方法や市社協研修体系、青葉園40年の実践研究等について議論を行った。研修所は、当事者理解をすすめる土壤づくりの活動体系化や専門職の人材養成プログラム開発に関する議論、またそれらに関わる実践研究等をすすめている。

＜社協における「共生のまちづくり研究・研修所」機能のイメージ図＞



○時代変化に基づく地域課題・生活課題に関する理解の推進

- ・全市版テーマ型講座(不登校・ヤングケアラー等)の実施

…当事者のネットワークとの連携やネットワーク化をめざし、協働した取り組みをすすめる。

○西宮市あいサポート運動

あいサポート運動は、鳥取県で始まった取り組みで、障害を理解し困っている時にちょっととした手助けをすることができる“あいサポート”を増やし、誰もが暮らしやすい社会をめざす運動です。

西宮市あいサポート運動では、障害について知り、気軽に声かけや手助けができるような“あいサポート”の養成や、身近な地域でさまざまな人々が“関わる、参加する、活動する、学ぶ、体験ができる”取り組みを積極的にすすめます。また障害の有無に関わらず、人として個性が尊重される共生の社会をめざし“つながる、認め合う、尊重し、支え合う地域”の土壤づくりとして“西宮市あいサポート運動”を展開します。

② ともに認め合う場を広げる

地域の中で人ととの認め合いや社会参加が広がるよう、出会いの場である地区懇談会等の開催をすすめ、地域活動や当事者活動を通して、ともに認め合う場を広げていきます。

そして市社協としての「第2の地域共生館ふれぼの」も含めた共生のまちづくり実践のために新たな地域拠点整備構想を取りまとめ、それに基づいた地域拠点づくりに取り組みます。

また、市社協が運営する西宮市総合福祉センターにおいても、相談支援の重要な拠点・当事者の社会参加等を通してともに認め合う場づくりをすすめます。

【具体的な取り組み】

○当事者と住民の出会いの場、お互いを知る機会の推進

- ・地域自立支援協議会等と連携した地区懇談会の実施

○認知症の理解促進をめざした取り組みの推進

- ・わかつみや会カフェ（若年性認知症や軽度認知症本人による取り組み）の実施

○生きづらさを抱える人の社会参加の場（エコボラ・切手整理・ゆるラボ等）の充実

- ・エコボラ・切手整理・ゆるラボ等の取り組み実施

- ・“西宮市総合福祉センター・リハビリセンター”での多様な取り組み実施

（地域と協働した取り組み/スポーツを通じた交流の機会/専門知識を生かした個別相談・講座）

○地区懇談会

2014年度(平成26年度)より、市社協が主体となって「お互いを知る場」「理解し合う場」をコンセプトに障害当事者、家族、地域活動者等で開催しました。

2016年度(平成28年度)以降は、より身近な地域で実施できるよう、地区社協単位での開催を提案し、最大30か所で「知的障害者疑似体験ワーク」や「障害者スポーツ・ボッチャ」を通じた住民と交流できる機会をつくってきました。

2021年度(令和3年度)からは、障害分野の事業所と地区社協や市社協が協働して開催し、障害当事者・家族、住民がさらに参加しやすい地区懇談会をめざしていきます。

♪[地域共生館ふれぼの」エピソード紹介]♪

「地域共生館ふれぼの」は2015年(平成27年)、共生のまちづくりを実践する地域の常設拠点として誕生しました。「当事者活動×誰もが集える機能×場をコーディネートする人材」という3つの機能が織りなすことで生まれている豊かな事例を紹介します。

(「生活支援コーディネーターだより Wi' th」引用)

エピソード①「お誘い隊」～障害のある方と地域のご高齢の方の自然なつながり～

開館以来、万歩計をつけながら来てくれていた80代のAさんは、入院をきっかけに少し外に出るのが難しくなっていました。「Aさんに会いたい！」と思っていた地域活動センターふれぼののメンバーは、Aさんもカフェに来たいと思っていることを知り、さっそく「お誘い隊」を結成して、Aさん宅を訪問することにしました。久しぶりにAさんがふれぼのに来てくれ、よっぽど嬉しかったのか、ふれぼのメンバーのBさんはしばらくAさんの手を握ったまま…。お誘い隊は、コロナ禍でカフェが休業していても“お声かけ隊”として、つながる活動を続けています。

エピソード②「特別なエプロン」～“する・される”の関係から誰でも役割のある場へ～

通学路に面しているふれぼのカフェ。スタッフが「いってらっしゃい」「おかえり」といつも声をかけていると、子どもたちはすっかり顔馴染みになり、家まで我慢できずトイレを借りにくる子、暑くてお水を飲みに立ち寄る子もいます。普段はカフェでお茶を提供したり、お客様とお話をしたりするのは障害のあるご本人ですが、「お手伝いしたい！」という子どもも出てきて、エプロンをつけて手伝ってもらうこともあります。エプロンをつけることで障害のあるスタッフとの距離が近づき、お互いにできることを分担しています。子どもにとっていつでもつけることができないエプロンなので、特別感があるようです。

エピソード③「将棋で元気に」～1人の思いから、つながる人と人の輪～

「ふれぼの」が開館した夏、近所のご夫婦が1階のカフェに相談に来られました。ご主人は将棋がとても好きだけど、杖歩行であまり遠い将棋の集まりには行けないので、できれば「ふれぼの」で将棋をしたいとのことでした。さっそく、カフェのホワイトボードに「将棋の相手を探しています」と書いたところ、時々、お茶を飲みに来てくれていた男性が「ぜひ、一緒に」と言ってくださり、2階のフリースペースで将棋をすることに。その輪は少しずつ広がり、近くの小学生も、将棋のある日は学校から帰るとすぐに「ふれぼの」にやってきて仲間に加わります。持ってきた杖を忘れて帰ったり、将棋が忙しくなってデイサービスの利用を見合わせた方も。将棋のレベルは違っても、みんなで和やかに将棋盤を囲んでいます。

推進項目2 土壤づくりをすすめる人を広げる

① 地域に参加する人を広げる

住民一人ひとりが主体的に地域に関わるためには、気軽に参加できる機会や個人の関心事に近い活動が地域の中で行われていることが必要です。特に、地域と関わることが少ない主に30～50代の勤労層に対しては、企業やPTA等へのアプローチを行います。

また、地域共生型交流拠点の活動等を通して、地域での活動を仕事にするしくみが生まれています。このような地域での仕事づくりを含め有償活動等の広がりを通して、地域と関わるきっかけづくりをすすめます。

またコロナ禍では、市内の大学生が仲間の学生を支える「学生応援プロジェクト“繋がり隊”」を学生自らの力で発足させました。学生は、活動を通して地域の実情を知り、自分たちが地域内での困りごとに主体的に関わっていくことの大切さを実感できるようになっています。今後も大学が多い西宮市の特徴を生かし、これらの学生の活動を広げていきます。

【具体的な取り組み】

○広く住民が参加できる活動推進/活動の中での地域活動の理解促進

- ・若い世代等これまで地域とつながりが少ない層をターゲットとした企画実施（“ママ（パパ）友”座談会・居場所トーク等）
- ・共生型地域交流拠点を活用した参加しやすいプログラムの実施

○企業やPTA等の市民対象の啓発講座の開催

- ・各種ボランティア講座、西宮市あいサポーター研修、認知症サポーター養成講座等の実施

○市社協ボランティアセンター機能の充実

（災害ボランティア養成や中高生対象のサマーボランティアスクール等多様な世代等を対象にむけた講座実施、開設日・時間の拡大、活動先の開拓、広報強化）

○生涯学習との連携（西宮市生涯学習推進計画（公民館や図書館等教育機関）との連携）

○地域での仕事づくり／有償活動の推進

- ・共生型地域交流拠点や生活支援の取り組み等における地域での仕事づくり／有償活動の推進
- ・ジョブステーション西宮と連携した取り組み
- ・有償活動等に対する地域住民の理解促進

○市内大学生の地域活動への働きかけ（大学・寮・ゼミ等との連携）

② 住民と地域をつなぐ役割を担う人を広げる

誰もが活躍できる地域づくりにむけて、一人ひとりのできる力を見つけ、その機能を最大限発揮できるように働きかけが大切です。共生型地域交流拠点等の活動を通して、住民と地域をつなぐ役割を担う人を広げていきます。

【具体的な取り組み】

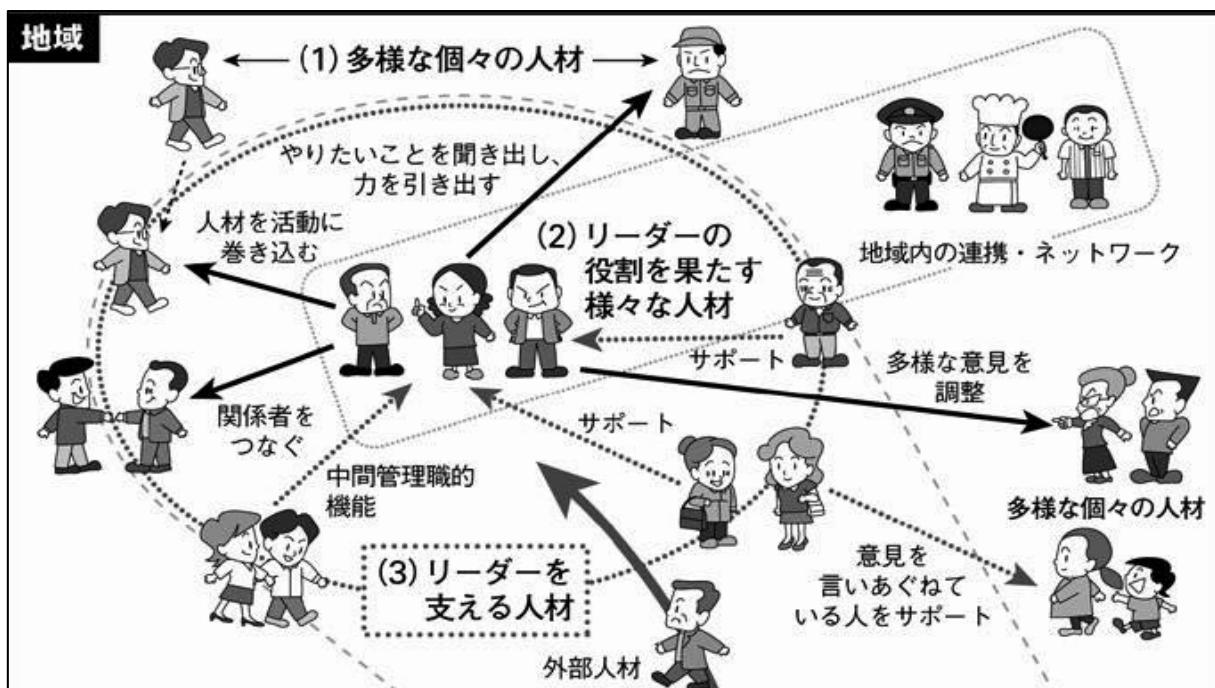
○NPO法人なごみと連携した“つなぐ役割を担う人を広げるプログラム”的実施

- ・地域資源を理解した広い視野で活動できる人を、共生型地域交流拠点での実習等を通して広げる

○共生型地域交流拠点 拠点運営者スキルアップ（研修・運営者同士の情報交換）

- ・つぶやき拾い（つぶやきからニーズを拾う力）
- ・来られる方と地域をつなぐ視点の強化

【参考】地域の中でつなぐ役割の人のイメージ（総務省「人材力活性化・連携交流室」資料より）



③ 地域づくりの視点をもつ専門職の人材育成

“住民と協働し、ともに地域づくりをすすめていくこと”をめざして、地域づくりの視点をもつ専門職の人材育成をすすめます。市社協が事務局を担う社会福祉法人連絡協議会や地域自立支援協議会等と連携し、専門職と住民とが出会い、ともに西宮市の地域課題や解決方法について広く話し合うプログラムを実施します。

また、地域支援部署と相談支援部署とが連携した地域支援体制の確立をめざし、地域支援ワーカーの増員も含めた配置について市と協議をすすめます。

【具体的な取り組み】

○地域づくりの視点をもつ専門職の人材育成

- ・行政と協働で行う専門職研修実施
 - …地域診断研修対象者・プログラムの拡充 2020年度(令和2年度)から主に地域包括支援センター職員を対象に実施
- ・社会福祉法人連絡協議会や地域自立支援協議会と連携したプログラム実施

○地域支援部署と相談支援部署とが連携した地域支援体制の確立（推進目標Ⅱと関連）

- ・市社協内研修体制の充実（地域支援の力を磨く研修、経験年数や役職に応じた研修制度）
- ・地区担当者と生活支援コーディネーターの効果的な配置について検討・市との協議

推進項目3 伝える力・受け取る力の強化

① 市社協・地域活動者情報伝える力の強化

住民が情報とつながるツールが多様化している状況を踏まえ、SNS等幅広い広報ツールを活用した効果的な広報を行います。そして地域で活動をするさまざまな団体が、より広報活動を行いやすいように、市社協・地区社協が活動に合わせ積極的にサポートを行います。また、高齢者・障害のある人や日本語の理解が難しい外国人等、災害時等に必要な情報が届くように日頃から支援する団体と連携した取り組みをすすめます。

【具体的な取り組み】

○多様な広報手段を活用した地域活動の発信

- ・市社協広報媒体の見直し・多様化
 - …ホームページリニューアルによる発信力強化(地域活動や青葉園・ふれぼの活動の定期発信)
- ・公式LINEアカウントによる情報発信
- ・新しいITツールに関する研修実施(市民対象・職員対象)
- ・地域資源情報サイト“Ayamu”の一般公開による地域活動情報の発信

○住民と双方向で情報共有・意見交換ができるしくみづくり

- ・ホームページや広報紙に関する市民の意見を集め、内容への反映

○NPO法人等の団体による広報発信のサポート

- ・行政、既存の地域団体とのつながりづくり、市社協機材の提供等

○災害時における情報の提供方法の検討

- ・国際交流協会や日本災害救援ボランティアネットワーク等との連携

○地域資源情報サイト Ayamu

サロンやつどい場等の地域活動の情報を地域や活動ごとに整理し、インターネット上で検索ができる。これまで生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等専門職が活用していたが、2021年度(令和3年度)中に市民も活用できるよう準備をすすめている。

② 情報を発信し、受け取る権利を守る

高齢・障害等さまざまな状況により、情報の発信や受け取ることに課題を抱える人々がいます。合理的配慮の観点も踏まえ、時代に合わせて情報発信ツールを見直し、身近な地域で一人ひとりに情報が届く取り組みを広めます。

また、何らかの課題を抱えた人が、社協の相談窓口にスムーズにつながるよう、各窓口間の情報共有を強化するとともに、当事者組織の活動等の参加促進を図ります。

【具体的な取り組み】

○地区社協活動者や民生委員・児童委員、店舗・宅配業者等と連携した情報発信

- ・サロンや共生型地域交流拠点、個別訪問等対面で伝えられる機会を活用した情報の発信
- ・高齢者見守り事業協力事業者等と連携した地域活動の情報を発信

○住民が身近に立ち寄る、地域内の医療機関(診療所・薬局等)、介護事業者、商店、金融機関(銀行、信用金庫、郵便局等)等に広報紙・チラシの配架

○視覚障害者への取り組みの推進

- ・中途失明者にも対応した情報の発信及び仲間づくり・居場所づくりの推進

○社協内各窓口での適切な情報提供・受け止め・つなぎ

＜年次計画＞推進目標Ⅲ 地域や人への思いを育む土壤を広げる

【推進項目1 学び合う機会を広げる】

①多様な学びの機会を広げる

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
共生のまちづくり研究・研修所での議論・研究の推進	既存プログラムの整理、研究所としての企画検討、青葉園実践等の研究	整理	企画実施 研究		
地域課題・生活課題に関する理解の促進	全市版テーマ型講座の実施	モデル実施	実施	評価見直し	
子どもたちが学ぶ機会を広げる	(重点取り組み 1 に記載)				

②ともに認め合う場を広げる

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
当事者と住民の出会いの場、お互いを知る機会の推進	地区懇談会の実施		再掲(目標 I -2-②)		
認知症の理解促進をめざした取り組みの推進	わかみや会カフェの実施		再掲(目標 I -2-③)		

【推進項目2 土壤づくりをすすめる人を広げる】

①地域に参加する人を広げる

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
広く住民が参加できる活動推進	若い世代等これまで地域とつながりが少ない層をターゲットとした企画実施		準備 モデル実施	実施	
	生涯学習との連携強化	情報交換	協働活動		
企業やPTA等市民対象の啓発講座の開催	各種ボランティア講座等実施		準備	実施	
新たな活動層の開拓	市社協ボランティアセンター機能の充実		体制整備		
	地域での仕事づくり		研究	試行	
	市内大学生の地域活動への働きかけ	モデル実施	実施	評価見直し	

②住民と地域をつなぐ役割を担う人を広げる

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
つなぐ役割を担う人を広げるプログラムの実施	NPO 法人なごみと連携したプログラム実施		モデル実施	実施	普及
	共生型地域交流拠点運営者研修・情報交換の実施	実施	評価見直し	実施	

③地域づくりの視点をもつ専門職の人材育成

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
地域づくりの視点をもつ専門職人材養成プログラムの開発と実施	行政と協働で行う専門職研修の実施	継続	評価見直し	実施	
	社会福祉法人連絡協議会・地域自立支援協議会と連携した研修実施		準備	実施	

【推進項目3 伝える力・受け取る力の強化】

①市社協・地域活動者の情報を伝える力の強化

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
多様な広報手段を活用した地域活動の発信	市社協ホームページリニューアル	実施			評価見直し
	市社協公式 LINE アカウントの開設・情報発信	準備	実施		
	Ayamu の一般公開・地域支援における活用	実施			
災害時における情報の提供方法の検討	国際交流協会等と連携し、提供方法を検討する		情報収集準備	実施	評価見直し

②情報を発信し、受け取る権利を守る

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
地域における情報発信の強化	地域活動や店舗・宅配業者等と連携した情報発信の強化		準備	実施	
情報発信や受け取ることに課題を抱える人への対応強化	中途失明者に対応した情報発信の工夫及び仲間づくりの推進	検討	準備協議	モデル実施	実施
	社協内各窓口での情報共有の強化	連携体制整備	しくみの構築		評価見直し
	当事者組織の活動等への参加促進	随時			

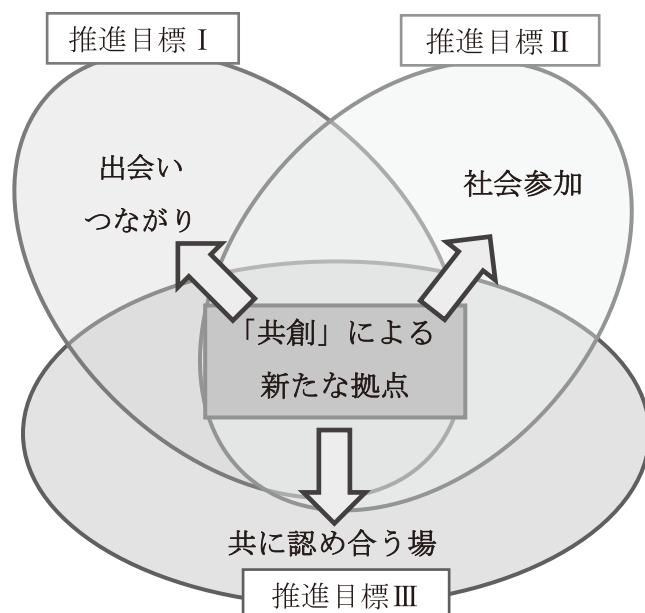
第9次計画期間先導的取り組み 「共創」による「共生のまちづくり」の拠点づくり

第9次計画では、推進目標Iにおける『住民や当事者が出会い・つながり、協働活動ができる拠点』、推進目標IIの当事者や社会的孤立状態にある人の『社会とつながる場や社会参加していくための拠点』さらには、推進目標IIIの多様性を尊重し『価値観の異なる人々が共に認め合う場としての拠点』づくりをすすめます。

特に、市社協を中心として整備する新たな拠点については、住民や当事者が出会い・つながり、そこから「共生のまちづくりにむけた実践」を地域に発信し、地域全体で「共生のまちづくり」運動を展開していく拠点となることをめざします。

そのためには、整備段階から住民・地域団体や当事者、NPO法人、専門機関、福祉施設・事業所、企業等の多様な関係者の参加・参画をすすめ、それぞれの違いを認め合い新たな価値をみんなで生み出す『共創』ということにこだわりながらすすめます。

●「共創」による「共生のまちづくり」拠点づくりの第9次計画推進目標との関係



●拠点整備構想の具体化にむけて協議する事項

- ◇ 「共生のまちづくり」の発信・連携拠点 (ふれぼの型)
 - * 障害福祉事業を基盤した拠点整備と運営
 - * 多様な関係者・団体等との連携に基づく整備と実践展開

- ◇他の分野(児童等)と連携した地域拠点 (既存拠点の活用型)
 - * 圏域内の多様な人たちのつながり・協働による地域の活性化
 - * 共生型交流拠点補助金等の活用

- ◇居住確保を主たる目的とした拠点整備 (その他)
 - *当事者の住まい
 - *災害時対応等の付加価値

＜年次計画＞第9次計画期間先導的取り組み 共創による共生のまちづくりの拠点づくり

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
共創による 共生のまちづくり 拠点整備	社協拠点整備検討プロジェクト及び3部会の設置 各部会間の調整と整備構想全体の取りまとめ	設置	協議 調整	全体構想 取りまとめ	
	北部地域における発信・連携拠点の整備	研究 検討	(試行) 構想案の 取りまとめ	整備 着手	
	西波止会館の新たな活用方針の取りまとめと実践及びそれに基づく改修・整備（他分野との連携）	地域ワー キングで の協議	モデル実施 整備案 作成	改修 整備	実践の 拡充
	居住確保を主たる目的にした拠点整備	調査 研究		構想案の とりまとめ	関係機関 への働き かけ

第9次計画重点取り組み 子どもたちと共に創り出す「共生のまち」

子どもたちは、次の地域社会をつくっていく大きな宝です。子どもが成長していく過程においては、地域で多くの人と関わり、それぞれの多様性を認め合い、さまざまな経験を共に積み重ねていくことが大切です。

しかし近年、家庭や学校、地域の中でさまざまな問題により孤立し、生きづらさを抱える子どもたちの存在が増えている状況が見られます。“子どもたちがのびのびと、子どもらしく成長できる地域づくりが共生のまちづくりにつながる”という思いに立ち、第9次計画期間では子どもに関する取り組みを積極的にすすめます。

これまで市社協は、子どもに関する取り組みとして「子育て地域サロンの普及」や「留守家庭児童育成センター運営」等の事業を中心に展開してきました。そして、第8次計画期間については「地域共生館ふれぼの」を拠点にしてあらゆる年代の地域の子どもたちを巻き込む「共生のまちづくり実践」に取り組んできました。第9次計画期間では、さらに全市域における子どもたちを取り巻く実態の把握や検証を行い、住民や関係団体等と連携しながら、すべての子どもたちが孤立することなく、また、子どもたち自身が活躍できる地域づくりにむけた取り組みをスタートさせていきます。

なお、子どもに関する取り組みの全体的な進捗管理や評価は、権利擁護・総合相談支援体制に合わせて設ける総合相談支援体制推進会議で定期的に行い、その上で各課の取り組みをすすめていきます。

1. 子どもたちの声を地域づくりへ、子どもたち自身が地域づくりへ

子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化、さらに経済・社会構造の急速な変化に伴い大きく変化しています。特に、地域内の人間関係やつながりが希薄化し、地域の人から教わったりする関わりの中で育っていく貴重な経験ができる機会が減少していると思われます。その中で、地域で全ての子どもが自分らしく過ごすことができ、地域の中で頼られ褒められるという人間関係を当たり前に築くことができる地域づくりをすすめていきます。

近年、子ども食堂や不登校の子どもたちの居場所づくり等を地域で取り組む個人やグループ、NPO法人等が市内においても増えてきています。その状況を踏まえ、各団体やNPO法人等との協働、また企業や福祉施設、行政（子育て支援部署や教育機関等）等との連携により、地域ごとに子どもの支援や活動づくりを行い、さらに全市ネットワークづくりへとすすめていきます。

活動をすすめていく際には、“子どもへの支援”と一方的に捉えるのではなく、子どもたち自身の声をしっかりと聴き、その声を地域づくりへと反映することで、“地域を共に創るパートナー”という視点を大切にすすめます。この視点をもちながら、全ての子どもたちに居場所と役割がある地域づくり、そして、子どもたちが主体的に地域とつながることができるしくみづくりについて、子どもたちも含めてみんなで取り組みます。

【具体的な取り組み】

○子どもたちとともにすすめる居場所づくり

- ・地域の居場所（子ども食堂、多世代型サロン等）の普及・推進
- ・中・高校生の居場所づくり（地域共生館ふれぼのにおけるモデル実施）
- ・既存の居場所等への子どもの巻き込みの推進（子どもが関わる行事やイベントの企画推進）

○声を聴く機会づくり～子どもの声が反映された地域づくり～

- ・地区ネットワーク会議等への子どもの参加を積極的推進（子どもアンケートの実施の検討等）
- ・小学校児童会、中学校生徒会等との連携や働きかけ（地域活動への企画からの参画等）

○ネットワークづくり・地域連携強化～みんなで考えるプラットフォーム～

- ・子どもに関する取り組みを行う団体同士のネットワークづくり
- ・子ども食堂ネットワークの立ち上げや既存のネットワーク（不登校等）と関連した取り組み強化
- ・NPO法人と地域団体とのつながりの橋渡し（地区ネットワーク会議への参加促進等）

○子どもたちの学びの場づくり～子どもたちが地域を知りつながるための取り組み～

- ・当事者との交流の機会づくり（障害者スポーツ「ボッチャ」や青葉園との交流活動等）
- ・子ども対象の認知症サポーター養成講座やあいサポート研修の展開実施

2. 子どもたちのSOSを見逃さない地域へ、子どもたちがSOSを出せる地域へ

家庭や学校、地域の中で虐待や貧困等により、大変しんどい状況に陥っている子どもたちがいます。また、病気や障害、精神的な問題等を抱える家族を介護しているヤングケアラーと言われる子どもが増えていることが社会問題にもなっています。それらの状況は、周りから見えにくく、理解が得られにくい状況にあるということも課題です。

これらの課題解決にむけては、地域の大人たちが、生きづらさを抱えている子どもたちのSOSのサインに早く気づき、見逃さないことが大切です。子どもたちが発したSOSを受け止められるよう、「家庭」「学校」「地域」「関係機関」が連携して寄り添うとともに、子どもたち、そしてその世帯や取り巻く環境等を包括的に支援していくためのネットワークづくりをすすめます。

また、具体的な気になるケースについては、市社協内の子どもに関連した部署（育成センター事業課や地域支援部署）と相談支援部署が連携することで適切な支援へしっかりとつないでいきます。さらに、総合相談支援体制の構築（推進目標Ⅱ）と連動して、外部の関係機関や行政等とも連携しながら、セーフティネット機能を有した協議の場である「総合相談支援体制運営協議会」への展開を検討していきます。

そして、子どもたちが安心してSOSを出すことができるために、地域内の日常的なつながりづくりや早期発見や予防的な取り組みができる地域づくり、さらに、同じ課題を抱えた子どもたちの集まる場づくりもすすめます。

【具体的な取り組み】

○課題を抱える子どもや世帯の早期発見・相談対応・具体的支援

- ・子育て地域サロンや留守家庭児童育成センター等で気になる子どもを見逃さないための取り組み推進（相談対応の流れの明確化や地域住民との連携強化や留守家庭児童育成センター指導員等の研修実施等）
- ・社協内部署（相談支援部署と地域支援部署）の連携支援（市社協圏域チームでの支援検討等）
- ・民生委員・児童委員、保護司、スクールソーシャルワーカー、地域の子ども支援団体、行政、学校、教育委員会等と連携した継続的な支援

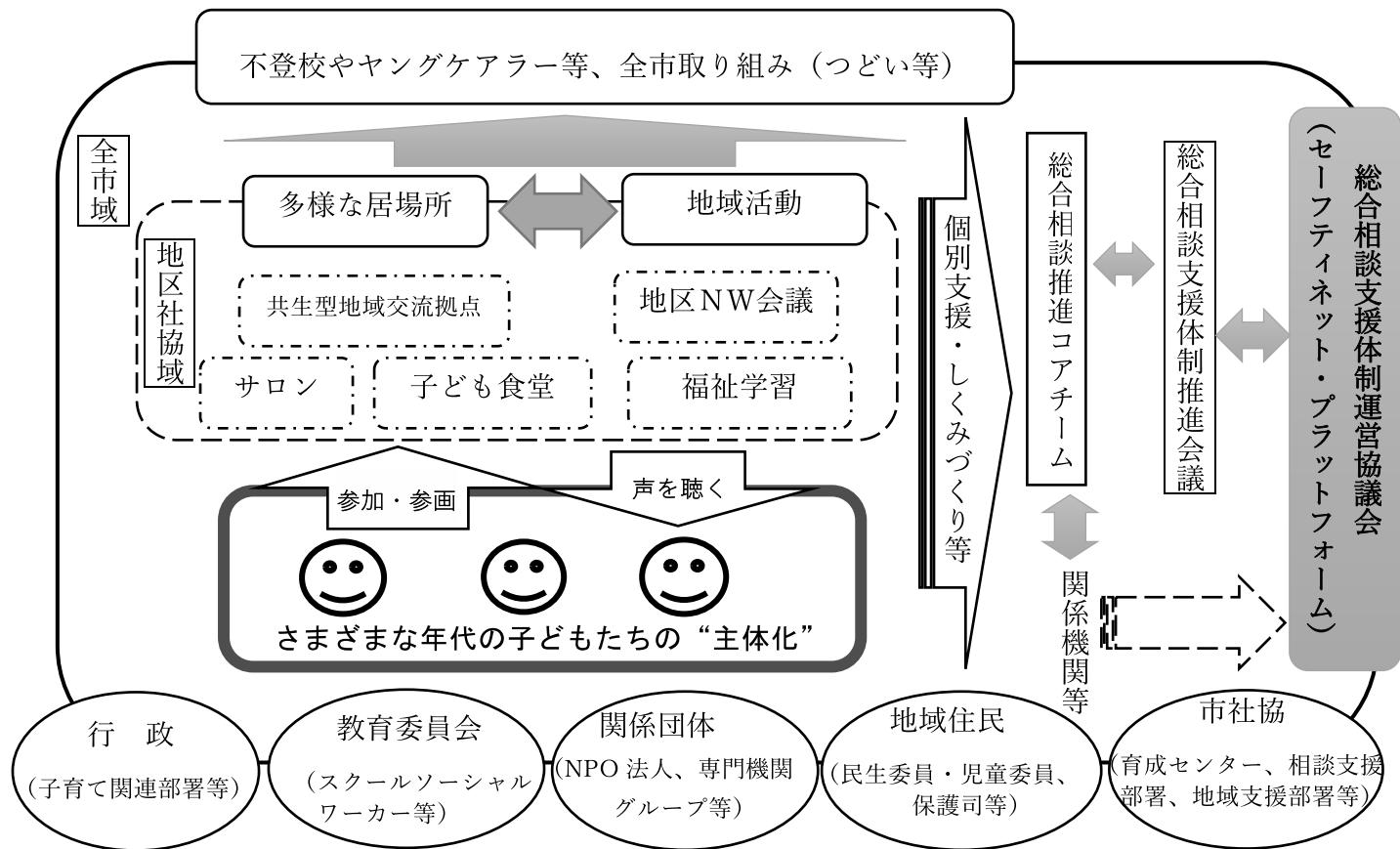
○子どもを見守る地域づくり

- ・地区ネットワーク会議参加団体による多様な見守り活動実践
- ・社会福祉法人連絡協議会加盟法人や高齢者見守り事業協力事業者への子ども見守り活動実施にむけた働きかけ
- ・留守家庭児童育成センター運営委員会を基軸に、地域との子どもの見守り育ちへの連携を充実
- ・西宮市要保護児童対策協議会と連携した取り組み検討（セーフティネット機能の会議体の模索）
- ・子ども食堂等の活動団体とのネットワーク体制づくり

○同じ状況や課題をもった子どもたちのつながりづくり

- ・不登校やひきこもり等に関する既存団体との連携
- ・家庭内で介護等の役割を担っている子どもたちが集える「ヤングケアラーのつどい」実施

<地区社協域および全市域での子どもに関する取り組みイメージ>



※取り組み推進は“総合相談推進コアチーム”が担当し、進捗管理は“総合相談支援体制推進会議”で行う

支援事例

複合化した課題のある子育て世帯へのサポート体制の広がり

注意欠陥障害のある40代女性、小学生の子どもと2人暮らし。体調不良のため家事が十分できない状態で、ひとり親家庭支援を行っているNPO法人から家事サポートを受けていた。会議の中でNPO法人がくらし相談センター「つむぎ」のことを知ったことがきっかけで相談が入った。

本人と一緒に各種の行政手続きをサポートする中で、家事支援についても継続的な利用ができるよう公的なサービスにつないだ。忘れやすい等の状況が生活や子育てに影響する場面があることから「障害者総合相談支援センター」とも連携し、本人の生きづらさ、母としての思い等にも寄り添いながら総合的な相談対応を行った。

当初は人との関わりに不安があった母親も、新しい支援者、支援機関にも慣れ、自分の思いを話すことが少しずつできるようになってきた。

これまでサポートしていたNPO法人とも協働しながら、今後は子ども自身の声もしっかり聞く機会をもち、地域でこの親子が安心して暮らせるようなサポート体制を築いていく。

留守家庭児童育成センターの気になる子どもとその保護者への関わりの広がり

留守家庭児童育成センターから、利用する子どもと保護者ことで「障害者総合相談支援センター」に相談が入った。その子どもは、衝動性が高く、感情が抑えられないため、指導員や友達への暴言や暴力、その場を飛び出すことがあり、小学校の担任や留守家庭児童育成センター指導員は、集団の中で『気になる子ども』として関わっていた。

保護者も子どもへの対応や今後の成長について悩んでいるとのことだったので、発達療育の専門機関にも入ってもらいながら、子どもの関わり方について学校や育成センターとともに考え、あわせて保護者の相談を受け止められる体制をつくった。

今後も、地域の中で子どものライフステージに応じた必要な支援ができるよう、子ども自身と保護者に寄り添いながら支援の輪を広げていく。

<年次計画> 第9次計画重点取り組み 子どもたちと共に創り出す共生のまち

1. 子どもたちの声を地域づくりへ、子どもたち自身が地域づくりへ

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
子どもたちとともにすすめる居場所づくり	ふれぼのでの中高生むけプログラム実施	モデル実施	評価見直し	実施	
	子ども食堂等多様な主体の活動同士の連携推進		実施		
子どもたちの声を聴く機会づくり	地区ネットワーク会議への意見反映	地区計画づくり	各地区での取り組み共有		中間見直し(機会づくり)
子どもたちの学びの場づくり	小学校等での福祉学習の実施と普及(福祉学習サポーターの養成等)		準備	養成	モデル実施
	「福祉学習ガイドブック」の内容見直しと活用に向けた教員との連携	情報収集	準備見直し	作成周知	
	育成センターでの認知症サポーター等の実施プログラム作成・実践	講座実施	プログラム検討	モデル実施	実施
	高齢者や幼児、障害のある人等との交流プログラムの検討と実施		準備	モデル実施	実施

2. 子どもたちのSOSを見逃さない地域へ、子どもたちがSOSを出せる地域へ

具体的活動・事業	内容	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
課題を抱える子どもや世帯の早期発見・相談対応・具体的支援	社協内部署が連携した支援体制のしくみ構築及び具体的支援(総合相談推進コアチームを軸に)	体制検討ニーズ把握	実施		
	各相談窓口と連携した育成センター指導員研修の実施	実施			
子どもを見守る地域づくり	子どもの見守り活動の推進 子どもの居場所づくり推進	準備	モデル実施	評価見直し	体制構築
	子ども食堂等多様な主体の活動同士の連携推進		再掲(重点取り組み1)		

用語解説

NPO 法人

ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の発展を促進することを目的とした特定非営利活動促進法により、法人格を与えられた特定非営利活動団体

LGBTQ

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning(クイアやクエスチョンング)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称

エコボラ

地域や環境の問題に対して関心をもち、改善に取り組もうとする活動。市社協ボランティアセンターでは、誰もができる取り組みとして包装紙の再利用による封筒づくり等を行い社会参加のきっかけにもつながっている。

エンパワメント

自己決定や自己実現にむかう力が促され、その人らしく生きていくこと。

共生

人と人がお互いの存在を尊重し合い、対等な関係を築きながら、一人ひとりが自分の役割と居場所をもつて、共に生きていくこと。

共生型地域交流拠点

西宮市共生型地域交流拠点運営等補助事業に基づく交流拠点。介護保険法に定める地域支援事業の一般介護予防事業に基づき設置するものであり、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰もが参加することができる地域福祉活動の展開を目的とした常設の交流拠点である。2021 年(令和 3 年)9 月末現在、市内に 5 か所設置されている。

共創

立場が異なるそれぞれの個人・団体が話し合い、新しい価値を共に創ること。

子育てコンシェルジュ

西宮市の子育て支援サービス。育児での悩みや困りごとについて、気軽に相談ができ、必要な子育て支援サービスにつなげる専門職

コミュニティビジネス

地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化が期待されている。

若年性認知症

18 歳以上 65 歳未満で発症する認知症

重層的支援体制整備事業

地域住民が抱える課題の複雑化・複合化により、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、対応が困難である状況から、2018 年(平成30年)社会福祉法の改正により「包括的支援」を支える重層支援体制整備事業を創設。この事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を市町村の創意工夫により一体的に実施する手上げ方法の任意事業

小地域福祉活動

住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民同士が支え合い助け合う活動。西宮市では、概ね小学校区域で住民主体の組織である地区社会福祉協議会が活動を行っている。

スクールソーシャルワーカー

問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門職

スナフキン

作家トーベヤンソンの作品である「ムーミン」シリーズに出てくる自由に旅することをこよなく愛するキャラクター
生活支援コーディネーター

2015年(平成27年)介護保険制度の改正に伴い、自治体ごとに配置された新たな活動づくり等を行う専門職。西宮市では市社協が受託し、2021年度(令和3年度)現在6名が配置されている。生活支援コーディネーターは居場所づくりなどを通して、一人ひとりが自分の役割と居場所をもち、共に生きていく地域社会の実現をめざし、誰もが主人公になってすすめる「共生のまちづくり」の取り組みを推進している。

セルフヘルプグループ

病気や障害等、同じ問題を抱える当事者同士が自発的につながり、思いや体験を話したり聞いたりすることで悩みや苦しみを分かち合い自分らしく生きていくことを目的に結びついた集まり。行政区にとらわれることなく自由に集まっているのが特徴である。

地域のプラットフォーム

地域の中で住民、地域諸団体、福祉事業所、商店や企業等地域を構成する多様な主体が出会い、つながり、互いの顔の見える関係づくりを行う場

地区社協圏域

地区社会福祉協議会の助け合い活動をすすめる範囲。概ね小学校区の範囲

地縁団体

自治会や町内会等地域の住民のつながりでつくられた団体

当事者

福祉課題を抱える本人

当事者組織

同じような経験や境遇をもつ人たちが集まり、悩みを分かち合い、解決のために学び、社会に発信し、支え合う組織。市社協が支援する「さくら会」「ひまわり会」等がこれにあたる。

本人

当事者（障害当事者、課題を抱えた人等）のこと。

西宮市社会福祉法人連絡協議会（愛称 ほっとかへんネット西宮）

兵庫県では「ほっとかへん」を合言葉に、市区町域で複数の社会福祉法人が連携することで、地域の生活・福祉課題の解決を図る取り組みをすすめている。2019年（令和元年）7月に西宮市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット西宮）を設立し、市社協が事務局を担う。社会福祉法人の地域貢献や専門職の人材育成等について、分野を超えた協議や連携を図っている。2021年（令和3年）9月現在、28法人が加盟

西宮市地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置された協議体。誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざし、障害のある人たちの暮らしについて当事者や各関係機関・団体、行政が協議しているネットワーク。本文では地域自立支援協議会と記載

農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野で、新たな働き手の確保につながる可能性をもっている。

ヤングケアラー

障害や病気によって介護を要する家族があり、家事や家族の世話などを行っている子ども（法令上の定義はない）

第4章 資料編

1. 第8次地域福祉推進計画の振り返り（第8次計画すすめる会議での協議）

第8次計画では、計画をすすめるための協議の場として『すすめる会議』を設け、事業の課題解決にむけた審議を行うため計11回開催し検討した。特に、計画に位置付けた事業・活動に関する2年間の進捗状況の点検・評価を行うとともに、推進上の課題整理や今後の推進にむけた対応策について審議した。

【すすめる会議の開催経過と主な協議内容】

	日時	主な協議内容
1	2015年(平成27年) 10月22日	・正副委員長の互選 ・すすめる会議の設置及び計画推進体制について ・第8次地域福祉推進計画 推進状況について
2	2016年(平成28年) 3月24日	・第8次地域福祉推進計画(平成28年度 推進強化項目)進捗・評価について
3	2016年(平成28年) 7月21日	・地区ネットワーク会議の普及のための検証の実施について ・総合相談支援体制構築にむけて ・共生館ふれぼのの実践について報告
4	2016年(平成28年) 12月14日	・全体進捗状況(平成28年度中間)について ・地域共生館ふれぼの実践について
5	2017年(平成29年) 3月14日	・地域におけるつながり・居場所づくり ・地区ボランティアセンターの運営強化…地区ボランティアセンターの機能について
6	2017年(平成29年) 7月3日	・第8次地域福祉推進計画 中間見直しのすすめ方について 見直しの重点項目「地域福祉の推進」「権利擁護・総合相談支援体制の構築」「人材養成・地域福祉開発」
7	2017年(平成29年) 11月6日	・見直し重点事項の推進状況について 「地域福祉の推進」「権利擁護・総合相談体制の構築」「社会福祉法人との連携」
8	2018年(平成30年) 3月5日	・平成29年度の全体進捗の報告に基づいた重点項目について 「地域福祉の推進」「権利擁護・総合相談支援体制の構築」「人材養成・地域福祉開発」
9	2018年(平成30年) 11月7日	・正副委員長の互選について ・第8次地域福祉推進計画後期推進方向性について
10	2019年(平成31年) 3月12日	・平成30年度の全体進捗状況に基づく各事業や取り組みについて
11	2020年(令和2年) 2月13日	・第9次地域福祉推進計画策定について ・全体進捗状況(令和元年度 報告) ・権利擁護・総合相談支援体制推進検討会議について

2. 第8次地域福祉推進計画の現状・評価から第9次地域福祉推進計画へつなぎたい要点・視点

第8次計画 現状・評価〔主な取り組み 進捗状況〕		第9次計画につなぎたい要点・視点
I 住民と多様な主体がともに進める地域福祉活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○つどい場・地域拠点づくり普及推進 <ul style="list-style-type: none"> ・個人・グループによる自宅や集会所を利用したつどい場等の広がり（箇所数 44か所） ・共生型地域交流拠点（R2年 5か所設置） ○地域での話し合う場・ネットワークづくりの場 <ul style="list-style-type: none"> ・地区ネットワーク会議（R2年 20地区/35地区） ○社会福祉法人連絡協議会（R元年 24法人加盟） ○障害のある人・家族と地域とのつながりづくり <ul style="list-style-type: none"> ・地区懇談会（H27年 10か所→R元年 30か所） ○生活支援コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・第1層1名、第2層5名 計6名体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な団体の地区社協圏域でのネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> * 多様なネットワークのあり方 * 地区ネットワーク会議のあり方の再検討 * 福祉事業所の連携と住民や地域団体との協働 ○小地域福祉活動の活動目的の再確認 <ul style="list-style-type: none"> * さまざまな人の社会参加の場づくり * 困りごとに気づき、受け止め、支える力の強化 * 個人を大切にした活動（居場所・見守り） * 新たなつながり方の検討 ○共生型交流拠点の充実・拡充 <ul style="list-style-type: none"> * 共生のまちづくり実践の要素を含む活動展開 ○地区担当者・コーディネーターの一元化 	
II SOSに気づき、SOSをもらさない総合相談支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ○地区VCの身近な相談窓口としての機能強化 ○生活困窮者自立相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援事業を市より受託。「西宮市くらし相談センターつむぎ」運営 ○市社協内の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援職員と相談支援職員を医療・介護圏域に分けエリア会議を設置したが、圏域が広いことや地域担当制をとれない部署もあり、定期会議の実施に至らず。 ・「権利擁護・総合相談支援体制推進検討会議」実施 →検討会議報告書を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区VCの機能・役割の検討 ○権利擁護・総合相談支援体制検討会議からの必要な視点 ○行政と協働で作る総合相談支援体制の仕組み <ul style="list-style-type: none"> * 全市域の総合相談支援体制にむけての施策検討 * 必要な事業見直しと施策化にむけての協議 ○総合相談支援体制推進の取り組みの客観性をもつPDCAサイクルの確立 	
III 共生のまちづくりに向けた土壤づくり <ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護・障害等理解啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・障害理解、障害者差別解消法の啓発の取り組み ・あいサポート運動（R元年 受託） ・認知症サポーター養成講座（R元年約3,000人育成） ○小中学校での福祉学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・教員新任研修での福祉学習についての周知 ・各小中学校と連携した福祉学習の実施 ○人材発掘・養成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域版人材育成事業でのフォーラム・講座等形式での新たな人材発掘 	<ul style="list-style-type: none"> ○伝える福祉学習 <ul style="list-style-type: none"> * 小、中学校での福祉学習の体系化と視点の統一 ○感じとる福祉学習 <ul style="list-style-type: none"> * 当事者と同じ時間を共有する機会・場づくり * 交流拠点での多様な人との意識した混ざり合い * 青葉園の実践から他施設と住民とのつながり ○人材発掘・養成 <ul style="list-style-type: none"> * 長期的な視点をもった土壤づくり * 活動者の世代交代への支援 * 既存の活動にとらわれない人材発掘 * 専門職の人材養成（地域づくりの視点） 	
IV 共生のまちづくり実践 <ul style="list-style-type: none"> ○地域共生館ふれぼの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生館ふれぼの全体で障害のある人、高齢者、子ども等幅広い住民が集い、相互に交流し、関係性を深めさまざまな取り組み実施 ・「お誘い隊」の実施 ・子どもも含めたあらゆる人たちの居場所づくり ○共生のまちづくり研究・研修所の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・R2年に要綱を定め設置し、研究所の役割整理を行い、具体的議論を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○さらに多様な主体による共生のまちづくり実践の展開・具体化 ○ふれぼの実践の他地区や交流拠点への波及 	

3. 権利擁護・総合相談支援体制検討委員会報告から

第8次地域福祉推進計画を踏まえ「権利擁護・総合相談支援体制の推進」にむけて2019年度（平成元年度）に市社協内に権利擁護・総合相談支援体制推進検討会を立ち上げ、権利擁護・総合相談支援体制にむけて各部署の相談傾向と課題分析を行い報告書にまとめた。

○権利擁護・総合相談支援体制推進検討会議 議論経過

	日 程	主な協議内容
1	2019年（令和元年） 8月 26日	○権利擁護・総合相談体制推進検討会議について ・包括的な支援体制づくりをすすめていくための社協職員での検討会議 ・課題化するためのケース分析の必要性を共有 ○生活困窮相談支援事業のしくみのあり方検討について
2	2019年（令和元年） 9月 30日	○生活困窮相談支援事業のしくみについて ・現状、行政・よりそいとの事業検討、社協内の検討 ○ケース分析 ・社協内各課の特徴的なケースや漏れている層の分析 →早期発見・早期対応が難しいということは、しくみの問題 →出口づくりを社協内でどのように展開できるかの検討が必要
3	2019年（令和元年） 10月 23日	○体制構築にむけた課題・取り組みの整理 ・現状・課題、課題解決にむけた具体的取組について意見交換 →SOS を出しやすい地域とそれを受け止めるしくみづくり →各部署の課題整理が必要 →短期・中期・長期に取り組むものを整理し、第9次計画へ連動
4	2019年（令和元年） 11月 25日	○生活困窮者自立支援事業について ・厚生課とのヒアリング状況 →生活困窮者自立支援（総合相談支援）の視点からの地域づくり ○体制構築にむけた課題・取り組み整理について
5	2019年（令和元年） 12月 16日	○体制構築にむけた課題・取り組み整理について →グレーゾーンの連携のあり方 →排除にむかわない孤立させない地域づくり
6	2020年（令和2年） 1月 17日	○体制構築にむけた取り組みについて～前回議論から～ →グレーゾーンの受け止め～部署同士の相乗りをどうつくるか～ →地域生活支援〈社会参加〉を実現するために ～住民と専門職との接着剤づくり～
7	2020年（令和2年） 2月 18日	○権利擁護・総合相談体制推進検討会議 報告書について

令和2年度には権利擁護・総合相談支援体制検討会の報告書から出てきた課題への取り組みを推進していくために、社協内総合相談支援体制の構築を図るための各部署横断的な体制整備をすすめた。

【相談支援と地域支援の連携についての課題】

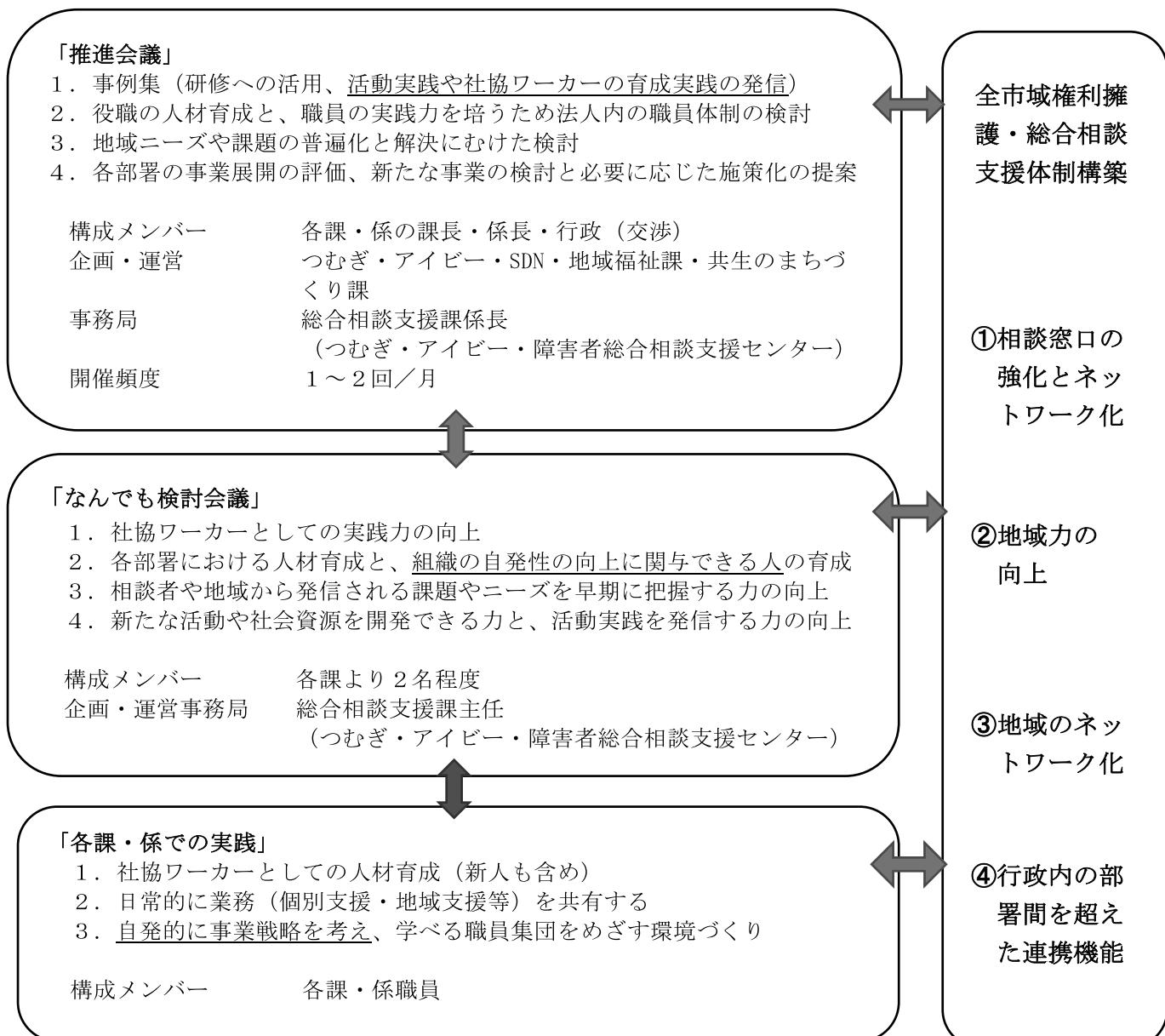
- 相談支援と地域支援が連携するための意識と体制づくり
- 個別相談から社会化につなげるワーカー、社会資源を創造できるワーカーの育成
- 早期発見・SOS の出しやすい地域づくりにむけて、市社協が相談を受け止める姿勢、しくみの明確化
住民にむけて市社協総合相談支援体制の発信

【体制構築にむけて必要な2観点】

1. グレーゾーンの受け止め ~部署同士の“相乗り”をどのようにつくるか~
2. 地域生活支援 “社会参加”を実現するために ~住民と専門職との接着剤づくり~

【取り組みポイント】

- ポイント① 社協内連携と人材育成の基盤をつくる。
- ポイント② 地域ニーズに基づき戦略性をもった事業展開を行う。
- ポイント③ 新たな活動や社会資源の創出、必要に応じ西宮市と協働し事業化する。
- ポイント④ 活動実践と社協ワーカーの育成実践を発信する。



4. 地域福祉推進地区組織代表者会議から出された地域福祉課題及び提言

2019年（令和元年）～2020年（令和2年）エリア地域福祉推進地区組織代表者会議より

（1）これからの地区社協活動について

①日々の活動から感じる社会状況・地域状況

- ・8050問題や不登校の子どもに対する取り組みの必要性を感じている。
- ・子どもが小さい頃から働きに出る若い世代が増加している。
- ・外国籍の方が増えてきている。
- ・SNSの普及なども影響し、若い人も生きづらさを抱えているのでは。
- ・ボランティアが高齢化している。
- ・子育てサロンは少々遠くても通えるが、高齢者は校区に1か所だけでは通えない人がいる。

②将来の地域や地区社協のことを考えた展開

- ・次世代のことを考えて「居場所づくり・人づくり」をすることが社協の存在感ではないか。
- ・一人ひとりの住民が自分の暮らす地域での思い出をもつことが、将来の私たちの地域に生かされていくのでは。
- ・若い世代が働きながらでも地域に関われる状況、まず町に出てきてもらうための声かけが必要。
- ・防災のことを考える場をつくれていない。



③地区社協活動・組織の転換や見直しの動き

<組織・人材>

- ・若い人が入りやすい雰囲気づくりをしていく。
- ・持続可能な組織にするため、まずは部会制の見直しを行う。
- ・現状に合う形に勇気をもって変えていくことも必要
- ・場当たり的に活動をすすめるのではなく、組織を整理して取り組みたい。

<活動>

- ・少しづつ取り組んでいくことが大事
- ・活動を考えるために、他地区の活動を見せてもらうことも必要
- ・数年活動形態を変えていない。これでいいのかと考えている。
- ・事業計画を無難にこなしてしまっている。もっと住民全体が参加できるものをつくる必要がある。

④地域状況に合わせた居場所づくり・サロン活動の転換、地域内でのネットワークづくり

<居場所づくりの展開>

- ・顔が見える関係づくりのためにも、近くで行ける場として自治会単位での動きが重要

<サロン活動の転換>

- ・サロンを分散化していきたい。
- ・地域の方の出会いの場をつくり出すのがサロンだと思う。
- ・サロンがイベント化している。もっと気軽なものではないか。
- ・参加人数より、そのサロンの目的（どんな人に来て欲しいか）が大事
- ・来られる方のつぶやきから相談ごとを拾い上げる。
- ・誰もが来られる場にするため「いきいきサロン」という呼び方をやめた。（平木「ひらくす」）

<地域内でのネットワークづくり>

- ・地域内のNPOとつながりができた。足りないところを補い合って活動ができれば。
- ・地域内にあるつどい場一覧の冊子を作成。地域内の活動を総合的に見ることが大事

(2) 第9次地域福祉推進計画策定及び地区福祉計画策定について

※第8次地域福祉推進計画の進捗から見る主要な課題を基に協議

①住民と多様な主体がともにすすめる地域福祉活動の推進

- ・地域内に事業所や団体などがあるが別々で動いている。協力して一緒に取り組んでいきたい。
- ・NPO法人などが増えてきている。地域の中で融合していけたら良い。
- ・つどい場をつくるように言われているが、実際にはいっぱいある。活動している場の情報を流してもらうことが大切である。
- ・withコロナの時代での地域福祉活動を模索しなければいけない。
- ・多様な意見を取り入れることについては地区ネットワーク会議の活用が必要である。

②人材発掘と養成

- ・人材発掘と養成が大事。人材を誰に引き継ぐかが難しい。
- ・PTAを評議員に入れているが、1年で入れ替わってしまいその先が続かない。
- ・新しい人がいない。世代交代への支援とあるが誰がしてくれるのだろうか。
- ・部長（リーダー）の担い手が難しい。ボランティアという形で関わってくれる人はいる。
- ・地区ボランティアセンターの登録は多いが全ての人が活躍できていない。
- ・サロン等に来ている若いお母さんたちをどうにか育てていきたい。
- ・子育てサロンなどで若い世代とも関わりをもちながら活動できればと考えている。

③共生のまちづくり実践の展開と地域型地域交流拠点の普及

- ・「共生」は地区ごとではなく全市的に考えていく必要がある。障害のある人は、見た目ではわからない人もいる。地域では、施設も含めて遠くから見守ることを意識している。
- ・交流拠点には若い方も関わってやる気があると思う。
- ・市内にふれぼの（交流拠点）を増やしていく必要があるが、地域住民だけでは難しいと感じる。

④その他

- ・第8次計画の時に全戸配布でアンケート調査を行った。自由記述が多く見られ、計画をまとめていく中の課題分析に大変役に立った。
- ・社協の存在意義とは何なのか。あらためて振り返るべき。
- ・「計画策定」に負担感がある。日々の活動の積み重ねで今があるので、計画と言われてもビジョンが見えにくい。
- ・立派な計画をつくっても絵にかいたモチになってしまわないように注意する必要がある。

<市社協地域福祉推進計画について>

- ・市社協が市地域福祉計画に提言していくことが本当にできるのか。
- ・市地域福祉計画と市社協地域福祉推進計画との役割の整理が必要ではないか。市の計画は長期的、全体的なもの。市社協の計画は専門性ではないか。
- ・地域で「やりたいこと」「やれないこと」を吸い上げて市につないで欲しい。

5. 団体ヒアリング結果

(1) 団体ヒアリングの目的

第9次計画で取り上げている「子どもの権利擁護・エンパワメント」、そして「これからの地域活動の一つとしての有償活動」について、市社協の日々の事業や活動からはそれぞれの現状や課題等を十分に把握しきれていないこともあり、地域で活動展開をしている団体や行政等の関係機関にヒアリングを行った。

(2) ヒアリング団体と実施日

	団体名	実施日
子ども関係の 団体等	NPO 法人 みやっこサポート	2020年（令和2年）12月15日
	子育てコンシェルジュ	2020年（令和2年）12月16日
	NPO 法人 a little	2020年（令和2年）12月23日
	にしのみや学びネットワーク	2021年（令和3年）1月22日
有償での生活 支援活動	北六甲台地区ボランティアセンター	2020年（令和2年）12月15日
	NPO 法人 なごみ	2020年（令和2年）12月21日

(3) ヒアリング結果と第9次計画への重要なポイント

● 子どもや子育て世帯を取り巻く現状と課題

現状	【孤立】 <ul style="list-style-type: none">転勤族が多く助けてもらえる関係の人が周りにいない。外国籍の子どもが増え言葉の問題から地域とつながりにくい。助けてもらうことへの心の壁があり「手伝って」「助けて」と言い出しにくい。父親からの相談が増えてきている。 【困りごとの発見】 <ul style="list-style-type: none">サロン等での関わりから、本人が自覚していない困りごとを発見することがある。地域で交流スペース(居場所)をつくることで色々な課題やニーズが見えてくる。 【支援など】 <ul style="list-style-type: none">相談機関が十分に機能できていない。保護者が自分たちで動いているため、狭い情報の中での動きとなってしまっている。ファミリーサポートセンターなどの支援はあるが、事前予約など利用しづらく、十分に機能できていない。医療的ケアの必要な子どもは制度の狭間にある（特に学校生活など）。不登校について本人、家族、学校も理解が不足している。
	【地域との連携】 <ul style="list-style-type: none">同じテーマの活動団体とは連携は取りやすいが、住民や地域諸団体とのつながりは難しい。 【行政や専門機関との連携】 <ul style="list-style-type: none">民間の支援団体と行政との連携は取りにくい。個別への支援に関するものは行政や学校などの理解や協力が得られにくい。 【情報の提供】 <ul style="list-style-type: none">必要な子どもや家庭に情報が届かない。（情報を平等に伝える機会がない）
これから 必要と思う こと	<ul style="list-style-type: none">子どものことを話すのに本人がいない。 ⇒子どもの口から語ってもらうことが大事地域の中での子どもの居場所 ⇒子どもたちが信頼できる大人たちの存在が大事不登校の子どもたちには、学校のみの社会だけではなく違う受け皿も必要 ⇒学習支援、ボランティア、地域との関わり等

【第9次計画検討に重要なポイント】

- 子どもたちが地域とつながり、声を発信できる場づくり・機会づくりが必要
- 住民・活動者・団体・学校・行政等が連携できるためのネットワークづくりが求められている
- 情報提供・発信のあり方

●有償でのサポート活動の現状と課題

現状	<p>【依頼・ニーズ】</p> <p><北六甲台地区ボランティアセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズは多くなく、同じ人が利用する傾向となっている。 <p><NPO 法人なごみ「よろず屋」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初目標(年間 1,000 件)よりも件数が上回っている。 ・子育て世代(産後支援や保育所送迎等)、外国籍の人、低所得者からの依頼も多い。 ・500 円でも金銭的に厳しい人がいる。(よろず屋) ・依頼で対応することで、依頼の他の課題を見えてくることがある。 <p>【活動者】</p> <p><北六甲台地区ボランティアセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在サポーターは 23 人であるが活動している人は 6 人。活動を依頼する人がいつも決まっている。 ・1 度登録すると登録更新のしくみがないため、活動がなければ声かけはなかなかできない。 <p><NPO 法人なごみ「よろず屋」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動者は当初の目標数を超えていている。最年少が 14 歳。高校生の登録をはじめ、40 代の主婦層も多い。空き時間をパート的に気軽に参加している。
活動などで の課題	<p>【有償と無償】</p> <p><北六甲台地区ボランティアセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償と無償の線引きが難しく、実質登録しているかどうかで有償と無償が線引きされている。(有償と無償両方を実施) ・活動がなかなか理解してもらえず、業者のように思われることがある。 <p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口コミでの依頼が多く、広報について試行錯誤している。リーフレットや SNS だけでは理解が得られにくい。 <p>【ニーズと活動者のバランス】</p> <p><北六甲台地区ボランティアセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動をお願いする人が決まってしまっている。 <p><NPO 法人なごみ「よろず屋」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼件数とサポーターのバランスが難しい。

【第 9 次計画検討に重要なポイント】

- 有償活動と無償の活動との整理、地域での困りごとへの支援に対する方向性を検討する。
- ・有償活動のしくみの方が、住民にとって依頼がしやすいかも知れない。
- ・よろず屋のようなコーディネート機能のある拠点が常時確保され、すぐに対応できるしくみが今後必要なのではないか。現在の地区ボランティアセンターの機能との違いから、地区ボランティアセンターの価値と今後の方向性の検討が重要
- ・学生～40 代の世代にとって、自分のできる時間に活動できるしくみがやりやすい。

6. 地区社会福祉協議会等の人口・世帯・主な活動一覧

地区	人口 (人)	(世帯) 世帯数	(人) 65歳以上	% 高齢化率	きふれ いきあ さい ロ・ ンい	子育て サロン	昼食会	地区 VC	見守り 訪問 電話	障害者との ふれ あい 交流	多世代 交流	広報紙	福祉講座	地区ネットワ ーク会議	あんしん ギフト	
浜脇	21,562	11,080	4,977	23.1	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
香櫞園	13,355	5,799	2,795	20.9	●	●	●	●	●			●	●	●	●	
安井	11,812	6,004	2,463	20.9	●	●	●	●	●			●	●	●	●	
用海	12,335	5,932	3,006	24.4	●	●	●	●		●		●		●	●	
今津	15,132	8,046	4,057	26.8	●	●		●			●	●		●	●	
春風	15,393	7,058	3,521	22.9		●	●	●	●	●	●	●		●	●	
津門	14,206	7,311	3,336	23.5	●	●		●	●		●	●			●	
芦原	6,553	3,519	1,614	24.6	●		●	●	●			●	●	●		
広田	15,685	7,148	3,666	23.4	●	●	●	●				●	●		●	
平木	7,783	4,086	1,457	18.7	●		●	●			●	●	●			
大社	16,124	7,167	3,655	22.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
神原	6,447	3,115	1,696	26.3	●	●	●	●	●	●	●	●			●	
甲陽園	16,628	7,313	4,434	26.7	●	●		●	●		●	●			●	
夙川	16,005	6,913	3,578	22.4	●	●	●	●	●			●	●	●	●	
北夙川・ 苦楽園	22,876	9,826	5,516	24.1	●	●	●	●				●	●	●	●	
鳴尾西	9,234	5,208	2,444	26.5		●	●	●			●	●		●	●	
鳴尾北	18,982	8,695	4,309	22.7	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
小松	11,926	5,415	3,005	25.2	●	●	●	●	●			●		●	●	
鳴尾東	11,496	5,635	3,310	28.8	●	●	●	●		●		●	●	●	●	
高須	18,277	9,664	6,254	34.2	●	●	●	●	●			●	●			
甲子園浜	6,942	3,712	2,448	35.3	●	●	●	●				●		●	●	
南甲子園	16,136	6,966	3,759	23.3	●	●	●	●		●	●	●			●	
上甲子園	12,486	6,218	3,020	24.2	●	●	●	●	●		●	●		●	●	
瓦木	24,812	11,880	5,567	22.4	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	
高木	19,684	8,111	3,109	15.8	●	●	●	●		●	●	●			●	
甲東	15,684	6,287	3,322	21.2	●	●	●					●	●			
段上	8,976	3,876	2,296	25.6	●	●	●					●				
段上西	12,188	5,237	2,513	20.6	●	●	●			●	●	●	●	●	●	
上ヶ原	21,741	10,159	5,471	25.2	●	●	●	●			●	●	●			
樋ノ口	13,219	5,421	2,602	19.7	●	●	●	●			●	●	●	●	●	
生瀬	8,290	3,712	2,588	31.2	●	●		●		●	●	●	●	●	●	
名塩	11,071	4,752	3,514	31.7	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	
東山台	7,170	2,756	1,561	21.8	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	
山口	8,435	4,389	2,655	31.5	●	●		●		●	●	●		●	●	
北六甲台	7,966	3,501	2,161	27.1	●	●		●		●	●	●	●	●	●	
西宮浜	6,797	3,278	1,885	27.7	●	●	●									
合計	484,404	225,187	117,563	24.3	【2021年（令和3年）9月末現在 西宮市5歳刻み住民基本台帳人口 参考】											

7. その他

(1) 原案策定委員会の審議経過

回数	開催日	主な協議内容
1	2020年(令和2年) 10月 2日	(1) 正副委員長の互選 (2) 第9次地域福祉推進計画策定について ・策定スケジュールについて ・第8次地域福祉推進計画からの4つの課題 ・近年の社会動向について (3) 第9次地域福祉推進計画に関する意見交換 ① グループ討議 第8次地域福祉推進計画からの4つの主要課題について ② グループ討議内容報告・共有
2	2020年(令和2年) 12月 7日	(1) 第9次地域福祉推進計画重点項目(仮)について ① 重点項目に対する現状評価・課題 ② グループ討議 第9次地域福祉推進計画の重点項目について (2) 今後のすすめ方 ・団体ヒアリングについて ・各事業等の詳細な評価
3	2021年(令和3年) 2月 19日	(1) 第2回策定委員会(グループディスカッション)から見えた重要な視点 (2) 第9次地域福祉推進計画における団体ヒアリング結果について (3) 第9次地域福祉推進計画 推進目標(素案)について ・推進項目Ⅰ～Ⅳについて ・子どもに関する事項について (4) 第9次地区福祉計画について
4	2021年(令和3年) 7月 12日	(1) 第9次地域福祉推進計画 福祉目標と計画体系について (2) 第9次地域福祉推進計画 推進目標Ⅰ～Ⅲ・重点取組(素案)について
5	2021年(令和3年) 8月 24日	(1) 第9次地域福祉推進計画 原案(案)について (2) 策定後の計画進捗管理等について

(2)原案策定委員会要綱

社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会 第9次地域福祉推進計画原案策定委員会要綱

(設 置)

第1条 理事長の諮問に応じ、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会第9次地域福祉推進計画（以下、「第9次計画」という。）の原案を策定するため、第9次地域福祉推進計画原案策定委員会（以下、「策定委員会」という）を設置する。

(構 成)

第2条 策定委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は理事長が委嘱する。
- 3 委員任期は第9次計画の原案を答申するまでの間とする。
- 4 理事長及び副理事長は策定委員会に出席し意見を述べることができる。

(運 営)

第3条 策定委員会には委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員を招集して策定委員会を開き議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは副委員長が代行する。

(小委員会)

第4条 委員長が必要と認めた場合は、小委員会を設置することができる。

(関係者の出席)

第5条 委員会が特に必要と認めたときには、関係者の出席を求め説明及び意見を聞くことができる。

(細 則)

第6条 この要綱に定めるほか策定委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は令和2年10月2日から施行する。
- 2 この要綱は第9次計画の原案の答申をもって廃止する。

(3) 第9次計画 原案策定委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	団体	所属・役職	備考
◎	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部	教授	
	平尾 昌也	関西学院大学 人間福祉学部	助教	
○	梶 泰享	西宮市社会福祉協議会	副理事長	
	四本 寿継	西宮市社会福祉協議会	副理事長	2020年10月～2021年6月
	清水 明彦			2021年7月～
	安東 裕子	西宮市民生委員・児童委員会	会長	
	泉 明子	西宮市手をつなぐ育成会	副会長	
	中島 恵美	NPO 法人みやっこサポート	理事長	
	田村 幸大	NPO 法人なごみ	事務局長	
	樋原 一仁	西宮市社会福祉法人連絡協議会	理事	
	新島 進	生活協同組合コープこうべ	第2地区本部長	2020年10月～2021年6月
	冬頭 佐智子			2021年7月～
	川東 美千代	樋ノ口地区社会福祉協議会	会長	
	豊岡 珠世	高齢者あんしん窓口上甲子園	センター長	
	藤井 和重	西宮市健康福祉局 福祉総括室	室長	2020年10月～2021年3月
	西村 聰史			2021年4月～

(注) ◎は委員長、○は副委員長

(4) 策定チーム員名簿

	氏名	所属・役職	備考
リーダー	辻野 朋子	地域福祉係長	
副リーダー	小藪 真彦	地域支援係長	
副リーダー	増田 真樹子	総合相談支援センター長	
	本田 沙織	地域福祉係主事	
	柳瀬 知子	ボランティアセンター所長	2020年10月～
	高井 茗里	地域支援係主事	
	上野 典子	福祉啓発係長	2021年4月～
	関本 幸司	障害者就労生活支援センター長	
	福本 晶子	自立相談支援係長	
	前信 由美	青葉園事業課長	
	矢野 貴俊	総務企画係長	2020年9月まで
	岡田 美樹	福祉啓発係長	2021年3月まで

(2)原案策定委員会要綱

社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会 第9次地域福祉推進計画原案策定委員会要綱

(設 置)

第1条 理事長の諮問に応じ、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会第9次地域福祉推進計画（以下、「第9次計画」という。）の原案を策定するため、第9次地域福祉推進計画原案策定委員会（以下、「策定委員会」という）を設置する。

(構 成)

第2条 策定委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は理事長が委嘱する。
- 3 委員任期は第9次計画の原案を答申するまでの間とする。
- 4 理事長及び副理事長は策定委員会に出席し意見を述べることができる。

(運 営)

第3条 策定委員会には委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員を招集して策定委員会を開き議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは副委員長が代行する。

(小委員会)

第4条 委員長が必要と認めた場合は、小委員会を設置することができる。

(関係者の出席)

第5条 委員会が特に必要と認めたときには、関係者の出席を求め説明及び意見を聞くことができる。

(細 則)

第6条 この要綱に定めるほか策定委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は令和2年10月2日から施行する。
- 2 この要綱は第9次計画の原案の答申をもって廃止する。

(3) 第9次計画 原案策定委員会委員名簿

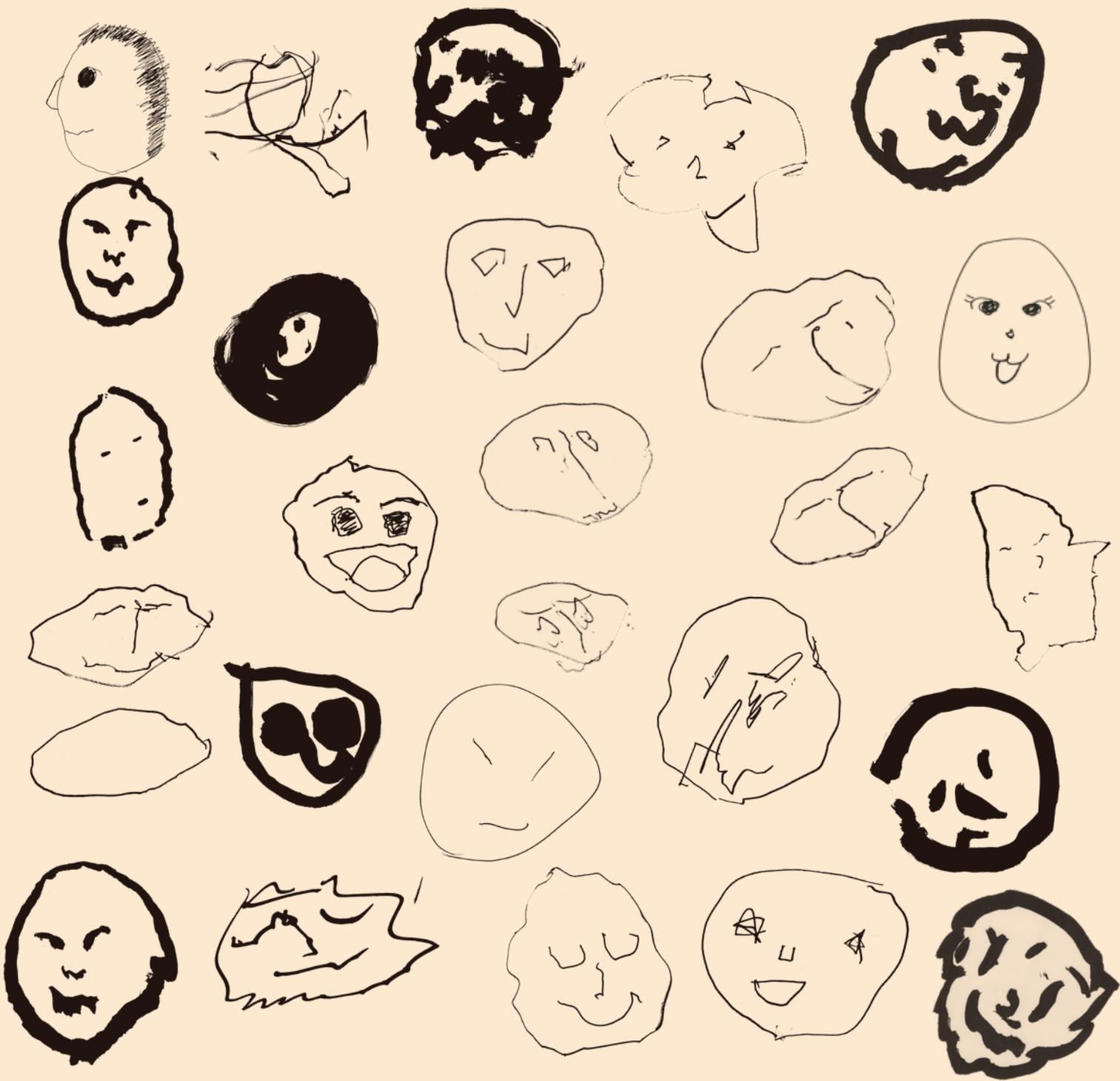
(敬称略)

	氏名	団体	所属・役職	備考
◎	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部	教授	
	平尾 昌也	関西学院大学 人間福祉学部	助教	
○	梶 泰享	西宮市社会福祉協議会	副理事長	
	四本 寿継	西宮市社会福祉協議会	副理事長	2020年10月～2021年6月
	清水 明彦			2021年7月～
	安東 裕子	西宮市民生委員・児童委員会	会長	
	泉 明子	西宮市手をつなぐ育成会	副会長	
	中島 恵美	NPO 法人みやっこサポート	理事長	
	田村 幸大	NPO 法人なごみ	事務局長	
	樋原 一仁	西宮市社会福祉法人連絡協議会	理事	
	新島 進	生活協同組合コープこうべ	第2地区本部長	2020年10月～2021年6月
	冬頭 佐智子			2021年7月～
	川東 美千代	樋ノ口地区社会福祉協議会	会長	
	豊岡 珠世	高齢者あんしん窓口上甲子園	センター長	
	藤井 和重	西宮市健康福祉局 福祉総括室	室長	2020年10月～2021年3月
	西村 聰史			2021年4月～

(注) ◎は委員長、○は副委員長

(4) 策定チーム員名簿

	氏名	所属・役職	備考
リーダー	辻野 朋子	地域福祉係長	
副リーダー	小藪 真彦	地域支援係長	
副リーダー	増田 真樹子	総合相談支援センター長	
	本田 沙織	地域福祉係主事	
	柳瀬 知子	ボランティアセンター所長	2020年10月～
	高井 茗里	地域支援係主事	
	上野 典子	福祉啓発係長	2021年4月～
	関本 幸司	障害者就労生活支援センター長	
	福本 晶子	自立相談支援係長	
	前信 由美	青葉園事業課長	
	矢野 貴俊	総務企画係長	2020年9月まで
	岡田 美樹	福祉啓発係長	2021年3月まで



西宮市社協第9次地域福祉推進計画

2021年(令和3年)10月発行

〒662-0913 西宮市染殿町8-17

編集・発行 西宮市社会福祉協議会

TEL (0798) 34-3363 FAX (0798) 35-1132

URL: <https://nishi-shakyo.jp>